

平成20年第3回(9月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (9月8日)

開 会.....	6
開 議.....	6
議事日程の報告.....	6
諸般の報告.....	6
行政報告.....	7
会議録署名議員の指名.....	1 1
会期の決定.....	1 2
諮問第3号の上程、説明、質疑、採決.....	1 2
諮問第4号の上程、説明、質疑、採決.....	1 4
同意第1号の上程、説明、質疑、採決.....	1 5
同意第2号の上程、説明、質疑、採決.....	1 7
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9
議案第47号の上程、説明、質疑、取り下げ.....	2 2
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 6
発言の訂正.....	2 7
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 8
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 0
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 2
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 4
認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	4 6
認定第8号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	5 6
散 会.....	5 8

第 2 号 (9月24日)

開 議.....	6 3
諸般の報告.....	6 3
一般質問.....	6 3
澤 畑 義 照 君.....	6 3
原 田 全 修 君.....	6 9

鈴木 多津枝 君.....	8 6
板 谷 信 君.....	1 0 6
中 田 隆 幸 君.....	1 2 2
議案第 4 7 号訂正の件.....	1 2 8
議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 2 8
認定第 1 号～認定第 7 号の委員会審査報告、討論、採決.....	1 3 4
認定第 8 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 4 4
請願第 1 号の委員会付託.....	1 4 6
川根本町議会議員派遣の件.....	1 4 6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	1 4 7
常任委員会の閉会中の継続調査の件.....	1 4 7
日程の追加.....	1 4 7
同意第 3 号の上程、説明、質疑、採決.....	1 4 8
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 9
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 5 0
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 5 1
閉 会.....	1 5 3

(原 版 が 入 る)

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	山	本	信	之	君
2番	佐	藤	公	敏	君
3番	中	田	隆	幸	君
4番	小	藪	侃	一郎	君
5番	原	田	全	修	君
6番	澤	畑	義	照	君
7番	杉	本	道	生	君
8番	高	畑	雅	一	君
9番	中	澤	智	義	君
10番	板	谷		信	君
11番	鈴	木	多	津枝	君
12番	芹	澤	徳	治	君
13番	久	野	孝	史	君
14番	森		照	信	君

不応招議員（なし）

平成20年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成20年9月8日(月)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第46号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第47号 川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第48号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
- 日程第10 議案第49号 平成20年度川根本町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第50号 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第51号 平成20年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第52号 平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 認定第 1号 平成19年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 2号 平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 3号 平成19年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 4号 平成19年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 5号 平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 6号 平成19年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 7号 平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 8号 平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防組合歳入歳出決算認定

について

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	佐藤公敏君
3番	中田隆幸君	4番	小藪侃一郎君
5番	原田全修君	6番	澤畑義照君
7番	杉本道生君	8番	高畑雅一君
9番	中澤智義君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	久野孝史君	14番	森照信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	小坂進君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	中澤莊也君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	鈴木一男君	建設課長 兼事業課長	岩田利文君
会計管理者 兼出納室長	森紀代志君	教育総務課長	小坂泰夫君
生涯学習課長	森下睦夫君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開会 午前 9時00分

開 会

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成20年第3回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、ただいまより開会いたします。

開 議

議長（森 照信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（森 照信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日出席が予定されておりました代表監査委員の風間隆さんにつきましては、所用により欠席いたしますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（森 照信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

9月3日、町長から、第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、諮問2件、同意2件、議案7件、認定8件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から、平成20年度7月、8月分の例月出納検査の結果について、報告がありました。

なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（森 照信君） 今期定例会招集について、町長からごあいさつがあります。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 本日は、平成20年第3回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員の御出席をいただき、開会できましたことを厚くお礼申し上げます。冒頭あいさつを兼ねまして、行政報告をさせていただきます。

まず、今月2日、川根本町職員馬場正行君が、肝臓がんのために入院先の病院で亡くなりました。享年42歳でありました。昭和60年4月に当時の中川根町役場に職を奉じて以来、24年にわたり使命と情熱をもって職務に取り組んでこられました。ここに改めて馬場正行君の生前の御功績に感謝と敬意をあらわし、御冥福をお祈りいたします。

既に、新聞報道等、また全協等で説明いたしましたが、先月熊本県で開催された「第62回全国茶品評会審査会」において、川根本町は普通せん茶10キ口の部で、1位2位の農林水産大臣賞をはじめ9点が入賞を果たす好成績をおさめ、産地賞も獲得いたしました。個人の部とあわせてのダブル日本一受賞は、第60回に続き通算7回目となります。今回も多くの出品者の努力と多くの御支援で参加・入賞することができました。茶業情勢大変厳しい折、今後も川根茶の活性化のために全品の参加をはじめ、さまざまな取り組みを地域を挙げて努力していきたいと思っております。今回の受賞に関しまして、JA関係者、県及び研究機関の御指導をはじめ、町民の皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

次に、川根本町地域振興センター建設事業の経過については、6月26日に3件の入札を執行し、機械設備工事においては6月27日契約し、建設工事、電気設備工事においては6月議会の御承認をいただき7月1日に契約をいたしました。8月1日に関係者各位の出席により工事の安全祈願祭を行い、現在においては本体の土工事を行っており、9月中旬より基礎工事を施工していく予定であります。9月1日現在の工事進捗率は全体の5%であります、平成21年3月10日完成を目指し、鋭意努力しているところであります。

次に、消防救急の広域化の概要ですが、静岡県では平成18年の消防組織の一部を改正する法律の施行、市町村の消防の広域化に関する基本指針の告示を受けて、今年の3月25日静岡県消防救急広域化推進計画を策定しました。消防本部や通信指令業務の集中化により生み出された人員を、消防署所の救急隊員などの増員や専任化へと振り向けることにより、現場職員の充実を図り、第一線の消防力を強化する目的であります。また、広域化によって消防力が高まり、消防力が強化される点を重視し、実現可能なあるべき姿として、県内3圏域体制を推進するという方針です。今後この計画に基づき、圏域ごとに基本的な方針についてコンセンサスが得られるよう、当面県の主催の準備会等が開催されます。

次に、本年1月に設立され、今年度に入り業務を開始した静岡地方税滞納整理機構につい

ては、6月に各市町から滞納事案が移管され、本格的な滞納整理業務に着手しています。7月末までの実績で、約3億8,000万円の徴収実績を上げたほか、移管予告効果が約31億円あったと発表がありました。当町では、滞納事案5件を移管しましたが、現在のところ2件が処理され、納付約束を含め94万円の実績を得ているとの説明を受けております。

税務事務の一元化の取り組みの一つとして、地方税滞納整理機構が発足したところですが、今後の一元化の進め方としては、市町村の要望を取り入れながら漸進的に進める方針で、集中化や共同化の対象となる事務を選定し、その実現方法を検討することにしております。

今年度については、市町村アンケートの結果から要望が多かった事務のうち、軽自動車税申告書のデータの集中化や、税務広報、税務研修の集中化などを進める方針で、ワーキンググループを設置し、具体的な実現方法を検討することにしております。

次に、現在、川根本町水道事業基本計画を策定中ですが、9月中旬に第3回の水道運営委員会で協議をいただき、下旬より県協議に順次入ってまいります。水道未普及地域の解消と簡易水道事業の安定経営に努め、簡易水道や飲料水供給施設の計画的な改良を行うなど、良質な水の安定供給を目指します。

続きまして、F S C森林認証関連事業について御説明いたします。

本年度は、しずおか林業再生プロジェクト推進事業という静岡県の補助を受け、森林認証制度の町内外への普及啓発を図る事業に取り組んでおります。当9月議会にも、目の組み替えの補正予算案を上程させていただき、今後御説明いたしますが、木材製品の開発、試作を行う事業であります。

現在、地球温暖化への対策として森林資源が注目され、原油高あるいは木材輸出国の資源調整など国産材への期待が高まってきている中で、当町におきましては、第三者に評価されたF S C森林認証制度を取得し、消費者に信頼され、あるいは適正な森林管理についてアピールできる下地をつくりました。

今年度は、町内において森林認証を取得したグループへの参加者の拡大を図り、また製材業や木材加工業者への制度の普及啓発を行い、木材流通への展開を模索します。町内外の新規取得者の拡大も図ってまいります。さらに、全国のF S C森林認証取得者と連携を図り、F S C森林認証材ばかりでなく、大井川材としての木材流通への足がかりもつくっていきたいと考えております。

次に、生活交通関連ですが、川根本町北部地域におきましては、公共交通機関はあるものの、最寄りの駅から遠い集落における交通手段が不十分であるとの認識から、川根本町バス路線対策委員会におきましてその解決のための検討をお願いしたところであります。

第1回目の委員会を7月23日に開催し、冒頭、各位に対し、現状分析の上、効率的な北部地域の公共交通システムのあり方を提案いただき、平成21年度中には運行を目指したい旨をお話しいたしました。システムの検討に当たりましては、多数の委員から効率的な運営を目指すべきであり、デマンド型システムについて検討を加えたらどうかとの御意見をいただい

たところであります。

今後の予定といたしましては、第2回の委員会を9月下旬に開催し、デマンド型についての事例を再調査し、北部地区にあったシステムの素案づくりを年内に4回の委員会の中で協議いただき、具体的な方法を決定いただく予定であります。

なお、効率的な運営を図るため、現在南部地域の路線バスの乗降調査を実施し、全町的な公共交通システムのあり方の分析も進めていくことを確認したところであります。

川根本町地域公共交通会議は、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の路客輸送の確保、利便の増進を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議をする場として設置しているものでございます。

今回は、8月6日に開催いたしましたが、3年ごとに更新申請をしている町営バス運行事業並びに外出支援サービス事業が本年9月末に許可期限を迎えるため、当協議会で意見の調整、事業の内容、方針の合意を得るために広く関係委員に御意見をお伺いしたところであります。更新手続きに当たり、公共交通会議の意見は異議なしということでもございましたので、現在申請中であります。

次に、放課後児童クラブ設置の取り組み状況について御報告いたします。

放課後子どもプラン運営委員会が、去る8月27日に開催され、放課後児童クラブの試行的実施について協議がなされました。

その中で、平成20年度は、平成21年3月31日までの期間に限定し、中央小学校へ通学するおおむね10歳未満の児童、いわゆる1年生から3年生の中で、共働きや自営業の家庭など、放課後の時間帯において児童の面倒を見るのが難しい家庭の児童や、保育できる保護者がいるものの、この事業の利用がその児童の健全育成につながると認められる児童を対象に、中央小学校の教室を借用し、平成20年10月1日から試行的に実施できるよう準備を進めております。

本格的な実施については、開設場所や事業の経費、試行的実施の中で課題となったことを検討し、早期に実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、中学生海外英語研修事業の実施概要について報告いたします。

今回の研修は、7月31日から8月9日までの10日間の日程で、本川根中学校7名、中川根中学校8名、計15名の2年生の生徒が、カナダ、バンクーバー郊外においてホームステイを中心に研修を行ってきております。

研修後の様子を聞いてみますと、ホームステイ先の家庭において、最初は会話もうまくできずに戸惑ったようですが、絵をかいたりジェスチャーを交え、自分の英語力を試しながらコミュニケーションをとったということでもあります。今年度の反省を生かし、来年度に向けて魅力ある事業にしていくよう、検討していきたいと考えております。

小学校5年生県外体験学習についても報告いたします。

今年で8回目となった県外体験学習は、児童81名、引率スタッフ18名の計99名が参加し、

7月29日から31日まで、2泊3日の日程で行われました。

この事業は、町内4小学校の子供たちに、集団生活を通じて社会性や自立心の育成を目指すとともに、静岡県と全く違う新潟県の子供たちとの触れ合いを通じて、みずからの地域を見詰め直し、郷土への愛着を深め、地域で活躍できる青少年の育成を目的として実施しているものであります。

また、ボランティアとして参加した川根高等学校の生徒8名も、研修を通じて心身ともに大きく成長したと感じられるという報告も受けております。

次に、川根本町男女共同参画プランの策定ですが、平成20年度において、川根本町では、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて総合的な取り組みを進めるために、現在川根本町男女共同参画プランの策定をしております。

最初の取り組みとして、政策課題等を検討するための基礎的な資料とするため、意識調査を実施いたしました。

また、8月4日、川根本町山村開発センターにおいて、男女共同参画について造詣の深い静岡県立大学国際関係学部教授、犬塚先生を講師に迎え、「男女参画でもっと元気なまちへ」と題し、男女共同参画講演会を開催いたしました。約90名の方に参加していただきました。今後、ワークショップを3回、講演会の講師をしていただいた犬塚先生を座長として意見交換会を3回開催予定しております。

次に、環境基本計画ですが、環境基本計画は、本町の環境の現状、環境保全及び創造に関する将来目標や施策の方向性、将来目標を達成するために、町民、事業者、町の三者がそれぞれ担うべき役割を明らかにするとともに、川根本町の環境方針と長期的な展望を示すことを目的とするもので、平成20年度、平成21年度の2カ年で策定するものです。

策定に際し、環境町民会議及び庁内策定委員会を設置し、会議を開催いたします。

環境町民会議は、町民の目線や視点から見た町の環境に対する意識や考え方、環境に関するニーズ等について、公募による委員やさまざまな分野から選任された委員に対し意見等をいただき、それらを計画に反映することを目的に設置するものであります。2年間で5回程度の会議を開催し、事務局や庁内策定委員会と協議・連携して計画策定に参画していただくものであります。

環境基本計画は、行政だけでなく町民全体にかかわる計画であるために、町民の皆さんに計画づくりに積極的に参加いただき、皆さんの意見を反映するため、アンケート調査の実施、町民環境リポーター制度の導入、ワークショップ及びネイチャーウォッチング等を開催してまいります。

次に、平成19年6月に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布、翌20年4月に法律の一部が施行され、平成19年度決算における健全化判断比率4指標、いわゆる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の公表が義務づけられました。

平成20年度決算における健全化判断比率からは、法律で定められた、早期健全化基準、財政再生基準を超えた場合に、財政健全化計画の策定や地方債発行の制限といった規制が適用されることとなります。

本議会中にも御説明申し上げますが、概略を説明いたしますと、当町の実質赤字比率は非該当であります。また連結実質赤字比率も非該当であります。一般会計のみならずすべての会計において無理なく運営がされているということでもあります。

さらに、実質公債費比率は10.7%で、これは3カ年の平均となります。単年度で見ると平成17年9.95%、18年9.92%、19年12.4%となっており、平成19年度の比率が上昇しているのは、田代環境プラザ建設の地方債が元金償還開始となったことや、地域振興基金創設のための地方債が元金償還開始となつたことによるものですが、過疎債や合併特例債といった有利な地方債を計画的かつ有効に活用しているため、地方債残高70億円余りの割には低く保たれております。

将来負担比率63.3%、基準と比較すると、かなり低く保たれております。これは、実質公債費比率と同様に、交付税措置の高い有利な地方債を有効活用していることと、町民1人当たりの保有額が県下第1位となっている各種基金の残高が好影響となっております。

各比率とも基準から見ると好結果となっておりますが、現時点では他市町の比率が不明であることから、同規模の他市町と比較して川根本町がどういう位置にあるのか、まだ現在わかっておりません。近々報道されるであろう県下市町を注目していきたいと思っております。また、今後のこの数字の変化、あるいはその変動幅に注目して、健全な財政運営を進めてまいりたいと思っております。

本議会では、平成19年度の一般会計、特別会計の決算の審査をお願いしております。19年度は、行財政改革、歳入に見合った歳出見直しが本格的にスタートし2年目となりました。合併交付金等も利用し、基金の繰り入れを抑えた決算となっております。今後も、行財政改革の断行と、政府の地方財政政策等を的確に見据え、中長期的な視野で持続的な町財政運営を目指していきたいと思っております。

今回提案いたすものは、諮問2件、同意2件、条例等3件、補正予算4件、決算認定8件の計19件であります。よろしく御審議をお願いし、開会に当たってのあいさつといたします。議長（森 照信君） ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（森 照信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、9番、中澤智義君、10番、板谷信君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（森 照信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの17日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月24日までの17日間に決定いたしました。

日程第3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（森 照信君） 日程第3、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき求めることについて、提案理由を説明いたします。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することとなっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち、瀧尾久志氏が平成20年12月31日をもって2期目の任期が満了となりますが、引き続き瀧尾久志氏を推薦したくお諮りするものです。

瀧尾久志氏は、昭和15年12月10日生まれの67歳で、平成15年1月1日から人権擁護委員に就任され、2期6年、確実にその任に当たられ、あわせて平成17年4月から平成20年3月31日までは、川根地区人権擁護委員会会長として大変御尽力をいただき、社会の事情にも明るく、適任と考えますので、引き続き委員に推薦したく同意をお願いするものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

当町の人権擁護委員は4人ということですが、人口比などで人数が決まっているのでしょうか。どんなふうに委員の人数が決まっているのか教えていただきたいと思います。

それから、人権擁護委員、民生委員、行政相談員というふうに、住民の本当に困っている人たちに対する救済、擁護の役割を果たす委員の方たちが、こういう幾つかの職種といいますかあるわけですが、どのような違いがあるのか、私たち一般の人には本当によく見えない、余り見えてはいけないことかもしれないんですけども、ことですので、大まかに概要を、違いをお答えいただきたいと思います。

それから、6月議会で女性が2人再任されたわけですが、人権擁護委員として。瀧尾氏も再任ということで、人権擁護委員法に規定する職務に照らして、再任ということで瀧尾氏も含めて長いということですか、数年の経験があるわけですので、その長い経験、職務の間にはいろいろな役割を果たされていると思うんですけども、人権擁護委員法に規定している職務というのがあるわけですが、それに照らして人権侵害事件とか、あるいは貧困者の救済のための訴訟援助など、そういうものが当町にあったのかどうか、行政が把握しているかどうか伺います。

以上です。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えいたします。

最初の人権擁護委員の定数ということですが、これは人権擁護委員法の規定に基づきまして、人権擁護委員定数というものが規定されております。

それによりますと、5,000人以下、それから5,000人以上1万人というふうに段階別にあります。当町におきましては5,000人以上1万人以下のところで、4人ということで定数が定められております。

それから、次の御質問は、人権擁護委員と民生委員、行政相談員の違いはということですが、人権擁護委員の仕事といたしますと、基本的には、基本的な人権が侵害されないように絶えず監視し、もし侵害があった場合には相談相手になり、適切な処置を行い救済を図るということで、いじめ、体罰、部落問題を初め、人権差別等の幅広い相談を行っております。また、人権擁護委員は、法務大臣の委嘱ということになっております。

また、民生委員さんは、御存じのとおり地域住民の生活の把握のほか、心配事相談や地域の福祉を高めるため、地域の実情に応じた自主的な活動しております。

また、行政相談員は、総務課の管轄となりますが、これも総務大臣が委嘱ということで聞いております。また、行政の仕事につきまして苦情や意見、要望を受けつけ、相談相手として助言や関係行政機関への通知を行うというふうに聞いております。

また、人権擁護委員の現在の活動状況というような御質問ですが、法務局の管轄でもって活動しておりまして、細かい部分につきましては若干把握できない部分がありますが、日々

の活動につきましては、委員さん、それから法務局と行政が連絡を取り合って活動を支援しております。現在のところ訴訟等に至った案件はないと聞いております。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。

日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（森 照信君） 日程第4、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち、曾我訓氏が平成20年12月31日をもって2期目の任期が満了となりますが、曾我訓氏におきましては、健康状態を理由にこれをもって退任を希望され、後任に澤本文男氏を推薦したくお諮りするものです。

澤本文男氏は、昭和23年1月23日生まれの60歳で、郵便局員として長年お勤めになり、平成20年3月末日をもって退職されました。澤本氏は、仕事柄社会の実情にも明るく、適任と考えますので、委員に推薦したく同意をお願いするものです。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 曾我氏の退任に伴う新任ということですが、履歴、職歴、委員、役職歴など、澤本文男氏を選ばれた、推薦される大きな理由というんですか、どういう観点で選ばれたのか、お答えをお願いします。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えいたします。

人権擁護委員さんの適任者ということですが、人権擁護委員さんには、地域社会において人権相談、人権啓発、それから人権救済などの各種の人権擁護活動に積極的に従事することが求められております。つきまして、地域社会において信頼されるに足りる人格識見や中立公正さを兼ね備えていることから、社会貢献の精神に基づいて、熱意を持って積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる候補者を選任ということで、指導されております。

澤本文男さんは、昭和41年4月から千頭郵便局に勤められ、長年郵便局のほうに勤めておりまして、平成20年3月末をもって退職ということで、その業務上といいますか、仕事柄社会の実情に明るく誠意をもって勤められるというところで、選任のお願いをしたわけがございます。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。

日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（森 照信君） 日程第5、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由とその内容を説明いたします。

地方税法の定めにより、固定資産課税台帳への登録事項に関する不服審査機関として固定資産評価審査委員会が設置されております。この審査委員会委員の一人であり、現在委員長を務めていただいております相藤令治氏が、平成20年10月25日をもって任期満了となります。

つきましては、町の実情に明るく、行政に関して深い見識を持っており、委員としてふさわしい相藤氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 現在、相藤令治氏は、今回再任のお願いですけれども、委員長をされているということで、固定資産評価審査委員会は、委員は何名いらっしゃって、任期が何年で、それでこれまでに住民の方から、住民でない人もいらっしゃるのかな、固定資産税の評価に対して不服審査の申し出があったり、それが受理されて審査委員会が開かれたということがあるかどうか、お聞きいたします。

議長（森 照信君） 税務課長。

税務課長（柴田光章君） 質問にお答えいたします。

委員ですけれども、3名で、任期は3年でございます。

不服審査の申し出を受けたことはございません。したがって、本来の審査委員会の開催はありませんけれども、任期更新期に全員出席いただきまして、固定資産評価等の情報交換の機会を持っております。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意すること

に決定しました。

日程第6 同意第2号 教育委員会委員の任命について

議長（森 照信君） 日程第6、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 同意第2号、教育委員会委員の任命についての提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにより、学校教育や生涯学習など教育問題全般についての審議や意思を決定する執行機関として、教育委員会が設置されております。この教育委員会委員の一人であり、現在委員長職務代理者を務めていただいております松下昌平氏が、平成20年10月25日をもって任期満了となります。

つきましては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有し、委員としてふさわしい松下氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 松下氏を任命したいということで、再任ということですが、教育委員は5人あって、その中のお1人が3月末というふうに全協では聞いたんですけれども、何か4月末ということで課長さんから先ほど聞いたんですけれども、それにしても4カ月間欠員のままになっていて、こちらのほうは新任者を選ばなければいけないということで、今回当初の案は出されていませんけれども、全協では9月議会最終日に後任者を出せる見通しがあるという説明がありました。

現在、女性の委員さんがおられないと思うんですけれども、ちょっと認識の違いかもしれませんが、以前はおられたわけで、教育に関して5人全員男性というのも、男女参画共同を進めている当町として、まさに一番焦眉の課題ではないかと思うんですけれども、そういう女性の委員を出せるという見通しがあるのかどうか、お伺いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議員からの御質問でありますけれども、現在4人の男性で構成されておりますので、当然議員御指摘のとおり、幅広い見地から教育行政の意見を、あるいは提案していただくためには女性の参画がどうしても必要ということで、新任者に関しては女性と

いうことで人選をしまいいりました。

今議会中に手続等を踏ましていただき、議会中に説明の場も持たせていただくよう、今議運の委員長にもお願いしているところでありますので、議運の同意が得られれば9月の最終日に決定されるという、本人も議会の同意が得られればということで、内諾のところまでようやく来たところでありますので、今後議会での手続を踏ませていただき、最終日に議決ということを考えております。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

6番、澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 6番、澤畑でございます。要望ということで町長にお願いしたいと思うんですが、立派な方が今全部教育委員、人格者の方々が委員長をやったり、そういう方々が再びつないでいくと、こういうことでありますが、先ほどの教育委員の女性の方を推挙していくというようなことにも関連するわけですが、やっぱり町のリーダーをつくるというふうなことを、ほとんどの方々は町のリーダー的な役割を持ったすばらしい方々なんで、人材を改革するというかそういう視点で、新人をできる限り上げていくと、そういうことについて町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 幅広い見地、そして大変重要な教育行政を担う教育委員でありますので、やはりそうした経験とか、あるいは現在の状況というのも大変加味していかなければならないと考えております。

また、もう一つは、教育委員という大変な仕事でありますので、その人の現在の家庭状況あるいは仕事の状況等、さまざまな課題というのもありますので、なかなか人選には、これに限らず現在大変な状況でございます。

そういったことで、すべての条件を満たした委員という、なかなかこの教育委員に限らず難しいわけでありましてけれども、例えば教育委員会でいえば5人全体でそれぞれ経験、あるいは保護者としての立場、あるいは男女の差、そういったものを総体的に、それぞれの立場を踏まえながら議論していただければ、総論としてはさまざまな立場に立つ方向性が出てくるのではないかと考えております。

それぞれの教育委員に与えられた要件を満たすことがいいわけでありましてけれども、すべての方にその要件をすべて満たしていくと、なかなか難しい状況にあります。

しかしながら、今後新人を発掘していくときには、極力そうした条件をより多く持たれた方の中で委員会が構成されるよう、努力をしまいいります。

新人の定義がいろいろあるかと思いますがけれども、若い人という意味での新人なのか、今までの経験なのかありますけれども、今回議会に御提案する方もきっと活躍できるということで、私なりに自信を持った方を今後の議会の中で御説明、御承認いただきたいと思います。

おります。

議員のおっしゃることも十分踏まえながら、今後の人選等をしていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、同意第2号、教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第7 議案第46号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する 条例について

議長（森 照信君） 日程第7、議案第46号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第46号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、住民基本台帳カードの交付手数料を平成20年10月1日から平成23年3月31日までの交付申請分につきまして無料とするものでございます。

これは、総務省が平成20年度から平成23年度までに住民基本台帳カードを無料で交付した市区町村に特別交付税を500円上乘せし、交付1枚当たり1,500円にする措置を行ったことに伴い、現在申請1件当たり500円の手数料を徴収しているものを無料とし、本人確認書類等として有効的である住民基本台帳カードの普及促進を図るものであります。

改正点につきましては、条例で規定された事項に対する暫定措置を講じる必要が生じた場合における附則の改正であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 住基カード発行手数料を、平成23年3月31日までという期限を切って現在1枚500円の手数料を無料にするということですが、国がこういうふうに行なうをふやそうというんですか、無料にできるために、無料にする市町村には500円上乗せをして交付金を出すよというその理由、ねらいというんですか、を何だと考えているのか、まず最初にお聞きいたします。

そして、次に2点目ですが、今年度の当初予算にも当然この発行手数料を計上してあるわけですが、予算書を見ても、住基カード作成委託料とかいう形では全く出てなくて、この本会議が始まる前に通告をしたものですから、通告はきのうしたんですけれども、始まる前にちょっと担当の課長さんにお聞きしてある程度わかったんですけれども、せっかく通告しましたので答えていただきたいと思います。どこに何枚分の入りと出を当初予算で計上してあるんでしょうか。

歳出の2款4項1目戸籍住民基本台帳費というところだと思うんですが、ここにどのように計上してあるのか、また町の持ち出しは1,532円中の、この条例改正によって無料にすると、国から1,500円1枚につき来るということで32円だけになるという説明なんですけれども、発行する、一旦は立てかえなければいけない、交付金で来るといっても出したときすぐに来るわけではないと思いますので、その費用はどうするんでしょうか。

それから、国の交付金というのは、発行手数料支援金という形の交付金になるのか、交付税に算入されるのか、ちょっとわからないんですが、特別な形で交付金として来るなら出した分は確実に来るだろうと思いますが、交付税で算入されるということになると、本当に過去の例を見てもよくわからない、キツネにつままれたような状況もありますし、信頼できないという点がありますので、もし1,500円国から交付税の交付がない、交付税かどうかわかりませんが、ないという場合にどのような対応をされるのかお聞きいたします。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） ただいまの御質疑に対しまして、お答えいたします。

質疑の内容は2点ほどでございますので、まず第1点目のほうから御説明させていただきます。

まず、住基カードの交付率につきましては、総務省の調査によりますと総人口の約2%であると聞いております。低迷するカード普及率のアップのため、無料化した自治体への財政支援を拡充するものと思います。

また、国のほうでは、コンビニエンスストアでの住基カードを扱った住民票交付も検討を開始しているとも聞いております。

2点目の内容でございますけれども、2点目につきましては、ただいま申し上げましたよ

うに1,532円の内訳でございますが、1,000円につきましては国よりの交付税、また500円にしましては現在のところ個人負担、32円につきましては町の持ち出しという形になっております。国の交付税によりますのは一般会計に入りますし、500円の個人負担につきましては、12款2項1目の中に、住民票抄謄本手数料という欄がありまして、その中に含まれております。それから32円につきましては今言いましたように一般会計の中にあります。で合計しますと、1,532円につきましては2款4項1目の11節のほうから支出しております。

支出枚数につきましては、20年度当初予算でありますと、本庁20枚分、支所15枚分で35枚分を計上してございます。

また、最後の質問でございますけれども、国からの1,500円の交付がない場合、どのような対応をするかということでございますけれども、国からのほうでは特別調整交付金（特別交付税）で見められると聞いております。現在のところ、未収の対応は考えておりませんけれども、一般会計で対応したいと考えております。

以上でございます。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 国のほうは特別調整交付金で今回の500円上乗せを見るということですが、今までの1,000円については普通交付税に入っているんでしょうか。特別調整交付金でも一般財源化されるんですね。ということで、ちょっと一般財源のところ32円分しか出ていないということですが、32円分が町の持ち出しということですが、当然一般財源に交付税で交付された分が入っているわけですが、交付税で算入される場合、普通交付税だと需要額に対して、需要額から収入額を引いて、それにその年の国の予算の枠が決まっています、たくさん交付税が出るようなら補正調整かけて減額されたりするわけですから、必ずしも今現在の1枚につき1,000円来るということも、当てにならないんじゃないかと思うんですが、これはどうなんでしょうか。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） おっしゃることはよくわかりますけれども、特別調整交付金（特別交付税）、今回の内容につきましては、12月と3月に2回に分かれて特別調整交付金（特別交付税）で入るということを聞いております。

特別調整交付金（特別交付税）も含めますけれども、それについてはちょっと私どものほうでもどのような状況になるのかわかりませんが、とりあえず国から1,500円については特別調整交付金（特別交付税）で12月と3月の2回に分けて入ってくるということを聞いております。

なお、先ほど私の説明の中で、1,000円の国よりの交付税、また32円の一般会計ということですが、1,032円につきましては当然一般会計から出るという形になります。

議長（森 照信君） 再々質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 1回目の質疑のとき最後に聞きました、国から1,500円満額の交付がない場合、特調ということで特別交付金で入るということですが、そうだと確認はできるわけですので、ない場合には行政はどのように対応する考えでしょうか。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 最後に、ちょっと私のほうも申し上げたと思っただけですが、特別調整交付金（特別交付税）で見られていくことですので、恐らく特別調整交付金（特別交付税）は100%来るということで計上されるのではないかと思います。

入ってこない場合にはどういう対応をするのかという御質疑でありますけれども、現在のところ入ってこない場合にはということまではちょっと対応を考えておりませんが、一部入るまでは一般会計のほうで対応をしなくてはならないと考えております。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第46号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号 川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第8、議案第47号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一

部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第47号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

旧条例では、大規模修繕とそうでない修繕は、メニューに基づいて補助率が定められていましたが、今回の改正は、修繕のメニュー方式ではなく、修繕にかかる金額をもとにした大規模修繕、大規模でないものの区別に改正したいものです。

今までの大規模修繕は、屋根の全面改修、全面塗装、浄化槽の修繕、外壁・内装の張りかえ、床板の8割以上の張りかえ、耐震補強でありました。

大規模でない修繕は、建物の増改築（間取りの変更など）、利便性の向上を目的とした工事、浄化槽などの処理能力向上を目的とした取りかえ、台所・トイレなどの改修となっていました。小規模であっても多額な事業費になる場合もありますので、それらを踏まえ執行事業費が150万円以上の修繕については、町が支出する経費のうち補助対象経費の3分の1及び補助対象外経費を、執行事業費が10万円以上150万円未満の修繕については、町が支出する経費のうち補助対象経費の2分の1及び補助対象外経費を地区から負担するという内容の改正をし、あわせて建物保険料相当額の負担については経過措置を記載してありましたが、改正にあわせて経過措置の文言を削除したいものであります。

以上が改正の説明でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） まず1点目ですけれども、修繕負担金ということで、今までは修繕費の何分の1というふうに条例に書いてあったわけですが、今回は補助対象経費の何分の1というふうな記述の仕方になっていて、それに及び補助対象外経費と、150万円以上の部分も150万円以下の部分も書いてあります。

補助対象経費というものに負担金を徴収するということが私には理解できないんですけれども、負担金というのは補助対象経費と補助対象外経費というのをどのように分けているのか、そしてそこにこの改正後の条例を見ると、補助対象外経費は、全協の説明では金額150万円でもう切るんだよという、150万円以上は3分の1の負担、10万円以上150万円以下は2分の1負担だよとはっきりさせるんだよと言っていたにもかかわらず、補助対象外経費というのが書かれてあって、そこは全額地区の負担というふうな条例改正に読み取れるんですけれども、全協の説明と全然違うんじゃないかという気がします。

このことについて説明をしていないことについても、私たちが気がつかないという点も悪いのかもしれませんが、きょう本会議ですので間に合いますので、ぜひきちんと理解

ができるように説明をお願いいたします。

通告の2つ目は、今1つにまとめて言いました。

それから、2点目ですけれども、負担がこのように150万円以上の改修費については、今まで10分の1だったわけですね、大規模修繕に対しては。それが今度150万円以上を一応大規模というふうに位置づけるんだと思うんですけれども、そこを3分の1の負担にするということで、3分の1、3倍以上の負担増に地区にとってはなるわけです。

このことについて住民の合意を、町長が大好きな合意の言葉ですけれども、本当にいつどこでどのように確認されたのか、このことについてお尋ねをいたします。

それから、次の点は、4月1日から適用するというふうになっているんですけれども、さかのぼって適用するわけで、4月1日からきょうまでの間に実施した事例がないということなのかわかりませんが、もし実施していれば本当に足りない分を請求されるということにもなりかねない問題で、こういう不利益遡及についてはやっちはいけないと、自治体は住民が不利益をこうむるような遡及はやっちはいけないというふうに自治法に定められているんだけれども、これは全協で板谷議員からも確認がされていたわけですが、全協の場で不利益遡及には当たらないというふうな説明があったわけですが、どのような理由で当たらないと考えるのか、事例がないから当たらないということでは説明はつかないと思うんですけれども、その点をお尋ねいたします。

議長（森 照信君） 企画環境課長。

企画環境課長（羽根田泰一君） ただいまの質疑についてですけれども、1つ目の補助対象外経費の件ですけれども、議員御存じのとおり、旧中川根町の施設は町有施設でありますので、事業主体は町になります。工事費を町で支出しております。しかし旧本川根地区で所有する施設の修繕は、補助対象経費に補助率を掛けて補助を出しますので、対象外経費は地区で負担します。よって負担金は補助対象外経費も負担していただくということになります。

旧2町、今は北部地区、南部地区と言っておりますけれども、均衡がとれないので補助対象外経費も負担していただくという表現になります。

もう一つですけれども、これについては川根本町コミュニティー施設整備事業費補助金交付要綱の別表第3に記載されております。

また、町民の合意はということですが、これについてはさきの全協でも説明したとおり、平成20年4月11日の区長連絡会において説明しております。

また、不利益についてですけれども、予算での積算については、3月議会だったですが、条例改正をするという前提での積算でありますので、予算委員会に要綱の改正の説明をしたところですが、この条例が不利益を与えるものとは考えておりません。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） まず最初に、この条例が不利益を与えるものと考えていないという担当課長の答弁なんですけれども、考えていないというだけでは答えにならないと思うんですよ。不利益遡及に当たらないというふうに思う理由を、明らかに負担増なんですよ。それを、時期をさかのぼって条例改正をすることが不利益遡及にならないと判断できるかという重大な問題を聞いているんですけれども、ただ当たらないと。では判例か何か示していただけますか。

それから、旧本川根、対象外経費は地区の負担とするという点なんですけれども、何か説明を聞いていただければよくわからないんですけれども、旧中川根は、事業主体が町だったから負担金で徴収する。北部側は、地区が持っているものに対して町が補助するから、その補助対象の事業に対して補助金を出す、対象の事業に対して負担をしてもらう、負担金とは言わなくて町が補助金を出す。補助対象外経費については、私が先ほどから言っている全額地区の負担ですかという点については、何か先ほどの説明を聞いてみると、地区の負担になるというふうに答えておられるんでしょうか。それとも町が全額補助、もちろん補助対象外経費とうたっているからには、町が補助をするということにはならないんですけれども、補助対象外経費も3分の1の負担だよ、あるいは150万円以下は2分の1の負担だよということなのか、この点をちょっと事務的な確認ですけれども、お願いします。

議長（森 照信君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時21分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第47号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、表現の一部を訂正したいと考えておりますので、一旦取り下げ、最終日に再提出をしたいと思っております。

議会の許可を求めます。

議長（森 照信君） お諮りいたします。

ただいま町長より提案がありました。訂正し最終日に再提出するという、議案に対しまして、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

日程第9 議案第48号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について

議長（森 照信君） 日程第9、議案第48号、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第48号、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、市町の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務と非常勤職員の公務災害の事務を共同処理している静岡州市町総合事務組合から、組合の構成団体の一部が、本組合もしくは本組合の所管する事務から脱退することに伴う規約の変更であります。

改正規約の第1条は、第2条関係の別表第1及び第3条関係別表第2中、市町村合併により構成する富士川町、由比町、大井川町が脱退するものと、組合解散により庵原郡環境衛生組合及び庵原地区消防組合が脱退するものと、養護老人ホームとよおか管理組合が第3条第1号に規定する退職手当の支給に関する事務からの脱退で、平成20年11月1日から施行されるものです。

改正規約の第2条は、市町村合併により構成する岡部町の脱退で、第2条関係の別表第1及び第3条関係別表第2中、岡部町を削るもので、平成21年1月1日から施行されるものです。

よろしく御審議をいただき、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 脱退する富士川町、由比町、大井川町、岡部町なんですけれども、合併が理由だと思ってしまうんですけれども、合併の期日ですね、それぞれ、期日について伺います。

それから、庵原郡環境衛生組合、庵原地区消防組合、養護老人ホームとよおかというのが退職手当組合などの事務から脱退するということなんですけれども、この組合、団体を構成している自治体の名前と、それから脱退の理由は合併ではないんじゃないかな、さきの2つは合併ですか。とよおかのほうは合併ではないというふうにちょっとこの本会議前に聞いたんですけれども、脱退の理由をもう一度確認をさせていただきます。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） 富士川町、由比町、大井川町につきましては、平成20年11月1日に合併です。岡部町につきましては、平成21年1月1日の合併です。

それから、庵原郡環境衛生組合、庵原地区消防組合は、両組合とも静岡市、富士川町、由

比町で構成されておりますけれども、平成20年11月1日に富士川町は富士市、由比町は静岡市に合併することに伴い、前日の20年10月31日で運営を解散するものです。

それから、養護老人ホームとよおかですが、磐田市、浜松市、森町で構成されております。平成20年度から指定管理者制度を導入することに伴って組合の専任職員が不在となりまして退職手当事務が不要となったことによる脱退です。

以上でございます。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 今の答弁なんですけれども、富士川町はどこに合併すると言われましたか。由比町は静岡市へ合併、では富士川町はどこへ合併、富士市ですか。

そこをちょっと聞き間違えました。ありがとうございます。

議長（森 照信君） よろしいですか。

再々質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第48号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については、原案のとおり可決されました。

発言の訂正

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 時間をおかりしまして、先ほど議案第46号の答弁中、私のほうで

特別調整交付金と申し上げましたが、特別交付税の間違いでございました。

御訂正をお願いしたいと思います。

大変申しわけありませんでした。

日程第10 議案第49号 平成20年度川根本町一般会計補正予算
(第3号)について

議長(森 照信君) 日程第10、議案第49号、平成20年度川根本町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第49号、平成20年度川根本町一般会計補正予算(第3号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,264万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億754万2,000円としたいものです。

第2表では、地方債の限度額について補正をしたいものです。

今回の補正は、今年度の普通交付税等の交付額が決定したことによる財源更正と、職員退職手当組合負担金及び住民税年金特徴業務に関する必要な電算システム改修などが主なものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般11ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は1,388万1,000円の増額です。これは職員退職手当組合負担金と地域振興センターの財源を役場総合支所建設基金から合併特例事業債に財源更正をお願いするものです。

第2項企画費は55万6,000円の増額です。これは男女共同参画プラン策定意見交換会に関する謝礼及びバス路線対策委員会委員の報酬を計上するものです。

第3項徴税費は1,551万2,000円の増額です。これは住民税、年金特徴業務に係る電算システム改修委託料及び地方電子化協議会への会費等を計上するものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は1,582万5,000円の増額です。社会福祉総務費と心身障がい者福祉費は社会福祉基金の取り崩しの減額による財源更正です。老人福祉費では緊急通報システムサービス事業委託や口座振替等委託料を計上し、後期高齢者医療費では県後期高齢者医療広域連合負担金を計上するものです。

第2項児童福祉費は社会福祉基金の取り崩しの減額による財源更正です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は686万円の増額です。母子保健費と健康増進費は社会福祉基金の取り崩しを減額することによる財源更正です。簡易水道施設費は簡易水道事業特別会計の繰入金です。飲料水供給施設費では飲料水供給施設の町営化に伴う量水器の購入費等であります。

第6款農林水産業費、第2項林業費は85万円の減額です。これは、しずおか林業再生プロジェクト推進事業の事業内容の変更及び町事業としての一部取りやめ、100年の森づくり事業費補助金を町有林管理費に組み替えるものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は32万円の増額です。これはT O U K A I - 0 専門家診断委託料及び総合支援事業費補助金を計上するものです。

第9款第1項消防費は108万円の増額です。これは藤川防火水槽解体工事費及び家庭内家具固定委託料を計上するものです。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費はともに財源更正です。まちづくり基金からの充当を取りやめるものです。

第4項社会教育費は53万5,000円の減額です。これは社会教育総務費で第24回国民文化祭川根本町実行委員会事業に係る補助対象事業費の減少による減額です。

第5項保健体育費は、まちづくり基金の取り崩しの減額による財源更正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第9款第1項地方交付税は1億4,322万1,000円の増額です。普通交付税の決定に伴い増額するものです。

第11款分担金及び負担金、2項負担金は119万5,000円の増額です。これは飲料水供給施設の一部を町で管理することに伴う加入負担金です。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料は11万5,000円の増額です。これは飲料水供給施設加入申込手数料によるものです。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は6万円の増額です。T O U K A I - 0 専門家診断委託料及び総合支援事業費に係る公営住宅等関連推進事業費補助金です。

第14款県支出金、第2項県補助金は531万2,000円の増額です。しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助の減額、T O U K A I - 0 総合支援事業費補助金の追加、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の追加、簡易水道の行政事務電算システム構築事業に係る市町村合併特例交付金の追加を計上するものです。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は217万5,000円の増額です。これは前年度の介護保険事業特別会計への一般会計繰入金について、実績に基づき繰入金として精算するものです。

第2項基金繰入金は1億3,500万円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として、まちづくり基金繰入金を5,500万円減額し、補正後の繰入額を7,500万円に、社会福祉基金繰入金を7,000万円減額し、補正後の繰入額を8,000万円とするものと、地域振興センター建設

に係る経費として役場総合支所建設基金繰入金を1,000万円減額し、補正後繰入額を1億847万4,000円とするものです。

第18款第1項繰越金は203万1,000円の増額です。前年度歳計剰余金を補正するものです。

第20款第1項町債は3,300万円の増額です。内容については、第2表地方債補正で説明させていただきます。

第2表地方債補正につきましては、一般3ページをごらんください。

合併特例事業は地域振興センター整備事業に関する合併特例事業債を1,000万円追加し、臨時財政対策債については2,300万円増額し、それぞれ借入限度額を補正するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。順を追って質問いたします。

まず最初に、11ページですけれども、2款1項1目一般管理費の退職手当組合負担金1,388万1,000円の増額の積算根拠について説明を求めます。当初予算には一般負担金といって、全協の説明ですけれども、特別職は1,000分の300、一般職は1,000分の150を計上しているということですが、退職者が今回勸奨退職者2名、自己都合が1名で定年7名、計10名となったので、今回勸奨退職の方の退職金から、自己都合退職金を引いた差額に係る特別負担金の部分を追加予算に上げたということですが、この勸奨退職金とか自己都合退職金、それから特別負担金の部分について、具体的な数字が幾らになるのかお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、12ページの2款3項1目の税務総務費、13節委託料のところ、住民税年金特別徴収業務委託が1,549万5,000円の増額になっているんですけれども、この金額を見積もった積算根拠について、これもお聞きいたします。細かいこともあるんでしょうけれども、主に何に、どういう業務に幾らかかるのかということをお聞きいたします。

それから、委託する内容ですけれども、どんな業務を委託するのか、また他市町の状況はどうなのか。島田市、吉田町ですね、近隣で言えば。この9月議会で同じように補正で扱うのか、それともほかに手があるのかどうか、どういうふうになっているのか、お聞きいたします。

それから、全協でも毎年これくらいかかるのかという質問が他の議員から出まして、この金額は今回だけですというような答えがあったと思うんですけれども、どれくらい来年度はかかるのか、わかればお聞きいたします。

それから、徴収事務はいつの年金から年何回に分けてこの住民税を天引き徴収するのかについてお聞きいたします。

それから、現在住民税を滞納している方が本当に払えなくて大変という方も含めてあるわけですが、この特別徴収の対象者と思われる方がその滞納者の中で何件というんですか、何人になっているのかお聞きいたします。

3点目ですけれども、13ページの3款1項3目老人福祉費のところでは、13節の緊急通報システムサービス事業委託料13万円の増額ですけれども、何人分で、委託を何人ふやすのか、それから備品購入費の47万8,000円は何なのか、通報機器だとすれば何台分なのか、お聞きいたします。

それから、4件目ですけれども、同じページの4目で、後期高齢者医療費、19節広域連合負担金が1,510万4,000円の増額補正になっていますけれども、全協で配られた資料には、当初予算額が広域負担金8,291万6,605円と書いてありましたけれども、そういう説明がされたわけですが、当初予算の負担額は9,165万4,000円になっています。この違いについて説明を求めます。

それから、5点目ですけれども、15ページです。6款2項2目林業振興費、19節の100年の森林づくり事業費補助金60万円を全額減らして、4目の町有林管理費、19節F-net大井川の町負担分を60万円増額するとの説明だったわけですが、つけかえをする理由は何なのかをお聞きいたします。それから、100年の森林づくり事業は皆減でどうなるのかをお聞きします。

6点目ですけれども、16ページの8款1項1目土木総務費の19節補助金で、T O U K A I - 0 総合支援事業補助金です。89万6,000円当初予算で計上していたんですけれども、今回20万円増額をするということで、増額の対象戸数をお聞きいたします。あわせて今年度何件の利用になるのかをお聞きいたします。

それから、7点目ですけれども、同じページの9款1項1目の災害対策費、13節の家庭内家具固定委託料ですけれども、当初予算で200万円を計上していたのを、今回43万5,000円増額をするということで、全協で対象の家庭を広げたということで本当によかったなと思うんですけれども、当初で見込んだ世帯数と、今回の補正で何世帯分ふやすのか、その点についてどういう方から申し込みが来ているのかも、もし答えていただければ対象の世帯を広げたということの効果があったのかどうかの判断にもなると思いますので、もしよければお聞きしたいと思います。

それから、8点目ですけれども、17ページですけれども、10款4項1目の19節国民文化祭実行委員会交付金の53万5,000円の減額なんですけれども、全体の事業費が当初の215万5,000円から131万9,000円に83万6,000円下がったためとの説明だったわけですが、全協で配られた資料の下に、補助の割合は県が8で町が2であるというふうに書いてあったんですけれども、この割合には当然なっていないわけで、どういうことなのかを、この点について県が8、町が2見るということがどこの部分で適用されているのかを伺います。

以上です。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） それでは、1番目の2款1項1目の退職手当の特別負担金の御質問にお答えします。

今回の補正は、勸奨退職の場合に自己都合退職との差額等特別負担金が必要となったための不足分を補正するというもので、1,388万1,000円を追加増額させていただき補正でございますが、そのうち約90%に当たる1,252万円分が勸奨部分でございます。

以上です。

議長（森 照信君） 税務課長。

税務課長（柴田光章君） 質問のありました住民税の年金特別徴収業務の委託の関係でございますけれども、まず1点目の積算根拠等でございますけれども、e L T A Xという地方税の電子システムを使っただけの徴収業務が始まりますけれども、この電算システムの改修、それから運用の費用が最も大きくて約1,260万円かかります。そのほか、e L T A Xと当町の電算システムの間接続を行う民間業者がいますけれども、こちらとの関係の接続初期導入、それから運用費、これが243万円。そのほかパソコン機器等の関係でございます。

委託する内容でございますけれども、住民税の特別徴収業務に係る電算システムの改修と運用ということになります。

他市町の状況ですけれども、近隣ということで島田市と吉田町でございますけれども、島田市が約5,550万円ほど、それから吉田町は当町と同じ業者をお願いする予定でございますけれども、2,500万円ということになっております。

来年度はどれくらいの費用がかかるかということでございますけれども、平成21年度でございますけれども、21年度は一部インセンティブというんですか、割引になりまして年間約20万円、22年度以降は30万円となる見込みでございます。

それから、いつの年金から何回に分けて天引きするかという質問でございますけれども、平成21年度の下半期、10月から開始いたします。半年に3回、年金にあわせて徴収するというようなこととなります。

最後ですけれども、住民税滞納で特徴の対象者と思われる人は何人ぐらいかということでございますけれども、現在のところ6人を見込んでおります。

以上でございます。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 13ページの老人福祉の関係ですが、まず備品購入費のほうからお答えをさせていただきますが、通報システムの入った電話機を10台計上させていただきました。

13節の委託料ですが、これは緊急通報時の対応、それから毎月1回の安否確認、それから随時の健康相談等のサービスを委託しておりますが、この業務に関しましてこの新規購入の10台分の6カ月分を計上させていただきました。

以上です。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 同じく13ページの件につきまして、御質疑に対しましてお答えします。

広域連合の一般会計に対する負担金、特別会計に対します負担金はこの中に入っておりません。これらは事務費の負担金でございまして、873万7,000円がこれにプラスされまして、9,165万4,000円になります。

以上でございます。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 林業振興費の19節100年の森づくり事業費補助金60万円をつけかえる理由は何か、100年の森づくり事業はどうなるのかという御質問ですが、100年の森づくり事業費補助金の交付対象は、当町の森づくりの先駆者として位置づけているF S C森林認証取得団体であるF - n e t大井川であり、F - n e t大井川の管理者は町であります。

行政改革の手續において補助金について手續の内容を精査し、町が管理者である団体に対して支弁する場合は負担金によることが適当であると判断し、科目を移動し、負担金として支弁したいとするものであります。

なお、100年の森づくり事業は、川根本町林業対策協議会においてF S C森林認証の考え方を基本的に当町の取り組みについて方向性を定めていくよう検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長兼事業課長（岩田利文君） お答えします。

8款1項1目土木総務費の補助金の20万円の増額ですが、この増額につきましては、ブロック塀等の撤去事業の補助金分でございます。対象は2戸分でございます。

今年度は何件の利用になるのかということですが、一応5件分を見込んでおります。

以上です。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） 災害対策費の家庭内家具固定委託料の関係ですが、当初80世帯を予定しましたところ応募者数が109世帯ということで、29世帯の増でございます。

なお、まことに申しわけありませんけれども、世帯別の内訳の資料は持っておりませんので、お答えすることができません。

議長（森 照信君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（森下睦夫君） 17ページの10款4項1目19節国民文化祭の関係でございます。

国民文化祭の交付金の減額53万5,000円でございますが、確認事項を含めまして説明をさせていただきます。

実行委員会予算額については、全員協議会資料に示しているとおり、補助金、交付金と前年度の繰越金等が予算の主なものとなっております。県補助対象経費に係る県費補助割合は8割、町が2割と規定されております。

お尋ねの8割、2割については、補助対象事業の関係でございまして、補助対象事業と町単独事業とで事業が成り立っております。県補助金、町交付金についても実行委員会の会計のほうに直接交付されます関係で、今回一般財源のみの補正予算の計上額であります。

今回の減額積算基準となったのは、県補助金の対象経費となる事業費減で、視察調査経費、出演交渉経費、計画策定経費が該当します。

資料に示したとおり、当初補助対象事業分63万6,000円が25万5,000円に減額されたことに伴いまして、町負担事業となる実行委員会支出経費科目に計上してある総務費、会議費、視察調査費、広報宣伝予備費を全面的に見直し、対象町交付金145万6,000円を92万1,000円とし、その差額53万5,000円であります。今回、町実行委員会交付金53万5,000円を減額するものであります。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありますか。

鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 住民税の年金特別徴収業務委託についての答弁なんですけれども、まず最初に近隣の状況というのについての答弁で、島田市、吉田町のそれぞれかかる経費というんですか、見込まれる経費なのか、答えてくださったんですけれども、私もちょっと島田市の市議員に聞いてみましたが、吉田町のほうは確認していないんですけれども、島田市では今回の予算で600万円ぐらいしか出ていないということでした。今後かかるかもしれないようなことは説明の中であったということなんですけれども、先ほど課長が答えられた金額が総額これくらいかかるだろうという金額なののでしょうか。

ということは、今回島田市では全額出さなくてもいいということで、当町ではかかる経費全額を計上するということなんですけれども、その余裕というんですか、ずれというんですか、そういう余裕が持てるものなのかどうか、その点についてお聞きいたします。どうせ出さなければいけないから計上したんだということなのか、出さなければいけないことなのかを確認いたします。

それから、緊急通報システムサービスですけれども、業務内容の説明で安否確認が月1回と言われましたよね。健康相談を何回と言われたか、ちょっとそこを聞き落としましたので、その点を何回か確認いたします。

それから、通報機10台分ということなんですけれども、委託料は13万円増額ということで、かなり少ないわけなんですけれども、通報システムサービス委託の10人分の増額分だというふうに考えていいのでしょうか。

それから、この件については、本人から緊急通報が入った場合、件数がわかると思うんで

すけれども、通告していませんでしたので聞きませんけれども、月1回、もし健康相談が毎日だったらいいんですけれども、月1回の安否確認ということを全協で聞いたものですから、本当に安否確認にはならないと思うんですよ、これではね。それでポットなんかを使ったら連絡がいくというふうな確認方法もあるというふうに、報道などで聞いたこともありますし、郵便局員に委託をして声かけをやってもらうとか、そういう確認方法もあるわけで、いろいろあるわけで、とても十分な確認がされているのかなということが、再質問の答弁にもよりますけれども、気になります。その点も含めて答弁をお願いいたします。

それから、後期高齢者医療費の広域連合の負担金ですけれども、県の全体の医療費が18年度は2,729億円から2,483億円に下がったというふうに資料に書いてありましたけれども、当町の老人医療費はその同じ資料で11億2,800万円から12億6,000万円余にふえているわけで、1億3,000万円ふえたということで、当初予算では1割、3割の割合で計算していたのを、今回は1割負担者の割合で計算したため、当町に1割負担者が多いために負担がふえたという説明だったんですけれども、資料から見ると医療費がふえている、県の医療費、総額は変わらないということだったわけですが、県の医療費も下がっているわけで、ちょっと増額になる理由というのが、先ほどは当初予算との違いについての説明があって、それは納得できましたけれども、では増額になる理由は何なのかというのが、また再び疑問を持つわけですが、増額の理由について、もう一度説明をお願いいたします。

それから、消防費の災害対策費の家庭内家具固定委託料なんですけれども、増額になった対象の家庭数、家庭の世帯の状況については、応募の状況については資料がないから把握していないという答弁だったわけですが、全く細かい数字を聞こうという気はないわけで、今年度から補助対象世帯を障がい者がいらっしゃる世帯とか、小学校未就学児に広げて、今までは65歳以上の高齢者世帯だけだったのを、そうやって対象を広げたということで、申し込みがあったときに、大体どういう方からの申し込みがあったのか、そういう今年度から対象を広げた世帯での申し込みがあったかどうか、そういう点はわかるのではないかなと思うんですけれども、その点はどのようなのでしょうか。

以上、今のところ思いつきましたのでお聞きいたします。

議長（森 照信君） 税務課長。

税務課長（柴田光章君） 再質問の関係でございますけれども、島田市の経費が違うのではないかなというようなことでございましたけれども、今回こういった通告をいただいたものですから、けさまた電話をしまして確認したところでございまして、先ほど私が説明しましたe L T A Xとこちらのシステムとの接続関係のA S Pという業者がいますけれども、接続業者でございますけれども、その関係の経費、これが約550万円ぐらいというような話を聞いております。

それから、システム改修に5,000万円ぐらいかかるということで、ちょっと詳しいことはわかりませんが、島田市は2段階で事業を進められるのではないかなというような気が

いたします。

それで、なぜこの時期かということをごさいましたけれども、e L T A Xを運営している地方税電子化協議会ですか、そちらのほうで調査したものがございますけれども、この調査表で見ますと、県内ほとんどの市町が9月の補正対応ということになっております。

以上でございます。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えいたします。

老人福祉費の緊急通報システムの関係ですが、健康相談といひまして、先ほど何回かというような御質問であったんですが、これは委託先が富士通アクセスという会社でありまして、サポートセンター、これが神奈川県の方にございますが、そこへ24時間体制で保健師等を配置して対応をしてくれております。

健康相談につきましては、利用者から直接いつでも電話をして、健康相談に乗ってくれるという形をとっております。

それから、委託料13万円の確認ですが、新規購入の10台分の6カ月分を計上させていただきました。先ほど言った緊急通報時の対応、それから安否確認、健康相談等の業務等の委託として、月1件、1台ですか、2,050円かかります。その10台分の6カ月分でございます。

それから、安否確認が月1回ではというような、少ないというような御指摘であります。現在見守り活動といたしまして、配食サービス等も行っております。この配食サービスには食事を配るだけでなく安否確認等も業務ということでお願いをしております。

また、地域におかれましては、民生委員さん等もお願いをしております、地域の皆さんにお世話になっているという状況でございます。

以上です。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、町民課のほうから御説明させていただきます。

今回の案分方法の変化によりまして、当町のように増額となった市町があれば、当然減額となった市町もあることとなります。この増減の差は、平成18年度から19年度の老人医療給付費の収縮状況と、市町被保険者のうち、一般所得者分の占める割合によって影響されてくるわけでございます。

当町においても、平成18年度老人医療給付費実績額に比較しまして、平成19年度の実績がふえております。また、全被保険者のうち一般被保険者分の占める割合が高い状況にあることから、今回の案分計算によって出された額8,291万7,000円を上回りまして、今回改めて9,802万1,000円に増額されたものでございます。

これにつきましては、一般所得者の割合が高い市町は予算より増額になりますし、ただし基本としました月報に1年の差があり、負担割合にも変化があるため、影響は市町によってばらつきがあるということで、当町につきましては先ほど御説明をしたとおりでございます。

以上です。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） 先ほどの家具固定委託料の関係ですけれども、新しく対象がふえた世帯がふえていることは確認をしております。ただし、どの世帯が幾つという数値までは現在持っておりません。

議長（森 照信君） 再々質問はありませんか。

鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 2点目に質問をしました住民税年金特別徴収業務委託料のことで、最初に質問したときに、現在住民税を滞納されている方で特徴の対象者と思われる人は何人ぐらいと推定しているかという質問をしているわけですけれども、答弁がなかったと思うんですけれども、

（「6人」の声あり）

11番（鈴木多津枝君） 6人ですか。では聞き落としました。ごめんなさい、6人ということですね。

それから、緊急通報の点ですけれども、この富士通アクセスというんですか委託業者から、健康相談は設置している高齢者からいつでも随時に24時間受けつけるという状態になっているということですが、その業者からそういう相談があったり何か異常があったりしたら、行政への報告、相談内容なんかも、報告が入るようになっているのでしょうか。

それから、安否確認はこれで十分と考えているような答弁で、私はちょっと納得できないんですけれども、自分から相談できる方はいいと思うんですよ。緊急通報も自分からできる方はいいですし、何というのかな、配食サービスもありますけれども、配食サービスだって週に2回しかやっていませんし、民生委員さんが各地区におられて見てくださるといっても、本当に民生委員さんだって毎日、特に心配な方については回ってくださっていらっしゃるかもしれないけれども、そういう気配もなければなかなか回れない状況もあるんじゃないか。でも高齢者ですので、いつどうなるかわからないという状況で、例えば最近ですか、緊急通報をつけていらっしゃる高齢者の方が通報を鳴らせなくて亡くなっているんだという、お医者さんからそういう話も聞いています。本当に重大な問題というか、当然予測できることですよね。ぐあい悪くなったときに通報を鳴らす、急にぐあいが悪くなって緊急通報ができるかということでは、できない場合があるということは当然予測できることで、担当の課長さんにその点についてもっとその部分を充実させなければならないという課題だというふうな御答弁があるかと思ったんですけれども、ないということが、本当に今のままでいいと思っ

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ただいまの緊急通報システムに係る全般的な老人の見守り体制の件でありますけれども、議員が御心配のように、町といたしましても、やはり今後こうした世帯

というのは数の上でもふえていくわけで、もちろんこういう町がすべてのそうした24時間体制で見守るといのは制度的にも人材の面でも無理なわけですが、行政がやる部分、あるいは家族も含めて家族の部分、あるいは近所のコミュニティーを使ってお互い連絡する仕組み、そういったものを重層的に構築しながら、こうしたものに対する見守り体制というのは今後とも整備していきたいというふうに考えております。

くどいようですが、さまざまな業務を限られた人材でこなしていかなければならない中で、すべて行政がシステム整備をするのはなかなか難しい面がありますけれども、地域あるいはさまざまな日常生活の中で、特にひとり暮らし、あるいは夫婦2人の高齢者、そういった方々の見守り体制をしっかりと全体で構築していきたい。

また、ちょっと私は、現時点その緊急通報システムに関して使用できずということに関して、直近の報告は受けておりませんが、もしそういった事例があった場合には、その検証というのはしっかりして、次に生かしていかなければならないというふうに思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君の質疑が既に3回になりましたので、質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 反対の立場から討論を行います。

まず最初に、税務総務費委託料で住民税年金特別徴収業務委託料の1,549万5,000円の増額ですけれども、積算根拠といっても大半がシステム改修費だということで、はいそうですかと言うしかないような説明だったわけですが、この業務を行わなければならない必要性ですね。国が法律を変えたんだから、町もそれに従って条例を変えたんだからやるしかないんだというところなんでしょうけれども、本当にこの制度は、介護保険料の年金徴収から始まって、特別徴収から始まって、後期高齢者医療制度、そして国保税の65歳以上の年金徴収、そして住民税の年金徴収と、本当に滞納を許さない、絶対に滞納できないようにするためのやり方としか思えないわけですよ。住民の懐に無断で手を突っ込んで税金も、本当は税金というのは自主申告、自主納税ということが原則なわけですが、もう強制的に税金を徴収するというに等しい年金天引きを行うわけですから、住民の方たちが町長はふだん主役だとおっしゃられるし、行政としては当然そう心得て業務をやっていくべき、いっていらっしゃると思うんですが、今回その徴収のためのシステム改修や業務委託費用として1,500万円も予算が出されたということは、本当にこれは主役と考えている町民の納得を得ていると思っていらっしゃるのか、この点でまず第一に賛成できない。

私のところにも、2人ですけれども、だれがこんなことに賛成したんだと、議会で決めたのかというふうに怒ってきた人がいらっしやいます。本当に大変なことだと思います。それを上からぱっとやってしまう、制度が変わったことに対して出てきた補正予算ということで、私は町としてはやるよりほかないと考えているかもしれませんが、私としては到底賛成できないということを、まず1点目、明らかにします。

そして、後期高齢者医療費で広域連合負担金1,550万4,000円の増額補正についても、同様なわけですけれども、制度の問題があるということで同様なわけですけれども、後期高齢者医療制度というのは、いまだに国民の合意ができていない、その点では甚だしい制度で、高齢者に耐えがたい負担増をこれからずっと求めていく仕組みや差別医療の持ち込みなど、重大な問題を抱える医療制度であるということは明らかになっていて、国会でも参議院では廃止法案が可決され、今政権与党は衆議院の審議を棚上げにしたままで首相が辞任するというごたごたが起きているわけですけれども、これはどうなるかわからない制度なわけですよ。そういうものに対して早々と多額の経費をかけてシステム改修をするということについて私は納得できないし、賛成できないということを明らかにしたいと思います。

答弁を求めた家庭内家具固定の補助対象を広げたということで、その効果については答えていただけませんでしたので、本当に残念なんですけれども、待たれた予算もあるわけです。緊急システムの増額もその一つだと思うんですけれども、これですべて安心ということではない。町長もすべてという言葉をよく使いますけれども、当然すべて安心ということではないけれども、制度として一歩前進をした。だからさらにこの力をかりてもっともっと前進をさせて安心して暮らせるまちづくりを進めるのが、行政の本当に一番重要な責務であると思います。

今回の補正予算、1億4,000万円余の交付税の増額があるわけですけれども、それは今言いました2点の到底賛成できない、住民の合意が得られているとは思えないことにつぎ込む、そして借金をふやして、それもあわせて基金の取り崩しを減らすのにつぎ込むということで、今町民の皆さん、物価高やいろいろな負担増、本当にそういうものに対しても挫折感、閉塞感がみなぎっています。そういう町民に今回の9月補正予算、何とか元気を出してもらおうという予算が組まれることを本当に心から期待したわけですけれども、そういう内容にもなっていないということで賛成しかねることを明らかにして、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。今回の補正予算は、実質的な数字による補正、例えば退職金、退職手当金等々あります。また、そのほか制度の改正、また法改正による条例改正によるシステム改修であるとか、負担金の増とかそういったものであると思います。

また、次に安心とかそういったものがありますけれども、緊急通報システムとか災害対策費、そういったもの、住民の安心また安全を図るための補正予算であると思いますので、賛

成といたします。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから、議案第49号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第49号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号 平成20年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）

議長（森 照信君） 日程第11、議案第50号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第50号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ457万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,669万3,000円としたいものです。

これは国民健康保険事業特別会計の実績確定に伴う補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保6ページをごらんください。

第11款諸支出金費、第1項償還金及び還付加算金は457万2,000円の増額です。これは国民健康保険事業特別会計の実績確定に伴う国庫支出金の返戻金です。

続きまして、歳入について説明いたします。

第4款第1項療養給付費交付金は57万1,000円の増額です。退職者医療療養給付費交付金過年度精算によるものです。

第9款繰入金、第2項基金繰入金は549万1,000円の増額です。これは国民健康保険事業の前年度の実績に基づく精算です。

第10款繰越金、第1項繰越金は149万円の減額です。これは国民健康保険事業の前年度の繰越額の確定により減額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） まず最初に、5ページの繰越金の149万円の減額ですけれども、6月の補正で当初予算4,000万円あったのを8,917万8,000円増額したわけですけれども、見込み違いというふうに言えると思いますけれども、繰越金が減った理由は何なのでしょう。

それから、2点目ですけれども、国庫支出金の返還が457万2,000円出るのはなぜですか。19年度の医療費が見込みより少なかったのかどうか伺います。

3点目は、19年度の決算を見ますと、詳しくは見ていないんですけれども、町一般会計繰り入れが18年度より19年度が少なくなっています。これを見ただけでは、基金をやたらため込むなということはいつも言っていることですが、不必要な額をため込むべきではないと、保険料に影響してくるものですから。けれど、取り崩しも加入者の貴重な基金ですので、やれるものなのかどうか。一般会計の負担が減っているというのがちょっと理解できなくて、一般会計繰り入れをふやすべきではないのかと思ったんですけれども、この点についてどうということなのか説明を求めます。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） ただいまの御質疑3点につきまして、順を追って御答弁させていただきます。

まず第1点目でございます。第1点目につきましては、繰越明許分を無計上しておりまして、その部分を今回補正で取り上げさせていただきました。

2点目でございますが、2点目につきましては、19年度国庫金、療養給付費負担金の実績報告で457万3,923円の超過交付となっております。このことから交付金の返還となりました。これにつきまして、療養給付費申請は、3月から10月の実績で年間申請を行い、7月に3月、2月の実績を提出するわけでございます。3月から10月の平均医療費が2,692万8,530円に対しまして、年間医療費額は2,400万8,636円ということで、291万9,894円の減額になったわけでございます。

原因につきましては、被保険者数の減少、年度当初よりも50人ほどだと思っておりますけれども、などによりまして医療費の見込みに誤差が生じたと考えられております。

例えば、約450万円という数字につきましては、レセプトで見ますと、ペースメーカーの埋め込み手術なんかを行えば1回の入院費で支出される金額ぐらいになると思っております。見込み違いによる返還ではないと事務局のほうは考えております。

3点目でございますが、3点目につきましては、国からの繰入基準に基づきまして適正に

繰り入れを行っております。昨年度に比べ490万7,066円の減額となっておりますが、職員構成に伴う減額と、システム改修等事務費繰入金の減額に伴うものでございます。

それから、一番最後でございますが、繰入金をふやすべきではないのかということですが、繰入金につきましては、一般会計の繰り入れは基盤安定繰入金と出産育児一時金繰入金、それから財政安定化支援事業繰入金、それから職員給与等の繰入金との4項目とされております。一般会計の繰入金はその基準によりまして繰り入れておりますので、今回基金を取り崩すことになりました。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第50号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第51号 平成20年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第1号）について

議長（森 照信君） 日程第12、議案第51号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第51号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第

1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,088万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,158万6,000円としたいものです。

これは前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金について精算するための補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は財源更正です。繰越金による一般財源が確保されたため、介護給付費準備基金繰入金を減額するものです。

第7款諸支出金、第1項繰出金は271万5,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

第2項償還金及び還付加算金は817万1,000円の増額です。これも前年度の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するためのものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

第4款第2項支払基金交付金は108万7,000円の増額です。前年度の介護給付費交付金年度分の精算によるものであります。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は222万2,000円の減額です。繰越金増額により一般財源が確保されたため、介護給付費準備基金繰入金の減額をするものです。

第8款第1項繰越金は1,202万1,000円の増額です。前年度歳計剰余金です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 5ページですけれども、繰越金を1,202万2,000円にしているわけです、当初予算の1,000円と足して。本当に細かいことを聞くようで恐縮ですけれども、決算書を見ますと、決算で確定した繰越金というのは1,202万3,000円になっていました。なぜここで1,000円残して計上したのか、何か理由があるのかどうか、このことについて説明を求めます。おととい気がついたものですから、調べられなくて、土日と入ったもので、ここで聞くことになりました。

それから、2点目ですけれども、19年度決算を見ると、介護保険給付費が18年度より5,400万円増額になっているんですね。ところが今回の、多分19年度の精算だと思うんですけども、みんなもらい過ぎて返還になっているわけです、一般会計も。特に国県支出金の返還は723万6,000円と大きな額になっているわけですけれども、どうしてこのような大きな返還金が出たのか、詳しい内容については決算のときに聞けるとは思いますけれども、簡単に

説明をお願いいたします。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えいたします。

歳入の部分で繰越金が1,202万2,000円ということで計上させていただきましたが、実際の繰越金額が1,202万2,939円であります。これは1,202万3,000円といたしますと、予算額に対し若干の歳入不足という事態になりまして、歳出でも1,202万3,000円と計上した場合若干の不足が生じるということで、1,000円以下の部分を切り捨て計上させていただきました。

それから、返還金が大きいいということではありますが、この負担金につきましては、年度当初、介護保険事業計画の数値をもとに当該年度の必要額を算出しまして申請をするわけですが、年度途中にその年度の実績をもとに、1月ごろですか見込みを出すわけですが、それが介護保険事業計画に対しまして19年度には98.21%の執行率でございました。その辺で返還額が出たと思っております。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第52号 平成20年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）について

議長（森 照信君） 日程第13、議案第52号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第52号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,250万円としたいものです。

これは行政事務電算システムの導入に係る補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

第1款総務費、第1項総務管理費は530万円の増額です。これは水道料金算出に係る行政事務電算システムの導入と検針用ハンディターミナルの購入費によるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は530万円の増額です。市町村合併特別交付金の充当による一般会計からの繰入金です。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

債務負担調書の簡水9ページをごらんください。

先ほど説明いたしました行政事務電算システムに係る電算処理業務委託に関する費用について、平成25年度までの5年間の債務負担行為をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第52号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

- 日程第14 認定第1号 平成19年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第2号 平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第3号 平成19年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第4号 平成19年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第5号 平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第6号 平成19年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第7号 平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（森 照信君） 日程第14、認定第1号、平成19年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第20、認定第7号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者兼出納室長。

会計管理者兼出納室長（森 紀代志君） それでは、認定第1号から認定第7号まで一括御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成19年度川根本町一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

まず、平成19年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、御説明いたします。決算の概要の2ページをごらんください。

歳入ですが、1款町税は収入済額13億2,298万4,000円で、前年度対比6,202万9,000円、4.9%の増となりました。収入増の要因は、町民税及び軽自動車税の増によるものです。そのほか固定資産税、町たばこ税、入湯税はマイナスとなっています。不納欠損額は204万5,000円、収入未済額は4,481万8,000円であります。

2 款地方譲与税は収入済額 1 億6,140万8,000円で、前年度対比6,865万9,000円、52.8%の減となりました。所得譲与税がなくなったことが減となった大きな要因であります。

3 款利子割交付金は収入済額388万4,000円で、前年度対比99万6,000円、34.5%の増となりました。

4 款配当割交付金は収入済額290万3,000円で、前年度対比41万 1,000円、16.5%の増となりました。

5 款株式等譲渡所得割交付金は収入済額225万7,000円で、前年度対比33万円、12.8%の減となりました。

6 款地方消費税交付金は収入済額9,238万9,000円で、前年度対比610万2,000円、6.2%の減となりました。

7 款自動車取得税交付金は収入済額4,116万7,000円で、前年度対比229万6,000円、5.3%の減となりました。

8 款地方特例交付金は収入済額631万1,000円で、前年度対比1,808万2,000円、74.1%の減となりました。

9 款地方交付税は収入済額24億9,542万8,000円で、前年度対比2,498万9,000円、1.0%の増となりました。

10 款交通安全対策特別交付金は138万2,000円で、前年度対比 7 万円、4.8%の減となりました。

11 款分担金及び負担金は収入済額が3,337万円で、収入未済額が130万円で、前年度対比584万2,000円、14.9%の減となりました。

12 款使用料及び手数料は収入済額7,841万5,000円で、前年度対比3,627万6,000円、31.6%の増となりました。主にもりのくにの指定管理になったことが収入減であります。収入未済額が106万6,000円出ております。

13 款国庫支出金は収入済額 2 億4,165万6,000円で、負担金、補助金及び委託金で前年度対比8,590万5,000円、55.2%の増となりました。

14 款県支出金は収入済額 5 億5,911万円で、前年度対比 1 億2,139万円、17.8%の減となりました。その主な要因は、県補助金の減によるものです。

15 款財産収入は収入済額3,834万1,000円で、前年度対比4,228万8,000円、52.5%の減となりました。主に財産売払収入の減によるものです。収入未済額が38万円出ております。

16 款寄付金は収入済額30万3,000円で、前年度対比474万1,000円、94%の減となりました。

17 款繰入金は収入済額 1 億1,431万円で、特別会計繰入金及び基金繰入金で、前年度対比1,276万4,000円、12.6%の増となりました。

18 款繰越金は収入済額 1 億8,104万4,000円で、前年度対比5,574万3,000円、44.5%の増となりました。

19 款諸収入は収入済額 1 億2,858万6,000円で、前年度対比7,395万1,000円、36.5%の減と

なりました。受託事業収入及び雑入等の収入であります。収入未済額が155万1,000円出ております。

20款町債は収入済額4億5,600万円で、前年度対比10億9,570万円、70.6%の減となりました。

歳入合計、収入済額58億6,124万1,000円で、前年度対比12億3,289万円、17.4%の減となりました。不納欠損額は204万5,000円、収入未済額は4,911万5,000円であります。

次に歳出を説明いたします。8ページをごらんください。

1款議会費は支出済額6,868万3,000円で、前年度対比102万7,000円、1.5%の増となりました。

2款総務費は支出済額10億5,330万6,000円で、前年度対比9億1,659万9,000円、46.5%の減となりました。総務管理費、企画費の減が主なものであります。

3款民生費は支出済額10億1,422万3,000円で、前年度対比4,728万5,000円、4.9%の増となりました。社会福祉費の増がその要因となっております。

4款衛生費は支出済額6億1,707万8,000円で、前年度対比8,231万5,000円、15.4%の増となりました。保健衛生費及び清掃費であります。

5款労働費は支出済額216万7,000円で、前年度対比3万5,000円、1.7%の増となりました。

6款農林水産業費は支出済額5億6,761万7,000円で、前年度対比2億6,798万円、32.1%の減となりました。農業費及び林業費であります。

7款商工費は支出済額2億2,005万8,000円で、前年度対比9,283万7,000円、29.7%の減となりました。

8款土木費は支出済額3億5,139万7,000円で、前年度対比8,199万円、18.9%の減となりました。土木管理費をはじめ道路橋りょう費、河川費、住宅費であります。

9款消防費は支出済額3億6,857万1,000円で、前年度対比56万3,000円、0.2%の減となりました。

10款教育費は支出済額5億750万9,000円で、前年度対比8,767万3,000円、14.7%の減となりました。教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費であります。

11款災害復旧費は支出済額5,881万1,000円で、前年度対比5,257万7,000円、843.4%の増となりました。翌年度繰越金は1,350万円であります。

12款公債費は支出済額8億9,473万1,000円で、前年度対比7,546万7,000円、9.2%の増となりました。

13款予備費は支出がありません。

歳出合計、57億2,415万1,000円、前年度対比11億8,893万6,000円、17.2%の減となりました。翌年度繰越額は1,350万円、不用額は2億4,137万1,000円であります。

歳入歳出差引額は1億3,709万円あります。

次に、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、概要を

説明いたします。14ページをごらんください。

まず歳入ですが、1款国民健康保険税は収入済額2億7,571万円で、前年度対比429万5,000円、1.5%の減となりました。収入未済額は3,833万9,000円であります。

2款使用料及び手数料は収入済額10万5,000円で、前年度対比1万1,000円、11.3%の増となりました。

3款国庫支出金は収入済額2億4,399万4,000円で、前年度対比1,133万8,000円、4.9%の増となりました。国庫負担金及び補助金であります。

4款療養給付費交付金は収入済額2億7,637万円で、前年度対比5,316万円、23.8%の増となりました。

5款県支出金は収入済額4,731万8,000円で、前年度対比42万6,000円、0.9%の減となりました。県負担金及び交付金であります。

6款共同事業交付金は収入済額8,427万8,000円で、前年度対比2,628万3,000円、45.3%の増となりました。

7款財産収入は48万3,000円で、前年度対比39万8,000円、469.5%の増となりました。

8款繰入金は8,320万8,000円で、前年度対比718万9,000円、8%の減となりました。一般会計繰入金、基金繰入金であります。

9款繰越金は1億3,632万5,000円で、前年度対比2,352万2,000円、14.7%の減となりました。

10款諸収入は231万円で、前年度対比10万7,000円、4.8%の増となりました。延滞金及び加算金、預金利子及び雑入であります。

歳入合計、11億5,010万1,000円、前年度対比5,586万4,000円、5.1%の増となりました。収入未済額3,833万9,000円であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費は支出済額3,599万1,000円で、前年度対比13万円、0.4%の増となりました。総務管理費、徴税费、運営協議会費、趣旨普及費であります。

2款保険給付費は支出済額6億6,606万5,000円で、前年度対比3,401万3,000円、5.4%の増となりました。療養諸費をはじめ、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費であります。

3款老人保健拠出金は支出済額1億4,711万5,000円で、前年度対比699万5,000円、5%の増となりました。

4款介護納付金は支出済額4,910万7,000円で、前年度対比425万円、8%の減となりました。

5款共同事業拠出金は支出済額9,059万5,000円で、前年度対比3,740万5,000円、70.3%の増となりました。

6款保健事業費は支出済額747万9,000円で、前年度対比119万6,000円、19%の増となりました。

7 款基金積立金は2,548万3,000円で、前年度対比360万2,000円、12.4%の減となりました。

8 款公債費は支出がありません。

9 款諸支出金は支出済額57万8,000円で、前年度対比738万6,000円、92.7%の減となりました。

10 款予備費は支出がありません。

歳出合計は10億2,241万3,000円で、前年度対比6,450万1,000円、6.7%の増となりました。不用額7,651万8,000円であります。

歳入歳出差引額は1億2,768万8,000円であります。

次に、平成19年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、概要を説明いたします。20ページをごらんください。

まず、歳入ですが、1 款支払基金交付金は収入済額6億5,304万7,000円で、前年度対比3,383万2,000円、5.5%の増となりました。

2 款国庫支出金は収入済額4億1,488万4,000円で、前年度対比8,023万7,000円、24%の増となりました。

3 款県支出金は収入済額1億240万4,000円で、前年度対比1,860万円、22.2%の増となりました。

4 款繰入金は収入済額1億1,683万1,000円で、前年度対比1,195万3,000円、11.4%の増となりました。これは一般会計からの繰り入れであります。

5 款繰越金はありません。

6 款諸収入は収入済額58万2,000円で、雑入で前年度対比243万6,000円、80.7%の減となりました。

歳入合計、12億8,774万8,000円で、前年度対比1億4,218万5,000円、12.4%の増となりました。

次に、歳出を御説明いたします。

1 款医療諸費は支出済額12億6,623万6,000円で、前年度対比1億3,214万7,000円、11.7%の増となりました。

2 款諸支出金は支出済額2,151万2,000円で、前年度対比1,003万8,000円で、87.5%の増となりました。一般会計繰出金であります。

歳出合計は12億8,774万8,000円で、前年度対比1億4,218万5,000円、12.4%の増となりました。不用額は625万9,000円であります。

歳入歳出差引額はゼロであります。

次に、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、概要を説明いたします。22ページをごらんください。

まず、歳入ですが、1 款保険料は収入済額1億2,985万4,000円で、前年度対比117万円、0.9%の増となりました。介護保険料であります。収入未済額は225万7,000円であります。

2 款分担金及び負担金は収入済額213万3,000円で、前年度対比22万8,000円、9.7%の減となりました。

3 款使用料及び手数料は収入済額 1 万2,000円で、前年度対比6,000円、32%の減となりました。手数料であります。

4 款国庫支出金は収入済額 2 億916万5,000円で、前年度対比737万5,000円、3.7%の増となりました。国庫負担金及び補助金であります。

5 款支払基金交付金は収入済額 2 億4,668万9,000円で、前年度対比1,943万9,000円、8.6%の増となりました。

6 款県支出金は収入済額 1 億2,448万1,000円で、前年度対比970万5,000円、8.5%の増となりました。県負担金及び補助金であります。

7 款財産収入は収入済額 7 万3,000円で、前年度対比 6 万2,000円、545.3%の増となりました。

8 款繰入金は収入済額 1 億3,185万4,000円で、前年度対比14万8,000円、0.1%の減となりました。一般会計からの繰入金であります。

9 款繰越金は収入済額1,683万2,000円で、前年度対比738万9,000円、78.3%の増となりました。繰越金であります。

10款諸収入は 4 万1,000円で、前年度対比 6 万7,000円、62%の減となりました。預金利子及び雑入であります。

歳入合計は 8 億6,113万4,000円で、前年度対比4,469万1,000円、5.5%の増となりました。収入未済額225万7,000円であります。

続きまして、歳出ですが、1 款総務費は支出済額3,129万7,000円で、前年度対比402万2,000円、11.4%の減となりました。総務管理費、徴収費、介護認定審査会費であります。

2 款保険給付費は支出済額 7 億8,886万8,000円で、前年度対比5,393万1,000円、7.4%の増となりました。介護サービス費、支援サービス費、高額介護サービス等諸費、その他諸費、特定入所者介護サービス等費であります。

3 款財政安定化基金拠出金は支出がありません。

4 款基金積立金は支出済額 7 万3,000円で、前年度対比 6 万2,000円、545.3%の増となりました。

5 款地域支援事業費は支出済額1,367万7,000円で、前年度対比248万3,000円、15.4%の減となりました。

6 款公債費はありません。

7 款諸支出金は支出済額1,519万6,000円で、前年度対比196万2,000円、14.8%の増となりました。一般会計繰出金及び償還金であります。

歳出合計、8 億4,911万1,000円で、前年度対比4,950万円、6.2%の増となりました。不用額2,345万4,000円あります。

歳入歳出差引額は1,202万3,000円であります。

次に、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。
26ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金は収入済額407万円で、前年度対比290万円、247.9%の増となりました。

2 款使用料及び手数料は収入済額 1 億2,025万5,000円で、前年度対比200万円、0.2%の増となりました。不納欠損額が6万4,000円、収入未済額が1,009万7,000円であります。

3 款国庫支出金は収入済額5,860万円で、前年度対比3,400万円、5.5%の減となりました。

4 款県支出金は収入済額156万円で、前年度対比656万3,000円、80.8%の減となりました。

5 款財産収入は収入済額51万7,000円で、前年度対比44万1,000円、574%の増となりました。

6 款繰入金は収入済額 1 億6,540万8,000円で、前年度対比3,954万円、31.4%の増となりました。一般会計からの繰入金及び基金繰入金であります。

7 款繰越金は収入済額374万8,000円で、前年度対比603万4,000円、61.7%の減となりました。

8 款諸収入は収入済額84万6,000円で、前年度対比272万3,000円、76.3%の減となりました。雑入であります。

9 款町債は収入済額7,630万円で、前年度対比480万円、6.7%の増となりました。

歳入合計、4 億3,130万4,000円で、前年度対比2,916万円、7.3%の増となりました。不納欠損額 6 万4,000円、収入未済額1,013万8,000円であります。

次に、歳出ですが、1 款総務費は支出済額3,407万8,000円で、前年度対比215万7,000円、6.8%の増となりました。

2 款水道事業費は支出済額 2 億958万9,000円で、前年度対比4,999万1,000円、17.7%の減となりました。水道管理費と水道建設費であります。

3 款公債費は支出済額 1 億7,709万1,000円で、前年度対比6,639万5,000円、60%の増となりました。

4 款予備費はありません。

歳出合計 4 億2,075万8,000円で、前年度対比2,356万2,000円、5.9%の増となりました。不用額1,141万2,000円あります。

歳入歳出差引額は1,054万6,000円あります。

次に、平成19年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。
30ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は収入済額461万9,000円で、前年度対比17万2,000円、3.6%の減と

なりました。収入未済額が74万1,000円であります。

2 款財産収入は収入済額 2 万2,000円で、前年度対比 1 万6,000円、266.9%の増となりました。

3 款繰入金は収入済額1,770万円で、前年度対比150万円、7.8%の減となりました。一般会計からの繰入金であります。

4 款繰越金は収入済額37万5,000円で、前年度対比12万1,000円、24.3%の減となりました。

5 款諸収入は収入済額1,000円で、前年度対比1,000円の増となりました。延滞金であります。

歳入合計2,271万7,000円、前年度対比177万5,000円で、7.3%の減となりました。収入未済額は74万1,000円であります。

次に、歳出ですが、1 款総務費は支出済額919万4,000円で、前年度対比19万2,000円、2 %の減となりました。

2 款温泉事業費は支出済額1,302万円で、前年度対比170万5,000円、11.6%の減となりました。

3 款基金管理費は支出済額 2 万2,000円で、前年度対比 1 万6,000円、266.9%の増となりました。

4 款予備費は支出がありません。

歳出合計2,223万6,000円で、前年度対比188万1,000円、7.8%の減となりました。不用額73万9,000円あります。

歳入歳出差引額は48万1,000円あります。

次に、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

32ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款診療収入は収入済額1,353万9,000円で、外来収入及びその他の診療報酬収入であります。

2 款使用料及び手数料は収入済額10万1,000円で、手数料であります。

3 款繰入金は収入済額2,175万円で、一般会計からの繰入金であります。

4 款諸収入は収入がありませんでした。

歳入合計、3,539万円であります。

次に、歳出ですが、1 款総務費は支出済額3,139万5,000円であります。

2 款医業費は支出済額399万円であります。

3 款諸支出金は支出がありませんでした。

4 款予備費はありません。

歳出合計3,538万5,000円で、不用額391万8,000円あります。

歳入歳出差引額は5,000円であります。

以上、簡単に決算の概要を説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（森 照信君） 次に、平成19年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、監査委員から御報告をいただきます。

監査委員、板谷信君。

監査委員（板谷 信君） それでは、平成19年度決算審査意見について報告いたします。

なお、先ほど議長のほうからもありましたけれども、代表監査委員の風間隆さんが所用により出席できないということですので、私が監査報告をいたしたいと思います。

審査の期間は、平成20年7月28日、29日、30日、31日、そして8月1日の5日間行いました。審査の場所は、この川根本町役場会議室で行いました。

それでは、総括的な報告をしたいと思います。

平成19年度一般会計及び特別会計決算について、特別会計は6つあります、関係課長の出席を求め、慎重な審査を行いました。

総括的な意見として、1、町税及び国保税の収入確保はもちろん、使用料、手数料、分担金、負担金の収入確保に万全を期すること。

2、町債の発行、債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見きわめながら慎重を期すること。

3、事務事業の見直し、事務の改善合理化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること。

総体的に平成19年度決算について、事業完遂と経費節減を評価するものであるが、今後ますます増大する行政需要、あるいは町民ニーズの多様化に対応するため、各課連携密にして行政推進を図るとともに、職員の資質の向上、行政事務処理の効率化を推進されたい。

歳入において、滞納繰越分を除けば町税を初め使用料等高い収納率であります。

なお、事務実施に当たり、国県補助金及び町債等有利な特定財源の確保に努力され、歳入の安定を図られたことに敬意を表する次第です。

しかし、毎年増加累積されている滞納繰越分の町税及び使用料等の整理について、特段の努力を強く要望します。

今後、義務的経費はますます増加することが予想されますので、今後の財政運営に格段の配慮を図られたい。

以上、報告いたします。

なお、数字の計数については、先ほど会計管理者のほうからも詳しい説明がありましたので、この決算審査意見書、これをもって報告にかえたいと思います。

以上です。

それから、この後議会のほうとしては決算の認定審査が入るわけなんですけれども、その

ような審査を行うに当たって、監査の資料だけでは見にくい、予算には入っているけれども、執行されていないというような事業も幾つかありますので、そこら辺のところも気をつけて見ていていただきたい、それから、まだまだ合併して3年という中で、まだ旧両町のいろんな部分のところでもまだ違いがある部分が決算の中でも出ているというところで、そこら辺も気をつけて見ていただきたい、そんなふうな気がします。

それから、先ほどの監査意見の中にもあったんですけども、経費の節減という部分においては少しずつですが確実に進んでいる部分がありますが、それも決算審査の中で、どこの部分が進んでいるのか、どこの部分がまだ進んでいないのか、そこら辺のところも気にかけてながら認定の審査をやっていていただきたい、そんなふうに思います。

以上です。

議長（森 照信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は認定第1号から認定第7号まで、すべてについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く13人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く13人の議員を選任することに決定いたしました。

ここで、1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 15分

再開 午後 1時 00分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第21 認定第8号 平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防
組合歳入歳出決算認定について

議長（森 照信君） 日程第21、認定第8号、平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防組合歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者兼出納室長、森紀代志君。

会計管理者兼出納室長（森 紀代志君） 認定第8号、平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防組合一般会計決算の認定について、監査委員の審査を受けましたので、その意見書をつけ、かつ主要施策の成果に関する報告書をあわせて提出し、議会の認定を求めます。

なお、島田市・北榛原地区衛生消防組合につきましては、平成19年度末をもって解散しましたので、地方自治法施行令第5条第2項の規定に準拠し、3月31日をもって打ち切り決算とし、旧管理者の島田市が決算の調製を行い、構成市町のそれぞれにおいて監査及び議会の認定に付するものであります。

以下、決算の概要について申し上げます。

決算額は1,000円未満を四捨五入して御説明させていただきます。

決算書1ページをごらんください。

それから、事項別明細書は5ページ以降に記載してありますので、ごらんください。

歳入決算額は20億9,218万7,000円、歳出決算額は18億8,517万9,000円となりました。これにより、歳入歳出差引額は2億700万9,000円となり、実質収支額は同額の2億700万9,000円となりました。

歳入歳出決算額は前年度対比7,368万9,000円、3.7%の増となりました。

歳入決算及び歳出の概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

まず、歳入であります。5ページ、6ページをごらんください。

1款分担金及び負担金は18億6,632万9,000円となりました。構成市町の分担割合は島田市が76.04%、川根町が9.55%、川根本町が14.41%であります。前年度対比1億494万9,000円、6%の増となりました。

2 款使用料及び手数料は 1 億 736 万 7,000 円となりました。行政財産使用料と許可及び証明の手数料が主なものであります。前年度対比 561 万 3,000 円、5%の減となりました。

3 款国庫支出金は 1,027 万 3,000 円となりました。水槽付消防ポンプ自動車を更新、基準額 2 分の 1 補助であります。前年度対比 1,027 万 3,000 円皆増となりました。

4 款県支出金は 127 万 6,000 円となりました。各署所の地震対策用資機材に対する県補助です。前年度対比 7 万 6,000 円、6.3%の増となりました。

5 款繰越金は 6,790 万 2,000 円となりました。組合管理経費、ごみ処理経費及び消防経費の前年度分繰越金であります。前年度対比 6,255 万 9,000 円、48%の減となりました。

7 ページ、8 ページをごらんください。

6 款諸収入は 1,704 万円となりました。事故による保険金収入、余剰電力の売払収入が主なものであります。前年度対比 456 万 3,000 円、36.6%の増となりました。

7 款組合債は 2,200 万円で、消防設備事業債であります。前年度対比 2,200 万円皆増となりました。

次に、歳出ですが、執行率は全体で 90.5%となりました。

歳出は前年度対比 6,541 万 8,000 円、3.4%の減となりました。

まず、事項別明細書 9 ページ、10 ページをごらんください。

1 款議会費は 37 万 2,000 円となります。組合議員報酬費が主なものであります。前年度対比 2,000 円、0.6%の減となりました。

2 款総務費は 3,101 万 3,000 円となりました。一般職員の給与費と組合例規集追録作成業務の委託料が主なものであります。前年度対比 195 万 2,000 円、5.9%の減となりました。

3 款衛生費は 4 億 3,293 万 9,000 円となりました。一般職員、嘱託職員、臨時職員の給与費と、施設管理の燃料費や光熱水費及び薬剤費が主なものであります。前年度対比 3,585 万 8,000 円、7.7%の減となります。

事項別明細書 11 ページ、12 ページをごらんください。

4 款消防費は 11 億 3,657 万 6,000 円となりました。消防職員と嘱託員の給与費及び事務経費と消防活動需用費が主なものであります。前年度対比 9,291 万 4,000 円、7.6%の減となりました。

公債費は 2 億 8,427 万 7,000 円、ごみ焼却施設整備事業債の平成 19 年度借り入れ分が、平成 19 年度から元金の償還が始まりました。組合の解散に係る財産処分に伴う 2 件の繰上償還等により、元金利子の合計額は前年度対比 6,530 万 9,000 円、29.8%の増となりました。

以上、決算の概要を説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（森 照信君） 次に、平成 19 年度島田市・北榛原地区衛生消防組合一般会計の決算審査の結果について、監査委員から御報告をいただきます。

監査委員、板谷信君。

監査委員（板谷 信君） それでは、平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防組合一般会計歳入歳出決算の意見書の報告をいたしたいと思います。

なお、先ほどと同様、代表監査委員の風間隆さんが欠席しておりますので、私がかわって報告いたします。

審査の実施時期は、平成20年8月26日火曜日、場所は、川根本町役場会議室で行いました。審査の方法、この審査に当たっては歳入歳出決算書及びその附属書類について計数の確認を行いました。また、財政状況及び予算の執行状況については、関係課から資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。

審査の結果、一般会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令を遵守して作成されており、その計数は正確であり、また予算の執行についてもおおむね適正であると認められました。

詳しい報告は、お手元配付の審査意見書をもってかえさせていただきます。

以上です。

議長（森 照信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第8号は、第一常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号、平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防組合歳入歳出決算認定については、第一常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

散 会

議長（森 照信君） お諮りします。

特別委員会開催等の都合によって、9月9日から9月23日までの15日間を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、9月9日から9月23日までの15日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時09分

平成20年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成20年9月24日(水)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第47号訂正の件
- 日程第 3 議案第47号 川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 認定第 1号 平成19年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 2号 平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 3号 平成19年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 4号 平成19年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 5号 平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 6号 平成19年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 7号 平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 8号 平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防組合歳入歳出決算認定について
- 日程第12 請願第 1号 子育て支援を求める緊急署名に添った安心して子育てできる町づくりを行政に求める請願
- 日程第13 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 追加日程第2 議案第53号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 追加日程第3 議案第54号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第55号 平成20年度川根本町一般会計補正予算(第4号)

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	佐藤公敏君
3番	中田隆幸君	4番	小籾侃一郎君
5番	原田全修君	6番	澤畑義照君
7番	杉本道生君	8番	高畑雅一君
9番	中澤智義君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	久野孝史君	14番	森照信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	小坂進君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	中澤莊也君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	鈴木一男君	建設課長 兼事業課長	岩田利文君
会計管理者 兼出納室長	森紀代志君	教育総務課長	小坂泰夫君
生涯学習課長	森下睦夫君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開議 午前 9時00分

開 議

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。なお、説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承願います。

諸般の報告

議長（森 照信君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

9月9日から12日にかけて決算特別委員会を開催し、平成19年度一般会計及び各特別会計決算の認定審査、また16日午後には島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散に伴う打ち切り決算の審査について、終日熱心に御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

議長（森 照信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、澤畑義照君、原田全修君、鈴木多津枝君、板谷信君、中田隆幸君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

6番、澤畑義照君、発言を許します。6番、澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 6番、澤畑でございます。おはようございます。

通告に従って一般質問をさせていただきます。

県道77号線の青部 沢間間の道路拡幅工事の推進の状況でございます。

青部 沢間間の拡幅については、青部区として強く町のほうへ要望している現状でございます。私も平成18年3月、それから平成19年12月の議会で質問をいたしました。その町長の答弁として、2年か3年かかって拡幅されると、そういう町長の答弁があったわけでございます。大変うれしく思ったところでございました。

あの道路は、今も交通量が非常に多くなっている中で、今後さらに交通量も増加すると予

想されるところでございます。現に、私も青部から沢間まで歩いてみたんですが、非常に車が多い。狭いところでは歩いていないで止まっていないと、車に危険性がある。そういうところが2カ所ございます。そういう現状の中で、これからもさらに紅葉のシーズンを迎えるに従って、あの県道は利用される可能性が十分あります。また、現状にも特に通勤時間帯においては、ものすごい車の量でございます。これから交通量も増加するということが当然予想されるわけですが、区民も拡張、または待避所をつくっていただきたいと、このような強い要望を持っております。今後、安全に通行できるようにするために、どのように対策を立てて、拡幅または待避所をつくっていくような実現をするのか、町長にお伺いしたいと思っております。

以上でございます。よろしく御答弁お願いいたします。

議長（森 照信君） ただいまの澤畑義照君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、澤畑議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成18年3月、平成19年12月議会一般質問において答弁をいたしております。その要旨としては、平成18年度は県に要望していること、そして平成19年12月議会においては、要望の中で県からも前向きな答弁をいただき、狭隘箇所の拡幅について測量等を行い、その後二、三年かけてその部分の拡幅を行いたいというような県のお話を説明させていただきました。

言うまでもなく、現在施工中の国道362号青部バイパスは、町の南北方向の動脈として重要な道路であり、一刻も早い供用開始が待たれております。本年度は、橋梁下部工において橋台工が予定されており、来年度以降橋梁上部工あるいはトンネル工と事業が予定されております。

議員御指摘の区間は、青部バイパス崎平 青部間の青崎橋が完成したことにより、青部徳山間の利便性が増し、通勤者を中心に交通量が増加しております。また、観光シーズンには地元の方を含め、国道の迂回路として利用されております。

そのような中、主要地方道川根 寸又峡線、青部地内の改良につきましては、先ほど申し上げたように、国道改良事業と同地区内であり、一時は県より前向きな対応もいただいたことがありましたが、その後の道路財源等の諸般の事情の変化によるものと思われませんが、県単独事業としては中期的な投資効果あるいは事業着手の優先順位により、なかなか事業が進捗されない状況にあります。

青部 徳山間はもとより、主要地方道川根 寸又峡線につきましては、生活道路としての重要性もありますので、引き続き狭隘箇所の拡幅改良等の要望を、県の土木事務所等に続けていきたいと考えております。

特に、議員御指摘の青部 下沢間間の狭隘箇所につきましては、道路の見通しが悪く、車両のすれ違いができませんので、現在踏査した結果、3カ所ほど路肩部分を改良すれば待避

場所が確保できそうな場所がありますので、伐採による視距改良を含め、土木事務所に改良の要望をしまいたいと考えております。

いずれにしても、現在整備中の青部バイパスの早期完成を強く要望し、全線開通されれば安全に通行できるようになると思います。県道改良につきましては、バイパスの全体計画の進捗状況と兼ね合いながら、県に改良等を要望していきたいと考えております。

議員御指摘のとおり、地元の方々あるいは通行車両に不便を来していることは十分承知しておりますけれども、大変県全体の道路財源に限られた中で、町といたしましては、現在町内で実施されております3バイパスの早期完成が大きな目標でありますので、そうしたものと兼ね合いを考えながら、県等に要望活動を粘り強く、あるいはこちらからの提案も含めて、要望をしていきたいと考えております。

以上であります。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） ただいま、町長のほうから御答弁をいただいたんですけども、さらに県の土木の方へ要請していく、その要請の仕方が問題であるのではないかというふうに私は思うんですが、以前も18年3月または19年12月に御答弁いただいた中と同じような内容になるわけですが、要望の仕方がどの程度か、もう少し詳しくお聞きしたいと思うんですが。具体的にいつ、どのような形で県の方へ要望するのか、現時点では県のほうの予算はないわけですね。例えば待避所をつくるにしても、しっかりした設計がない限り、町道でございませぬので、県のほうが着手しないとスタートできないわけです。その辺はいかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほど申し上げましたように、今まではこうした箇所があるので、何とか地元の要望も含めて町としても道路改良していただきたいということを、県の土木事務所をお願いしてまいりましたけれども、なかなか予算の中で動きが鈍いということでもありますので、そうしたより投資効果の高い箇所をこちらでも指定しながら、こういった部分をこうした形で要望を聞き入れてくれないかということを、来年度の予算が本格化する秋に向けて、今後土木または最初の窓口である川根の支所に要望していきたいと考えております。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 繰り返しになるかと思いますが、あと2年、3年ぐらいでできるでしょうという御答弁をいただいているわけです。それがなるのかどうなのか、現時点で。これから県の方へ強い要望をしていただいて、なるのかどうなのか。それとも完全にあのときの御答弁はパーになるのか。今のところ県の土木のほうでの予算はついていないわけですから、県のほうは、ですからやれないわけですね、拡幅は。やらないわけです。とすると、今町長の御答弁では、再度県のほうへ要望をしていくというふうな意味合いの御答弁だったと思うんですが、それと前との関係ですが、さらに強く要望していくのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 冒頭の答弁にあったように、町としては青部バイパスの早期完成というのが主目標であります。その中で、県といたしましても、そうしたバイパス工事を施工中の箇所の周辺部分の改良については、優先順位を下げ対応しております。現時点では要望の結果、12月答弁があったように、その時点では県としても、そのときの状況を聞きますと、予算の関係で測量をせず基礎調査をするということで、その後二、三年で狭隘箇所の拡幅というような返事をいただいておりますけれども、その後の状況でそうした状況から少し後退をしております。したがって、あの当時の状況とは違ってはおりますけれども、大変道路としても一定の水準に達しない部分が、先ほどの議員の答弁でありますので、その部分に関しては待避所の拡幅等、こちらからある程度一定の予算がかからなくてもできるような場所を提案しながら、何とかその部分の改良ができるよう、県に対して要望していきたいというふうに考えております。全体の状況としては、バイパスを施工している箇所の新規の改良というのは難しい状況でありますけれども、迂回路としての性格、生活道としての性格あるいはバイパス早期完成がまだ先にずれ込む状況の中で、そうした通過車両の安全性を確保するためにも、応急処置的な対応をしていただいて、道路幅の一定の確保を県に要望していきたいというふうに考えております。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 冒頭、非常に交通量が多いというふうなことを申し上げたんですが、今の町長の御答弁で、さらに強い県に対する要望をしていただくということを約束してほしいと、このように思います。もし、全面的な拡幅ができないということになれば、部分的な改良と言いましょうか、待避所的なものを早急につくっていただくと、この点はいかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 19年12月の議事録を確認していただければわかるように、あのときの答弁でも狭隘箇所の拡幅のための測量設計というふうな県の答弁を、私もそのまま答えさせていただいておりますので、全面拡幅というのはバイパス工事が計画されている以上ないと思います。ただ、先ほどから言っているように、現状では非常に狭隘箇所があるので、待避所の設置等を県に要望し、その中でまた地元の提案として、工事費がかからないような方策もともに考えながら、何とか事業着手にこぎつけたいと考えております。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 既に12月の御答弁の中には、改良工事に伴う測量設計事務委託を実施しておりますと、こういうふうに答弁されておりますし、来年度から工事は始まりますが、完成まで2年、3年かかると聞いています。早期に部分改良あるいは通行がより楽になるように、県に要望してまいりたいと思っておりますというふうな御答弁だったですね。あのときから現在を見ますと進んでいないわけです。どっちかと言うと県のほうはやりませんと、こ

ういうふうな状況の中だと思うんですが、そこを一步も二歩も強く、町長のほうから県のほうへお願いを入れていただいて、部分改良をしていただきたいと、約束できるでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 約束と言われても、これは県道でありますので、県として優先順位を決めて事業着手していく、そして議員も御承知のとおり、3月、4月の道路財源の一般財源化等の問題で、全体としては、県が補填するとは言うておりますけれども、道路予算にも大きな収不足という部分が一時生じております。そういったことで、なかなか県といたしましても、県道改良を含めてそうしたものに関しては大変厳しい状況、あるいは厳しい査定が行われております。

しかしながら、道路の現在の状況が単なる道が狭いというだけではなく、非常にすれ違いも困難な場所ということでもありますので、そうした事情も踏まえて狭隘箇所の改良等を県に対して粘り強く要求していきたいと考えております。この部分だけでしたら、当然強く今までもやってきましたけれども、約束ということになりますと、町内さまざまな分野で、こうしたバイパスのない区間の狭隘箇所の改良等、さまざまな要求箇所を我々はぶつけておりますので、そういったものとも一緒になって、町としての交通網の整備を訴えているところでありますので、それとの兼ね合いを図りながら要求していきたいと思っております。ただ、現時点として、先ほど言ったように青崎橋の完成により、通行車両の増加等がありますので、そういった現状をしっかりと認識していただいて、狭隘箇所の改良ができるよう、先ほどから何回も言っているように、要望活動をしてまいりたいと思っております。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 19年12月の議会の一般質問の内容については、町民全員に配布されているわけで、町民もあと二、三年であそこが広がるんだということは認識していると思うんです、現在。そういうこともかんがみて、できるだけ早急に県のほうへ当たっていただいて、その事実をつくっていただきたいというふうに思っております。

建設課長をお願いしたいんですが、一般市民、住民、特に青部区の方々は非常に強い要望をしているので、今までのいきさつ、測量までして今のところ着工していない、進んでいないという現状、町民の方または青部区の方々に、そのいきさつを説明する必要があると思うんです。議会だよりを見れば2年、3年でできるんだと認識しているわけですから、信用問題になりますね、これは。したがって、町長もそうですけれども、何だ、できないのか。じゃあの議会だよりは何だよと、こういうふうになるわけで、私も責任を感じております。ですので、ぜひ今町長に御答弁いただいた内容についてもそうですが、どうしてそうなったかについて、るる区民の方に説明をしていただきたいと、こういうふうに私のほうからも要望いたします。また、区民もそういうふうに思っていると思います。そうしないと、正直言って、この議会だより、何だよとなりますので、相当信用問題にかかわってくるというふうに思いますので、その1点お願いしたい。

以上、よろしく申し上げます。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長兼事業課長（岩田利文君） 澤畑議員にお答えいたします。

先ほど、町長の答弁の中にもありましたけれども、やっぱり一番の優先順位ですか、青部バイパスの早期完成を目指すということが一番だと思います、自分も。青部区の皆さんには、バイパスの件も説明する期間があいているんですけれども、区長及び地権者の代表にもお話ししてありますけれども、10月中に橋台、橋のほうの発注が行われる予定でありますので、それと線形、今までなぜ延びたかというのは大鉄のトンネルの関係で延びております。ただある程度固まってきましたので、線形も、発注した後に土木事務所にも説明会をお願いしております。ということで、その折に県道のほうも説明をしていただきますし、自分たちもします。

あと、現状的には3カ所ほど、正規な待避所の確保はできないんですけれども、何とかすりかえりができそうな場所がありますということで、それにつきましては土木部のほうに現地調査をお願いしております、今週末か来週中には現場を見ていただけるようになっております。

以上です。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） ありがとうございます。

もう一つお願いなんです、前後しますが、非常に交通量が多いということを目頭申し上げたんですが、青部区の中には野菜に水をかけるのにも向こう側へ横切れないと、そういう連続的に、特に通勤時間帯においては車の量が多いわけで、そういう声も聞かれています。非常に危険だということです。うかうか水もかけられないというふうな苦情も出ております。したがって、一度行政のほうで通勤時間帯にどのくらい車が通っているか、それから帰宅時間帯と両方、何台車が通っているかという実態的な調査もしていただきたいと、このように思います。そういうことが県に対して強い要望とつながっていくというふうに、私は考えますので、ぜひ調査をしてみてください。私が歩いた限りでは、もう10台ぐらい、普段日のお昼ごろだったんですが、車が通っております。

それから、沢間から青部の会館まで、車がない関係で徒歩でいろいろな催しに出かける方もいらっしゃると思います。車が1台通るごとに立ち止まらずと通過するのを待っているという現状も聞いております。そういうことも県のほうへ要望する一つの大きな内容として、町長のほうで御認識いただいて、ぜひ部分改良が早期にできるようにお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 県に対する要望の中で、そうした基礎的なデータというのは必要な部分があるかと思っておりますので、そうした部分に関しても町として対応できる部分には対応し

ていきたいと考えております。

また現在、沢間から徳山間の道路改良工事等も行われておりますけれども、これが早急に進捗できるように、そうした部分も要望し、最終的には平成25年にバイパスの完成という話も聞いております。そうなれば、現在の区間というのは交通量が減るということが想定されますし、また給食センター付近にバイパスとの取り付け道路等も当然計画されておりますので、そうした場合には青部から沢間、徳山区間というのは、バイパスを通して給食センターで上がって徳山というふうなことになっております。そうした場合、現在の区間というのは交通量が減少するということも考えております。そうしたことも踏まえて、なるべく早くバイパスが完成するように、あるいは給食センターへの進入が可能になるような、そういったこともあわせて要望しながら、地域全体の安全を確保していきたいというふうに考えております。

あそこを歩く方がいるという話、そして当然私も仕事で通っておりますので、道が非常に狭いということも承知しております。また、それと町全体の道路進捗、厳しい財政の中で、町全体の道路進捗あるいは特に青部バイパスの早期完成を願っていかねばならん、そういう町の立場というのも御理解いただきながら、町民の方々、特に青部地区の方々が御理解いただけるような道路行政あるいは情報提供を行っていきたいと思っております。

議長（森 照信君） これで澤畑義照君の一般質問を終わります。

5番、原田全修君、発言を許します。5番、原田全修君。

5番（原田全修君） 原田でございます。

川根本町の行財政改革は、改革大綱、集中改革プランの策定から2年が経過いたしました。当町の行財政改革は、住民の立場にも立った改革を推進しようとしているかという趣旨で、現在の対応姿勢を伺いたいと思います。

有識者で組織する町行政改革推進委員会が3月に取りまとめた13項目の提言書は、当改革大綱・集中改革プランに対して行政改革を進めるためには、役場内部の視点だけでなく、外からの視点も必要だと示唆しております。

特に、提言1、2、3、このトップの3つにつきましては、要約いたしますと、提言1につきましては、行財政改革は予算あるいは経費削減重視の傾向が強いが、住民の立場に立った行政に改革していくということが必要であると。それから提言2につきましては、目的と手段の関係を明確にし事業のための事業にしない、行政評価などの活用が必要であるというふうな提言があります。提言3につきましては、行政の政策の一貫性を持つということから、政策、目的の達成のためには、組織の縦割りを排し、横断的、総合的な取り組みを行うことが重要である。このような提言がされております。

行政改革を進めるためには、この提言はまずは職員の意識改革を強く促しておるということでありまして、全く同感でございます。広報「かわねほんちょう」8月号の特集の中で紹介している改革事項は、役場の職員からの提案のものであり、町民からの提案、意見、要望

あるいは願望というものは含まれておりません。このようなことから、今回の私の質問では、集中改革プランでは取り上げられていない意識、行革へ取り組む意識をテーマとしまして、町民の暮らしを守るための行財政改革であってほしいと期待する住民の視線で、それぞれ提言の1、2、3に対する事例をもとにして、町長の行政改革へ取り組む姿勢をただしたいと思っております。

まず、住民の立場に立った行政に改革していくことが重要だとする提言につきましては、事例としまして請負工事業務委託等外注業務の手続ということで、通告をさせてもらっております5つの事例をもとに、姿勢を伺いたいと思います。

5つの事例というのは、簡単に申し上げますと、地域振興センター建設、これは総合支所建設について、地元の業者がなぜ参加できなかったのか。非常にこういった機会に、地域に活力を生ませ得る数少ない大型の事業であったにもかかわらず、地元業者が入っていないということは非常に残念でありました。

次の事例としまして、公共工事、特に土木工事は下期に工事が集中するというのが慣例のようになっておりますが、昨年9月議会で町長は、工事が一時的に集中することがないよう、今後は発注の工夫をしていきたいという答弁でありました。上期、下期年間を通じて平準化するような発注をしていただくことが、地元の業者にとってもメリットがあるというふうに思います。これについて伺いたいと思います。

小規模工事は工事単価が低くて採算がとれない。しかし、操業を続けるためには採算度外視をしても受注しなければならないというような業者の悩みも聞かれます。当町の公共工事設計労務単価や経費の見方に問題がないのかどうか、この点について伺いたいと思います。

次に、町営バスの運行業務委託につきましては、これも何度も私取り上げさせてもらっておりますが、薄利多売の業者が低入札価格で落札する。結果的に地元の運転手の賃金、雇用条件も悪化が余儀なくされているのではないかと。そういう心配があります。バス事業の発注者の責任の範囲の中で、この点についてのバス運転手の雇用の実態というようなものについてお伺いしたいと思います。

それから、平成20年度から低入札価格制度を導入したということですが、運用次第によってはさらなる価格破壊が進む危険性があります。静岡県の公共工事設計労務単価と違った単価設定をしているようなものがないのかどうか、この点についてお聞きします。

あくまで、これは事例ということで町長の姿勢をお伺いしたいということでもあります。同類のものは幾つもありますが、こういった形でまず提言1に対する質問をいたします。

次に、提言2は目的と手段の関係を明確にするということで、この事例としまして、財政計画シミュレーション、地域ブロードバンド整備事業計画というものについての現在の取り組み状況をお伺いしたいと思います。地域ブロードバンド整備事業というのは、平成22年、23年の2年間で、投資額12億円、町の負担はこれの3分の2の8億円ということでシミュレーションに記載があります。もうすぐそこにこの計画が待ち構えているという状況の中で、

この計画につきましては、平成17年度に川根本町地域情報化研究会が設置され、以降検討がされていると聞いておりますが、現在の状況をお聞きしたいということでございます。行政改革を推進している中で、当事業の取り組みの現状を伺いたいと思います。

提言3の事例につきましては、目的達成のために縦割りを排し、横断的、総合的な取り組みが必要だということで、これにつきましては、今年度の地方の元気再生事業に採択されました奥大井観光振興プロジェクトへの取り組みについて姿勢をお伺いしたいと思います。

奥大井観光振興プロジェクトは、南アルプスまでの大井川の流域全体が持つ既存の観光資源をベースに、観光資源として新たな価値観を持たせた川根茶や自然環境、景観及び郷土の伝統文化や歴史を取り込んだいやしの郷と申しましょうか、奥大井まるごと博物郷を形成して、観光客の誘致を行おうとするものが大きな柱の一つであります。茶業の振興も観光との融合が突破口になる可能性が大であると思われ、町長もかつて、今も相当な意気込みを示しておられると思います。このため、奥大井観光連絡会の関係団体や関係企業及び有志のグループなどの流域の総力を挙げて、このプロジェクトを後押しすることが重要であると思われませんが、役場のそれぞれの担当部署は、横の連携を密にした取り組みが必要だと思われ、現況の取り組み状況、具体的には担当部署としましては、企画観光課だとか企画環境課、産業課、健康増進課、生涯学習課というようなものが思いつきますが、どのように取り組んでいこうとおられるのか、どのような指示をされているのか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

当町の行財政改革への取り組みにつきましては、やはり住民の視線というところで伺いたいところがたくさんありますが、それは後日の機会に取り上げさせていただくことにいたしまして、本日は住民の立場にも立った行革への取り組み、意識というところへ焦点を当てた質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（森 照信君） ただいまの原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、原田議員の質問、大きく分けて3つありますので、順を追って答弁させていただきます。

まず、地域振興センター建設工事に関する御指摘でございます。

地域振興センター建設工事は約1億6,000万円の事業費であり、下請契約が締結されることが考えられる事業であります。建設業法では4,500万円以上の下請契約を実施する場合は、特定建設業の許可を有することが必要となり、今回の地域振興センター建設工事につきましては4,500万円以上の下請契約が締結されることが考えられることから、特定建設業の許可を有する業者を選定したものであります。地元建設業者で、入札参加資格審査申請書が提出されている者のうち、建築工事業において特定建設業の許可を有する業者はありませんでした。

次に、公共工事の発注についてであります。20年度発注予定工事は、農林土木13件、公共

土木6件、住宅4件、消防施設5件、簡易水道施設5件、計33件であります。うち、上半期発注件数は25件で、発注率78%であります。残った工事につきましては、補助金関連工事がらみの工事でありまして、随時発注していく予定となっております。こうした状況を見ますと、平成20年度につきましては、計画的に発注できていると考えております。

小規模工事設計単価について、3番目の御質問であります。工事設計単価につきましては、静岡県土木設計標準単価により設計しており、本町独自で単価設定をしていることはございません。

4番目の町営バス運転手の雇用状況であります。町営バスの運転手の雇用形態につきましては、受託事業者が労働基準法を遵守した形で実施していれば、特に発注者としては問題がないと考えますが、現状としては2路線の運転手を3名確保している状況で、いずれも川根本町の町民を雇用しているとのことであります。勤務形態であります。2日勤務して1日休みという形でローテーションを組んでおり、都合により休みの場合は委託会社のほうで臨時の運転手を町外から来てもらい、対応可能にしているとのことであります。月平均20日から21日の勤務であり、もちろん労働基準法に定める最大年間2,040時間を超えない範囲での勤務であることと承知いたしております。なお、1日の勤務形態は朝6時30分出発地である役場に来た場合、最終バス17時54分あるいは18時31分の役場到着をもつての勤務であり、3時間半の休憩も確保していることを確認しております。

大きな1番目の最後の5番目であります。低入札価格制度と質問がありましたけれども、低入札調査制度のことと理解しております。平成20年度より導入された低入札調査制度によるさらなる価格破壊の危険性についての質問でありますけれども、平成20年度より実施している低入札調査制度は、一定の基準価格を下回った場合、その応札価格で適正な事業の実施が可能かどうか等の調査を実施することにより、公共事業の適正な実施の確保を図るものであります。したがって、低入札調査制度を導入することにより、価格破壊が抑制されることが期待されております。

また、設計に当たっては、常にその時期の設計単価を使用する設計をするので、前回の落札単価が反映されることはございません。

また、土木工事設計単価ですけれども、これにつきましては静岡県土木設計標準単価により設計しており、先ほど言ったように本町独自の単価設定をしているものではございません。

次に、大きな項目の2番目であります。地域ブロードバンド整備事業についてでございます。

本町のブロードバンド事業に関しては、平成19年3月に静岡県が策定した静岡光ファイバー整備構想に基づき、川根本町光ファイバー整備構想を策定し、だれでも身近に簡単に利用できる安全性と利便性、快適性を備えた豊かな情報環境を整備し、すべての町民が情報化の恩恵を享受、実感できる情報コミュニティー川根本町の実現を目的に、快適な情報通信環境を提供する高速の地域情報通信ネットワークの構築、教育、健康、福祉を初めとする暮らし

の利便性の向上や、地域産業振興のため、各種システムの整備、電子自治体の構築による住民サービスの向上を目標として設定し、推進しております。

現在、総務省総合通信局等民間事業者、地方公共団体等からなる地域レベルのブロードバンド推進体制や住民アンケート等を通じて、人口、世帯動向等の基礎情報、ブロードバンド整備や他の情報通信サービスの提供状況等の整備状況等の現状把握、民間通信事業者参入の促進と協議、国土交通省など既存の光ファイバー網との接続・連携の調整、無線LANや光ファイバーと同軸ケーブルを組み合わせたネットワークなど構成方法の検討と情報収集を行っております。

議員御指摘のとおり、財政シミュレーションでの平成22、23年度の表記でありますけれども、これは財政シミュレーションを編成する中で、この期間の中ではこの地域ブランド整備構想も、先ほど言いました地域のこれからの暮らしを考えれば、あるいは産業を考えれば必要ということで、シミュレーションの中には記載しておりますけれども、現時点で実施年度が平成22、23と確定したものではありません。シミュレーションを編成する以上、多額の費用をかける事業でありますので、その影響をはかるためにシミュレーションの中には仮に平成22、23ということで仮定してこの事業を入れ、その後の財政シミュレーションを立てております。

次に、奥大井観光振興プロジェクト、大きな項目3でございます。

本年度の事業内容は、島田市及び本町内を留学生が移動して調査を実施するものが主であり、観光施設、商工会会員を初め地域の方々の協力なしでは目的が達成できるものではありません。

町内各課においても、議員御指摘のとおり、横の連携を密にした取り組みが必要であり、DVD、ガイドブック及びホームページの作成には、自然はもとより地域の景観、歴史、文化、芸能部門を取り入れる必要があり、資料データを保持している企画環境課、教育委員会等の協力が必要であります。観光商品の開発においては、お茶の手もみなどの体験や登山の要望が強いと思われること、また地場産業を利用した食事メニューの開発にも取り組むことから産業課の協力、まちかど博物館となり得る地域資源の発掘には古民家、農家、茶工場等を候補施設と考えており、産業課、事業課との連携が不可欠であると考えております。

今年度実施する調査結果により、多種多様なニーズが求められることが予想されますので、実施段階に入れば、ますます関係課の連携協力が必至と考えております。

今後も、空港等路線就航の拡大が行われますし、また今まで述べたとおり空港開港は大きなチャンスでありますので、議員御指摘のとおり、皆さんの協力と熱意を強くお願いし、各課の連携をさらに強化していきたいと考えております。

以上、大きく分けて3つの質問に対してお答えさせていただきました。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） それでは、もう少し具体的にお聞きしていきたいと思うんですが、住

民のための行財政改革なんだということは、当然のことであるんですが、その中身を見ていったときに、表にあらわれていない、要するに水面下でまだどうなるともわからない、あるいは検討しているのかしていないのかわからない、そんなようなところに少し今回はスポットを当てているわけでありますが、この中で、2つ目に取り上げました財政計画シミュレーション、これに大きく影響を与えております地域ブロードバンド整備事業、これは今の御答弁では、平成22、23の2年間で12億円と、財政シミュレーションではそうなっているんですが、これについては、まだどうなるともわからないということのようなんですが、既にこれはもう平成18年時点から、ずっとこの計画が登場しているわけなんです。そして、町長は平成18、19、20でもって緊縮財政を組むんだと、平成21年度以降は開放していきたいんだというようなことでありますが、こういった大きな事業が至近年にあるということになりますと、どのような形で緊縮財政を開放して、平成21年度以降に臨んでいくのかと、この辺のところ、もう22、23すぐそばにいるわけなんですから、明確になっていなければならないと思うんです。そんなことで、全体を通して見て近年の緊縮財政というのは、こういったようなところが大きく足かせになっているんじゃないのかというふうに思っておりました。もう一度お聞きしますけれども、12億円の投入というような、こういった大きな事業というのは、今後もあり得るのか、あるいはいつごろにまだ登場してきそうなのか、そういったようなことをお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 基本的な方向として、こうした山間地域のマイナス面をカバーするために、ブロードバンドというのは地域にとって必要だろうというふうに、基本的な認識は持っております。そしてそれに対して、逆にこうした広範囲な山間地域でありますので、全町にブロードバンド網を整備するには、多額の資金がかかるということも承知しております。

基本的な課題としては、まず幹線ケーブル等は国土交通省あるいはさまざまな企業のものを利用するといったしましても、住民の利便性向上のためのそうした通信網というのをどう構築するか、やはりこれには民間業者の参入というのが大きなポイントになるだろう。

それからもう一点、最終的にそれぞれの家庭までこういった形で情報網を構築するかというのは、新たな技術革新というのが今求められているのではないかと考えても、末端まで同軸ケーブル、光ケーブル等を埋設するというのは、この町域を考えれば無理だろうというふうに考えます。そうするとやはりさまざまな無線、最終的な末端は無線を使うということが必要ではないかと考えております。そういった意味では、現在総務省等がこうした条件不利地のブロードバンド網を構成するには、無線の開放等、またあるいは新たな技術の開発、さまざまな取り組みをしておりますので、そういったものを加味合わせながら、より低価格なブロードバンド通信網というのを、当町にあったものを組み立てていきたいと考えております。

それともう一点は、そうした技術の革新とともに、こういった形で直接住民の暮らしに、

先ほど言いましたように、健康、教育あるいはそうした日常の暮らしの中に生かしていくか、そういった末端の整備も各地で試験的、あるいは実用化が進んでおりますので、そういったことも見極めて、当町のブロードバンド構想というのを構築していきたいと考えております。

いずれにしても、先ほど冒頭言いましたように、大きな予算になることは間違いございませんし、それがどのような財政負担になるのか、国、県の補助なのか、あるいは民間との協力なのか、あるいは起債を起こすのか、さまざまな形がありますので、総枠として現在考える条件の中で、財政シミュレーションに22、23で入れ込んであるということでありまして、

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） この話題になりますと、いつもこんなような形で空回りをし始めるわけなんです、実はもう何年も前からこの計画の構想があったということでありまして、具体的にこういう構想なんだと、川根本町の構想はこうなんだということは、もうそろそろ提示があってしかるべきではないのか。そして町長がよく言われる住民の合意形成をしっかりと図るんだと、もうそういう時期に来ているのではなからうかと思えます。

そして、今言われた総務省、国あるいは県、こういったところとの連携を密にしていくということなんです、次世代ブロードバンド戦略2010というものがあるのは御存じですか。これをどういうふうに取り込んでいこうとしているのか、その辺についてお伺いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 具体的な内容についてまで、大まかなものしか承知しておりませんが、現在総務省でそうした中で、さまざまな実際の通信システムの検討をしているということをお伺いしております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） これは非常に重要な話であるわけなんです。2010というと、先ほど言いました平成22、23の我が町の構想とは1年早いわけなんです、2010年までにブロードバンドゼロ地域の解消、それから超高速ブロードバンド、今言う光ネットです、こういったようなものは全国的に90%のカバー、携帯のカバー率は99.8%、こんなような計画が既に出されている。これによって各市町村は現在動いている。

例えば、島田市の場合は、こういった構想をどのようにとらえているか。そうしますと、今町長が答弁にありますような、末端に至るまで超高速の光ケーブルを張って、仮に無線LANであるにしても、そういう構想はいまだ立てられないというような状況にあるわけなんです。こういう国の構想と我が町の構想が余りにも隔たりがあるという感じがいたします。もう一度お伺いしたいんですが、次世代ブロードバンド戦略、我が町が構想としておりますブロードバンドは、例えば山間僻地の一軒家と言っては失礼なんです、非常に過疎が進んでいるようなところまで、こういったような光ケーブルで結んでいく構想をつくっていききたいというようなお考えなんです、どうですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言いましたように、ここの分野は大変総務省としても力を入れているところでありまして、情報通信審議会の答申、電波政策ビジョン等の答申の中で、現在さまざまな検討が行われている。特に今課題になっているのは、先行するさまざまな計画がありますが、それを実現するためにはどうしても最終的には電波の利用が必要であろうというような、そういった報告になっていると、私は理解しております。そうした場合、さまざまな電波をどのように利用していくのか、あるいはそれを各地区で分けていくのか、そういった検討がなされているというふう聞いております。最終的には、冒頭言いました、こうした九十何%までは有線で上がっても、最終的にカバーするには無線を使わなければならない。その無線がさまざまなレーダー等の利用でいっぱいな状況の中で、それを再割り当てしなければならないというのが現在の総務省の方針というふうに私は認識しております。いわゆるワイヤレスブロードバンド推進研究会というのが報告書を出しておりますけれども、その中で電波の割り当て等が論議されております。そういった新しい総務省の電波行政の中で、われわれとしては活路が見出せるんじゃないかというふうに私は認識しております。

また、全国でもさまざまな市町でこうした先行的な取り組みがされており、私の知っている限りでは東北の関係で、山間地域の電波に対するこうしたブロードバンドの整備の研究会が行われている、あるいはさまざまな市、新潟県あるいはさまざまなところでこうした無線通信の可能性を探る、さまざまな実証的な実験が行われておりますので、そういったものの調査をしながら、当町に合ったこうした構想をしていきたいというふうに考えております。やりたいけれども多額な金がかかる。一説によると、これを全部やればもっとお金がかかるというような、本当に仮の試算もありますので、それを我々が可能な、あるいは財政シミュレーションでああした影響ができる範囲でおさめるためには、こういった設備がいいのかを今検討しているところでありますので、必要性もわかっておりますし、現在の状況ではなかなか手が出せないから、いかに安くするのか、あるいは効率的にするのか、それを研究しながら、当然議会あるいは町民の方の意見も踏まえながら、整備計画というのを練っていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） きょうはブロードバンドの中身うんぬんをする目的でこれを出しているんじゃないくて、全体の財政というところにこういったはっきり言いましてえたいの知れない、ものすごい大きな投資をするという計画を至近年に持ってきますと、全体の例えば投資的経費の抑制をせざるを得ない、平成18、19、20に抑制をするんだというようなのも、実はこういったようなシミュレーションをやっていくと、相当なほかへの犠牲が出てくる可能性があるということで、この地域ブロードバンド整備事業をこれからどうするのかということをお聞きしているわけです。

その中で、電波の使用というような話がありましたが、これは私もともこんな話をさせてもらったこともあります。ところが、電波の使用となりますと、超高速ブロードバンドと

は全く性格が異なって、普通の今この辺で使っておりますADSLといわれる、こういった古来のスピードにダウンせざるを得ないということです。光ケーブルで全町を網羅するという計画は、これは確かに12億円ぐらいかかるでしょう。しかし、そんな大きなことをやるんじゃなくても、もっと身近な、今次世代ブロードバンド戦略2010が打ち出しているような、こういうような構想でもって、もう少し地に足のついた計画をして構想をつくっていくということが大事だろうと思います。

現在、そういった意味合いから、我が町の情報化計画というようなものが、現在つくられておりますか、お聞きします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 細部まで踏み込んだ具体的なものについては、まだそこまで計画作成まではいっておりません。先ほども言っているように、このブロードバンドだけではなくて、今後整備していかななくてはならない行政無線の関係、あるいは今後難視聴地域の解消が課題となってくるテレビのデジタル化、そういったさまざまな新しい要件の変化の中で、こうしたネットワーク網も補完的な部分、あるいは中心になる部分と絡みが出てきますので、それも考えていかなければならんというふうに考えております。そういった意味で、今後大きな投資となる行政無線、それからブロードバンドが関連してくるのではないかという認識を私は持ってきております。そういったことを考えれば、日進月歩の世界でありますので、そうした情報をしっかり踏まえながら、計画を立てていきたいと考えております。

くどいようですが、やはり私としては必要な事業だというふうに考えておりますので、現在財政シミュレーションに入れてあり、私はそれをこの金額の中におさめることが、あるいはこの近くでできることになれば、極端な財政的な影響というのではない、あるいは仮にあったとしてもやっていかなければならない事業だというふうに私は考えています。ただ、これは今後、事業の計画をつくり着手するわけですので、町民の議論、もちろん議会での議論も踏まえて、その中で議論していけばいいというふうに私は考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 全体の財政運営に大きく作用いたしますこの地域ブロードバンド整備事業、これにつきましては、私は12億円をかけるというような事業計画には、はっきり言ってこれは間違いだろうと思っております。そんなにかけるべきではない。やり方は幾らもあるわけなんです、ですから早く情報化計画というものを町民の前に出して、そして町民の人の意見を聞き、考え方を聞き、合意形成を図っていくという、そういうことが大事だろうと。そうでないと、全体の設備投資、投資的経費の抑制、こういったようなものがずっと続いていく可能性、危険性があるわけですので、その辺のところをよろしくお願いしたいと思っております。いつごろまでに構想をつくり上げるのかということをお聞きしたいと思っております。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現時点では、いつごろまでというような予定はちょっと申し述べられ

ません。今後、情報収集とその部分、部分のさまざまな状況について、情報提供していきたいと考えております。

それから、ちょっと誤解されて、この3年間の基本的には予算の縮小という流れできた予算というのは、持続可能な財政状況にするための3年間であって、今後また反転して予算を拡大していくという……この状況を維持していけば十分持続可能な財政運営が可能だろうということでしたので、ここで3年間過ぎて反転して財政出動するということを申し述べたつもりもないし、そういう考えではない。したがって、今後は一つの事業が終われば新しい事業が始まる、あるいは一つの効率的な行政運営ができる中で、新しい事業を始めていくという、この現在の財政規模というのが、特段の国の財政状況の変化がない限り、維持していかなければならない、そのための3年間であり、そのための財政シミュレーションであり、そのためのこうした必要と思われる大規模な事業に対する慎重な姿勢ということをお聞きしたいと思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 構想がつくられるのがいつごろになるかわからないと言っているながら、シミュレーションにはこういった12億円もの投資がされるというような、なぜか理解ができないところがあるわけなんです。とにかくこの構想を明らかにして、シミュレーション、12億円、これはもう一度精査していただきたい。こんなふうに強く要望しておきます。

時間がなくなっておりますので、3番目に申し上げた奥大井観光振興プロジェクトの取り組み、町長の各課、部署への指示というのは先ほどお伺いいたしました。そうしますと、本来は年が明けて2月ころまでには、このプロジェクトの構想の取りまとめをしていきたいということのようですので、全庁一丸となって、そのためのプロジェクトなりをつくっていくという必要もあるんじゃないかなと思うんですが、町長の言われた連携というのは、どういう体制で臨むのかということをお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 大まかに言えば、地方の元気再生事業もそうですけれども、立ち上げの支援ということでもあります。したがって、現在我々としては、今後の奥大井の活性化のためのさまざまな観光を意識した事業立ち上げの基礎調査、あるいは連携、第一歩をやっているところであります。そういった意味でパンフレットの作成あるいはモデルツアーの受け入れ等、全庁挙げて対応していく。その中でおのおの役割というのが見えてきますので、今後の事業の進行に関して役割分担をしていこうというもので、当然間に合うものがあれば来年度予算にも反映していくもの、あるいはその特徴を生かすために継続事業の趣旨を少し変えるもの、そういったものがあるかと思っておりますけれども、そういった形で町の体制、予算に反映していきたいと考えております。基本的には企画観光が中心になって、大井川観光連絡会の各メンバーとの連携の中で、この事業を進めていきたい、そんなふうに考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 川根茶の低迷、これが最近特に言われております。こういったような現況を打開するためにも、私は川根茶というものを大きくテーマにした観光との融合、これについても町長も賛同するということでありました、ぜひとも川根茶というところ、自然環境、景観、こういったようなものを含めて、大井川振興プロジェクトの取り組みの中に積極的に取り込んでもらいたいということがあります。

と言いますのは、町長の前回の答弁の中で、このプロジェクトの成否によっては、平成21年度にさらなる支援が国から得られるかどうかわからないとこういう答弁がありました。ですから、この2月までにまとめなければならないというプロジェクトの方向性と言いますか戦略は、相当な力を入れてやっていかないといけないんじゃないかと思うんですが、その点についてお伺いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） この事業は、今年度に入ってから我々に知らされた事業であり、全国でさまざまな相当な対応があって、その中で選ばれた事業で、1,400の中で120ですか、今後仮にどういう状況になっても、厳しい競争にさらされるのは間違いないというふうに考えております。そういう意味で、次年度以降はわからないということをお申し述べております。我々としては、具体的な事業が、予算の確定をいただいた9月以降に始まっておりますので、やはり、例えばお茶で言えば、4月からの時期というのがなかなか、モデルツアー等の体験もできないというような状況でありますし、やはり年間を通じてこれからのモデルコースの策定、あるいはこうした事業を行いたいということで、極力次年度も予算がつけられるようお願いしたいということを思っておりますけれども、大変厳しい、どの市町も予算が厳しい中で、これに応募してくると予想されますので、最初の年度に認定された地域が引き続いてというのは、非常に難しい状況ではあるかと思っておりますけれども、そういったつもりでしっかり3月までにはまとめをしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） かなりトーンダウンをしてしまったような感じなんですけど、ですから、そういう危険性もあるわけですから、私は静岡空港が開港するこの時点で、まさに真剣勝負、このプロジェクトにはそういう意気込みで取り組んでいただきたい。町長のリーダーシップを発揮していただきたいと、そういうふうに思うわけです。この地域の基幹産業というのは、やはりお茶、今低迷しております林業、それから観光、こういった3つの自然と言いますか、そういったものを対象にしたものがあるわけなんですけど、それ以外にももちろん工業系の企業の進出もありますので、期待はしたいわけなんですけど、基幹産業を大事にするというところに基本を置いた政策というのは大事だと思うんです。ですので、ぜひ真剣に取り組んでいただきたい。これは切なるお願いであります。これにつきましては、しかるべきときに、その成果というものをまたお聞きしたいと思っております。

時間が大分なくなってまいりましたので、初めの話で、請負工事、業務委託等外注手続、これに問題はないのかということではありますが、地域振興センターの建設工事は特定建設業の資格がないとだめだという答弁でありました。この地域振興センター、総合支所の建設は、既にずっと前に決まっていたわけなんです。ですから、私は行政というのはやはり地元の企業を指導、育成するという役割もあるんだろうと思います。資格がないから入札できなかったでは、これは済まされないんじゃないでしょうか。指導、育成するという観点でお聞きします。いかがですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それぞれ、会社の能力とか規模とか事業で、このことに限らず、資格あるいは入札要件が決まってまいりますので、そうした中でやっていくという形をとる。特定のために、例えば指導ということはないと思います。ただ、今回の場合は地元の波及効果を考えて、下請ならいろいろな受ける事業が地元にあるというふうな考えの中で、こうした認定がされた。もちろんこれは指名委員会ということで、町長部局とはまた違う組織でちゃんとやっておりますけれども、私はそういうふうに町長としては認識して、最終的な決裁をしております。今回の事案に関しては、地元波及効果も考えて、下請に入れる業者が落札するのがよからうということで、こうした決断をさせていただきました。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 私は、今までの経験の中で、私なりの人生経験といえますか、社会経験の中から、2億円以下くらいの工事がそんなに縛りがきついなんていうことは、私の常識観からいって、そういう認識は持っておりませんでした。しかし、4,500万円以上はとこういう話になってきます。こういうようなものは、地域の活性化ということを考えていくと、何とか取っ払う方法、あるいは何とかこれをクリアする方法はないだろうかということをもまず考えてもらいたい。今後のこともありますので、よろしくその辺のところを思うんですが、その点についてはいかがですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 総論的なお答えになってしまいますけれども、それぞれその地域には会社があって、その規模があって、それに適正する事業というのがございますので、その中で今回の事業に関しては、地元の方が下請で入ったほうがいいという、そういう考えでこういう流れになった。我々としてはそれが活性化につながるという、また、これは直接業者選定には関係ございませんけれども、当初からオリンピック等の関係で資材が上がってきたという、そういう厳しい状況になる中で、やはりそうした力がある会社も必要だろうということで、さまざまな要素の中でこうした選定があった。とにかく選定基準というのは、下請に入ってもらおうということが、まず地域の厳しい状況の中で活性化になるだろうということで判断した部分が大きいというふうに考えております。

個別の部分で、その状況によって基準を変えるというのは、うちで変えられる部分と県全

体のそうしたものとあるわけですが、やはり全体を見据えながら、必要があればそれはそうしていろいろなものを変えていかなければならんし、個別のことによって対応するというのはいかなものかというふうに思って、これはやはりもう少し個別の事件じゃなくて、全体的な流れの中で、こうした入札要件とかというのは見ていくことが必要だろうというふうに思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） その辺の考え方がちょっとやはり後ろ向きじゃないのかという感じがいたします。下請に入ったほうがメリットがあるという、それはそういう場合もあるでしょう。しかし、この入札の中に、応募した業者には資格がないというようなことから、地元の業者が1社も入っていないということが、やはり問題だろうと思うんです。ですから、そういうふうな仕向けをしていくということで、業者指導といいますか、地元をもっと活性化する方法はないのかという、そういう意識をこういった改革のときにこそ持っていただきたいというふうに思うわけです。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） もう一回確認させていただきますけれども、今回選定した業者というのは、静岡県中部地区に事業所を有し、一級建築士が1名以上在籍するとともに、過去2年間建築工事平均完成工事高が10億円以上ある業者を選定基準にしたと報告を受けております。また、全体としては電気あるいは建築、そういった形で3つに分けて工事を発注しておりますが、そういったことに関しても前々からそうした事業というのは分散して発注していただきたいという地元業者の方からの要望を受けておりますので、そうした3つに分類して発注し、またそういったことで下請も入れるような状況、あるいはまた先ほど言いましたように原材料高騰という中で、そういったものに対応できる規模の業者、さまざまな要素の中で、この業者選定が行われているということをお理解していただきたいと思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 今、私理解できないところがあるわけなんです、10億円の取引高の実績のある業者が、一つの選定基準だと、要するにこういうふうな基準というものの自体がもっと見直されるべきじゃないのかということなんです。ですから、そういったほうへ働きかけをしていく必要があるんじゃないだろうか。この不況下に、年間10億円もの受注ができる企業、この地元にそんな企業がありますか、可能性としてはありますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 役場というのは、総合的にものを考えていかなければなりませんので、例えば一定のこうした中で、よりよいものを、より適正なコストで地域振興センターをつくる、その中で地元の波及効果も考える、あるいは資材高騰に対応する施策を考えていく、そういったさまざまな要素の中で、設計あるいは入札、そして事業が進められているというふうに考えております。もちろん、例えば地元業者だけを考えるやり方、あるいはそれをどう

してもしなければならぬ業種、時期というのものもあるかもしれませんが、現時点では総合的に判断して、こういう選定結果あるいは事業を実施しております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 意識というところで私は取り上げさせてもらったというのは、実はこういうところにあるわけなんです。よその市町の業者へ発注したということになりますと、税収面から言っても、あるいは雇用の面から言っても、はっきり言いましてプラスというのは地元の業者よりも劣るものだと、そう思います。そういう意味から、地元業者が実力が今ないとするならば、つけるように指導していただきたいし、現在建設工事につきましては、実力が十分ある会社がこの地域にはあるわけなんです。そういったところでジョイント、共同企業体といいますか、そういったようなものもつくっていくための指導だとか、いろいろな方向があるんだろうと思います。ぜひそういう意識でこれから取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、小規模工事は工事単価が低くて採算がとれないという、こういう悩みがあるということがあります。先ほど、町長の答弁ではそういうことはありませんということでしたが、本当にそういう認識ですか。例えば、1日当たり所定労働時間というのは、公共工事の場合は8時間という設計になるわけなんです。私、小規模工事とあえて言ったのは、大規模工事になりますと、先ほどの広く世間と言いますか、目に触れるものですから、余りのことはできませんが、小規模工事はある意味では自由裁量でやっているのではないかという、私危惧しておりました。所定労働時間は8時間でやっているということによろしいですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 具体的なことについては、私設計をしているわけでございませんで、担当のほうからお答えさせますけれども、小規模工事についても一定の標準単価によって設計をしておりますし、それに対して地元業者の入札によって業者を指定しておりますので、適正な流れの中で行われているというふうに考えております。当然、その中に入札制度という中で、一つの制度の中でやっております、適正な事業配分、あるいはもちろん事業者の中には、安くても事業の継続性をとる方もあろうかと思えます。それはやはり年間の経営の中で考えていただく部分かと思えますし、基本的には工事そのものに関しては県の単価を使っております。適正な単価で設計がなされるというふうに認識しております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 今、町長標準単価で設計をされていると言いましたね。私は標準単価はどういう形でやられているかということをお聞きしたいわけなんです。一つの事例で結構です。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長兼事業課長（岩田利文君） お答えします。今町長が言ったように、すべて県の土木単価によりまして設計をしております、小規模工事につきましても、県で同じような小

規模工事というのをやっております、それを参考に設計しております、単価につきましてはすべて県の設計標準、歩掛かりにしてもそれを参考にやっております、町独自というの
はございません。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 今の答弁は、平成20年度の公共工事設計労務単価静岡県、こういった
ようなものがインターネットでとれるものですから、見れるわけなんです、この単価をも
とに計算をするということはわかるんです。しかし、問題はどのようなファクターをこれにか
けたりしているのかということなんです。

私も確認をしたわけじゃないんですが、こういう事例があってはならないということで申
し上げるんですが、例えば山の中で崩土があったり落石があったりして、それを修理しなけ
ればならないという工事があったとします。そうすると、所定労働時間は8時間なんです、
そこへ行くまでの通勤時間帯というようなもの、あるいは休憩時間というようなもの、こう
いったものを差し引くと8時間じゃないですと、もっとずっと下なんです。例えば6時間ぐ
らいなんですとか、そんなような見方をしているものはありませんか、お聞きします。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長兼事業課長（岩田利文君） ございません。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） そういうことであれば、私のいろいろな雑談といいますか、事業者と
の中から苦悩というものを聞いていたものが、実は根拠のないものであったということにな
れば、これはむしろ大変うれしいわけなんです、そういう答弁を今いただきましたので、
ありがたいと思っております。今後ともぜひそれを続けていただきたい。

それから、町営バスだとかスクールバスについては、これも私はやはり地元が犠牲になっ
ている一つの事例ではないかということで、時々取り上げさせてもらっております。今回は
町営バスの運転手の雇用の実態というのが、先ほど1カ月20日から21日間の勤務だとい
うことだったんですが、賃金だとかあるいは社会保険だとか、こういったようなものにつ
いてはそれなりの雇用条件といいますか、適正な雇用条件と言いますか、そういったこと
が守られているというふうに認識されておりますか。

議長（森 照信君） 企画環境課長。

企画環境課長（羽根田泰一君） 今の質疑についてですけれども、委託業者に委託してい
まして、これは当然そのルールを、先ほど町長の答弁の中にありましたように、労働基準法
を遵守しているということで、やっていると思います。

以上です。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 労働基準法の中でやっているなんていうのは、これはもちろん当たり
前の話なんです、私が申し上げているのは、地元で活力を生む、公共事業が発注するとい

うのは、やはりそういったメリットがそこに生じる。もっと言いますと、経済的な循環がそこに生じるというようなものが必要だろうと思うんです、公共事業ですから。私たち住民が納める税金でもって、公共事業というものは計画され、発注されていくわけです。そういったものが住民にはね返ってくるようであればいけないということであるわけです。ですので、似たような話をまたさせてもらうんですが、賃金だとか社会保険だとか、こういったものについての現況はどうなんでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 一般論で申しわけございませんけれども、その会社の中の経営の中で運転手を確保し、そしてやっていただいている。我々は会社と契約をしていくということで、もちろん先ほど言ったように総合的に地域の企業の育成ということも、行政として考えなければなりませんけれども、またそれと同時にこうした事業の継続性を考えていかなければならない。そして当町のようにたくさんのエリアを考えていくときに、1路線あるいは町営バスのシステムの中で、より効果的な運営をしていかなければならぬときに、必ずしも100%地元だからということだけで選考していける状況ではないという、ある程度価格差とかあるいは運行形態、あるいは全国展開の利便性等考慮しながら、総合的に判断していく。外部がいい、地元がいい、それだけでは判断できない、さまざまな要素の中で判断していくことが必要だろうと、その結果として現在こういう形態になった。今後どうなるかわかりませんが、現在では最善の方法として、こういう会社と契約をしているということでありませぬ。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） こういったことで、一番初めに申し上げました提言1に、行財政改革は予算や経費削減重視の傾向が強いが、住民の立場に立った行政に改革していくことが重要だと。今やっていることは手を触れないじゃなくて、果たして本当に住民にとって理解されるものであるのか、歓迎されるものであるのかというようなところへ、やはりもう一度メスを入れてみるということが大事な、現在の行政改革に取り組む姿勢ではないかと思っております。

それで、バスのお話なんですけど、私は何度かこういったものについて取り上げておるんですが、町長は私の質問に対してかつて、「今後の安全運行を確保しながら、一定の価格競争によって適正な価格で運行管理を外部委託する方向で進みたいが、今後の財政状況を考えれば、コストは安全が確保されるぎりぎりまで切りつめていかざるを得ない。」私は、この言葉は非常に危険がある、安全というものは、安全が確保されるぎりぎりまで切りつめていくということがあってはならないと、私はここに冗長度というか、余裕がなければいけない。さらに先ほど何度も言うておりますように、地元ありがたいというふうに思わせるような、そこに行政がなければならぬと思うんです。お聞きします。コストは安全が確保されるぎりぎりまで切りつめていかざるを得ない、ここまでしなければならぬというふうに、本当にお考えですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 安全が確保されるとか、されないという、その文言がなければ問題ですけれども、私は安全が確保される、そういったことを前提にぎりぎりまでコストを下げなければ、川根本町という町がこれから立ち行かないというふうに、これはすべてのことを考えて、そんな生易しいものではない。今我々が住民の暮らしを守るということは、そのくらいの覚悟をもってやらなければならないという認識を持っておりますので、表現が適切か、補足説明が必要な表現かもしれませんが、そういう覚悟でやって、もちろん町長として地元あるいはそうしたサービスを提供していくほうが、それは一時的には町民に喜ばれるでしょうけれども、それをやることによって持続的なサービスの提供とか、あるいは暮らしを守ることができなくなった、それはやはり町長としてはそういうことはやってはいけないということで、やはり中期的、長期的に見据えながらそれぞれをやっていく。ただ、表現に安全ぎりぎりということが不適切な部分があれば、その部分は補足説明が必要な答弁を、情報公開の意味でも、共有の意味でもしてはいけないと思いますけれども、私はそういう覚悟で発言しておりますので、趣旨そのものはそういうふうに今でも考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 私の先ほどの発言は、言葉じりをとらえて言っているのではなくて、こういったようなところでさえぎりぎりにコスト削減をしていかなければならないんだと、それはこの町の行方を見たときに、どうしてもその政策をとらざるを得ないんだということだということなんですが、それならば先ほど私申し上げた、なぜ先ほどブロードバンド事業というものを取り上げたかと言うと、えたいの知れないものがここにどかんとあって、それがやはり一つのこれからの財政設計ということの基本になっているわけなんです。ですから、今の例えば財政的な運営は、そういったところまでぎりぎりにしていかなければならないんだ。これでは、えたいの知れないということを私申し上げましたけれども、本当にこれは明確にこの財政シミュレーション、あるいは財政計画というものを示してもらって、だからこういうふうに町民の方々にも我慢をしてもらうんだと、理解をしてもらうんだと、こういう姿勢が必要だと思うんです。その辺について最後にお聞きして、質問を終わります。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ブロードバンド構想をえたいの知れないものというふうには認識しておりませんが、私は現状ではこれからのこの地域づくり、あるいは定住化構想を考える上、あるいは企業の今後の維持、あるいは参入を考えれば、高速通信網の整備というのは必要ではないかという認識のもとでやっております。長大産業の企業の誘致等は考えられませんが、やはりそうしたまでは情報が整備していなければ、さまざまな企業の経済活動、事業活動はできないだろうし、高速通信網がない中で新たな若者の定住というのも、一つの課題を背負うだろうと。あるいは、限られた人材で広大な地域を守っていくためには、情報通信網というのは必要だろうと、健康、教育、すべての面で必要だろう。その核となるのが、

この高速通信網だろうと考えておりますので、それを慎重に技術革新あるいは全国の状況を見ながらやっているということでもあります。でも、これは大変大きな多額の投資があるからこそ、時期が不確定でも、このくらいが多額にやっても財政シミュレーションにはこういった状況で極端な影響はありませんということを示しながら、事業の調査研究を行っている状況であります。

議長（森 照信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、これまでといたしたいと思えます。

これで原田全修君の一般質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

11番、鈴木多津枝君、発言を許します。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） こんにちは、日本共産党の鈴木多津枝です。

私は、今回大きく3点について一般質問を行います。

1点目は、これまでも繰り返し求め続けてきたどこよりも子育てしやすいまちづくりです。その観点から、最初に当町の出生率、出生数の推移を伺います。また、この結果を町の目標に照らしてどう評価されるか、伺います。そのために、町総合計画で10年後の目標人口を掲げていますが、その中で年少人口としているのはゼロ歳から14歳までですけれども、その人数は今年度何人になっているか伺います。

次に、乳幼児医療費補助の拡充について伺います。

議員就任以来、すべての子供のすこやかな成長を願う立場から、また子供の出生率が低く、若い人の流出が激しい当町の最重要課題として、近隣市町に明らかにおくれた状況になってしまった乳幼児医療費補助の所得制限なしでの中学卒業までへの拡充を求めてきました。島田市が小学校卒業まで、焼津市や吉田町では中学校卒業まで、所得制限なしで拡充しているときに、若者定住を第一課題と掲げる当町が、小学校入学したとたんに補助が打ち切られたままでは、子育て世代の方々の行政の不信は広がる一方です。

しかし、一方では妊婦健診補助では県内のどの自治体よりも早く14回すべてへの補助を実施しましたが、それだけに行政の乳幼児医療費補助拡大をかたくなに拒み続ける姿勢は、町民の要望にはやすやすと耳を貸さないが、行政が考えたことはやってやるから、ありがたにお受けせよという、相も変わらない町民の上に行政があるとの視線にしか見えません。本当にそういう考えなのか、最初に伺います。

6月議会前に、乳幼児医療費補助の拡充と放課後学童クラブの早期実施を求める署名610人分を町長に提出しましたが、町長は数が問題ではない、中身の重さが重要などとして、検討するとさえ言われませんでした。そのため、その後届けられた67筆分は議会の皆さんにも、行政へ要望を強めていただきたいと、3人のお子さんをお持ちで200筆以上を集めて歩いたお父さんが請願者になられ、私が紹介議員になって、議会に請願として提出しました。さらには、その後も郵送や直接届いた17筆を、きょう議会に請願の追加として提出したところですが、総数694筆の署名には、高齢者から親世代、若い人に至るまで、多くの人の共感が寄せられています。このように、いつまでも署名が届けられるのは、中身が重い、切実な要求だからこそは思われませんか。町長の考えを伺います。

6月議会でも指摘したことですが、乳幼児医療費補助は18年から今年度まで3年連続で1,230万円の予算を同額とっていますが、19年度は18年度より200万円以上も支出が減っています。この理由を町長はなぜだと思われませんか。今年度の支出額は前年同期と比べてどのような状況になっているか、御答弁をお願いします。

3点目に、いよいよ試行的開始にこぎつけようとしている放課後児童クラブについて伺います。

放課後児童クラブは、97年の児童福祉法改正で法制化され10年がたちますが、2007年12月に出された子供と家庭を応援する日本重点戦略や、ことし2月に打ち出された新待機児童ゼロ作戦で定めていることはどんなことか、答弁を求めます。町長はその目標に向かって、どう対応するお考えかお聞きします。

当町の対象児童数、いわゆる待機児童数は何人ですか。今日まで延び延びになった理由は何かについて伺います。

また、10月から試行的に中央小1カ所で開始する予定で進めているとのことですが、利用は学区外や本川根側の児童など、希望者全員利用できるのか、送迎や利用料はどうするのか、指導員の待遇やどのような人を何人置くのか、来年度はどのようにする計画かなど伺います。

4点目に、子育て支援センターを増設、充実させる考えはないか伺います。

支援センター運営経費は、18年度が委託料と需用費で計278万円、19年度も委託料と需用費で215万円に臨時職員1名分がふえて計333万円でした。20年度は新たに目を起こして1,302万円の予算を計上していますが、どのような執行状況か伺います。

また、奥泉、地名、瀬平、藤川保育園廃止による町財政の効果額と後退した地域の子育て力の補強をどのように考えているのか伺います。

小学生や未就学児が父母や高齢者と触れ合える場所づくりが強く求められている時代ですが、地区からどのような要望が上がり、町はどのように対応する考えか伺います。

次に、大きな2点目の年をとっても安心して暮らせるまちづくりについて伺います。

1点目は、当町ではひとり暮らしの高齢者の見守りとして、民生委員や日赤奉仕団の方々の訪問活動のほか、ボランティアの協力を得た配食サービスや緊急通報システムなど、他市

町に比べて手厚い対応が取り組まれています。しかし、現実には切りのないことだと言っていられない不幸な事件も起きているのも事実です。

特に、緊急通報は自分の意思で使える状況では有効ですが、そうでない状況では、みずから通報することはなかなか困難で、緊急への備えに万全とは言えません。自治体によっては郵便配達職員と連携した声かけや、毎日届けるヤクルトサービス、あるいはお茶が好きな高齢者の特徴を生かして、ポットに使用通報を取りついたり、いろいろな取り組みが進んでいます。その意味では、当町もまだまだやるべきこと、やれることがあると思いますが、どのように考えておられるか伺います。

それだけでなく、ごみ出しやちょっとした急用、急に具合が悪くなったとき、すぐ病院に行けるように手を差し伸べてくれる体制づくりも大きな課題です。ひとり暮らしの高齢者に常に温かい目を向け、必要な支援ができる地域の見守りネットワークの拡充を、どのように考えておられるか伺います。

2点目、車に乗れない方にとって、寸又地区の大鉄バスや大井川鉄道は欠かせない生活の足ですが、料金がなくてなかなか使えないとの声が絶えません。町は、外出支援のタクシーや町営バスの運行など、交通弱者への公共交通機関の整備に力を入れ、以前に比べれば便利になりましたが、急用や健康な方の自由な外出には使えないとの声も強く、ワンデーフリー切符のような割引を1年中やってほしいとの声が強くなってきています。交通弱者のために、町が幾らかの補助をして、月二、三回ぐらい使える割引券を出せるよう、大鉄と交渉する考えはないか伺います。

3点目です。4月から始まった後期高齢者医療制度の影響について伺います。

町長も当町議会の皆さんも、必要な制度として国の言いなりに進めてきた後期高齢者医療制度ですが、国民の怒りは時がたつほど広がり、政府与党は次々と一時しのぎの軽減策を打ち出し、そのたびにシステム改修が行われ、市町にもその費用負担がのしかかっています。

「後期高齢者」という呼び方を「長寿者」にかえたり、必要な制度などとの言いわけや宣伝、広告にも既に国は8億円以上も使ったということですが、高齢者本人にはその都度わけのわからない複雑怪奇なお知らせのちらしが、新聞折り込みされたり郵送されたりしてきて、読んでもわからないと言われる方はまだいいほうで、読みたくもない、入っていたかも知らないという声も少なくない状況です。こんな制度はやめてほしいという高齢者の声がいまだに絶えませんが、当町の状況はどうか伺います。期限が切つてある一時的な軽減は外して、移行前と比較した場合、負担増となる世帯数や人数はどうか。また、当町への影響はどうか伺います。

最後に、大きな3点目です。元気が出るお茶と観光のまちづくりについて伺います。

ことしも一番茶の荒茶価格の低迷がひどく、茶農家からは来年続けられるかわからないと、深刻な声が寄せられています。今年度の茶農家の生産、販売状況や茶農家の実態、今後のお茶づくりや茶農家の暮らしをどう支える考えか伺います。

2、産直と観光の連携。地産地消の拡充への支援をどう図るか伺います。

例えば、産直に必要な販売台をシルバー人材センターなどに依頼してつくってもらい、その経費を補助するとか、荒廃茶園、放棄茶園を野菜や果樹に改植して、観光客にも魅力ある産直をつくっていく、その経費の補助などの支援に取り組む考えはないか伺います。

また、そのためにも消費者が最も求めている有機・無農薬のお茶や作物の生産を拡大し、当町独自のネームをつけたり、支援する考えはないか伺います。

以上、町長の前向きな御答弁を期待しまして、最初の質問といたします。

議長（森 照信君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは鈴木議員、大きく3つの項目に分けて質問がありましたので、順を追ってお答えさせていただきます。

出生率、出生数の推移であります。平成9年は出生率4.2、出生数44人、これは総人口1万474人のときであります。また、平成14年は出生率2.4、出生数24人であります。総人口9,798人であります。昨年、平成19年は出生率3.9、出生数35人、総人口8,959人となっております。平成14年から平成17年においては、出生率が2%台となっておりますが、平成18年から3%台で推移しております。

総合計画、平成28年の目標値は総人口7,300、年少人口、ゼロ歳から14歳までですが560人、率にして7.7%、生産年齢、15歳から64歳であります3,430人、率にして47.0%、老齢人口、65歳以上でありますけれども3,310人、45.3%としております。平成20年9月1日現在の年少人口は808人となっております。総合計画では、何も策を講じない場合の推計人口が10年後には7,118人になってしまうのに対し、毎年18人の新たな定住を確保し、2016年の目標人口を7,300人としております。

現在、町の目標人口達成のための大きな政策的な事業の一つであります、地名の若者定住促進住宅が12戸建設されておりますが、平成17年の建設時から現在まで12世帯、38人が入居しております。

単純には比較できませんが、合併後新たな若者の定住を38人確保できたことにより、10年間で180人を確保したいという目標値から考えましても、現在では評価できる数値ではないかと考えております。

また、この38人の中には、ここに定住してから生まれた子どもが6人おり、他地区と比較しましても地名地区の出生率は非常に高く、今後も多くの子供たちがふえると予想されます。

今後も、若者定住住宅は今年度4戸建設されるほか、老朽化した町営住宅の建てかえも順次進む予定でありますので、近代化された住宅に生まれ変わり、若者ニーズに合った住宅が誕生いたします。こうした計画により、目標としている若者の定住が少しでも実現し、今後も総合計画に示された目標人口の達成に、最大限努力をしてみたいと思います。

現在は、ここに住みたいという若者の住宅のことを説明いたしましたけれども、今後ここ

に住みたくくなるようなさまざまな施策というの、同時に展開していかなければならないと考えております。厳しい財源ではありますが、魅力ある川根本町の創造を進めてまいりたいと思っております。

乳幼児医療の拡充でありますけれども、これまでも議会のたび質問があり、お答えしてきましたが、現状の制度を維持していきたいと考えております。

放課後児童クラブについてであります。2007年12月に出された子供と家庭を応援する日本重点戦略や、本年2月に打ち出した新待機児童ゼロ作戦で定めていることは何かとの質問であります。

子供と家庭を応援する日本では、結婚や出産、子育てに関する国民の希望の実現を重点項目とし、また新待機児童ゼロ作戦では、これを踏まえて希望するすべての人が子供を預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする目標を掲げております。以前は、保育所等を対象としていましたが、放課後児童クラブにも拡大されたものであります。現在、保育所については待機児童はありませんが、放課後児童クラブについては今年度試行的実施としており、次年度本格的実施をし、この目標を達成すべく検討を進めてまいります。

また、延び延びになった理由としましては、本町にとっては初めての事業ということで、利用対象者への制度の周知や職員の事業内容の習得などに時間を要し、また場所の確保等さまざまな課題を検討し、現在に至ったものであります。

放課後子どもプラン運営委員会が、去る8月27日に開催され、放課後児童クラブの試行的実施について協議がなされております。

平成20年度は試行的実施のため、実施期間を平成21年3月31日までとし、次年度からの全町児童を対象とした本格実施の体制づくりの年をすることとしております。利用対象者は中央小学校へ通学するおおむね10歳未満の、いわゆる小学校3年生児童の中で、共働きや自営業の家庭など、放課後の時間帯において児童の面倒を見ることができない家庭の児童や、保育できる保護者がいるものの、この事業の利用がその児童にとって健全育成につながると認められる児童とし、定員を10名程度とさせていただきました。設置場所は中央小学校の教室を、開所日は学校の休業日以外とし、開所時間は下校時から午後6時までとし、迎えは保護者となります。職員は2名の配置を考えております。今年度については試行的実施ということもあり、うち1名は保育所職員を、もう1名は臨時職員の配置を考えております。利用料はおやつ代実費額として1日200円とさせていただきました。現在、平成20年10月1日からの実施に向け、準備を進めている状況です。試行的実施の中で、いろいろな問題、課題等が出てくると思います。それらをこの期間中に検討しながら、平成21年度本格実施に向け進めてまいります。

次に、子育て支援センター増設拡充についてであります。現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子供や子育てをめぐる環境が大きく変化する中、家庭や地域にお

ける子育ての機能の低下や、子育て中の親の育児の孤立や育児不安が指摘されており、共働き家庭だけでなく、専業主婦を含めたすべての子育て支援サービスの充実を図る必要性を感じているところであります。

子育て支援センターの運営経費ですが、平成19年度までは桜保育園、そして徳山聖母保育園に委託し、2カ所で実施しました。予算についても、子育て支援センターの運営費につきましては、児童福祉施設費の中に含め計上し、執行したのですが、平成20年度につきましては、保育事業と子育て支援の経費を明確に区分するため、新しい項目を設置し、予算計上しております。

この中には、子育て支援センター運営費として職員1名と臨時職員1名の人件費、センター事業に係る事務費や講師謝礼、地名、藤川保育園施設の管理費と放課後児童クラブ運営費として、臨時職員の賃金を含めた107万4,000円が計上されております。徳山聖母保育園につきましては、園の事情等により、平成19年度をもって事業を廃止し、現在は桜保育園1カ所で実施している状況であります。

当町も広範囲であり、また桜保育園での活動は場所的にも不都合な面もあり、町の中央部に拠点としての活動場所を検討してまいりました。

この地域子育て支援センターは、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安を緩和し、子供のすこやかな育ちを促進するため、その拠点を整備するものであり、その実施形態は常設の広場を設置し、子育て家庭の親と子供、おおむね3歳未満を想定しておりますが、気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流を図るひろば型、地域に出向き、地域交流活動事業を展開するセンター型、そのほか児童館型があり、どの形で実施するかを現在検討中であり、あります。

また、センターが行うべき事業として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、支援、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することとなっており、職員は子育て知識の経験を有する者2名以上となっており、うち1名については保育士の免状がある者を考えております。開所時間等の規定もあり、ひろば型では週3日以上、センター型では週5日以上、開所時間はどちらも1日5時間以上と規定されております。

利用者の利便性を考え、現在休園となっている藤川保育園について、去る6月10日、区の役員の皆様に懇談の席を設けさせていただき、平成21年度開設を目標に、子育て支援センター拠点施設として、また施設の際の地域住民との交流の場も事業内容としてあり、その折にはいきいきクラブ等地域の方々の御協力もお願いしたい旨、区の皆様と協議をしているところであります。

1の5番目ですけれども、町財政に対する効果額並びに子育て力の補強はとの質問ですが、泉保育園、地名保育園、瀬平保育園は平成16年度末をもって廃止、休園となり、藤川保育園は平成19年度をもって休園となっております。

財政効果ですが、施設改修費や徳山聖母保育園の補助金等を除いた保育所運営費のみの実績額から見ますと、平成16年度では2億700万円、泉、地名、瀬平の3園が休園等となった平成17年度の運営費は平成16年度と比べ3,837万円減の1億6,868万円、平成20年度の予算額では1億4,689万円を計上し運営しており、平成16年度6園運営時から平成20年度の2園運営時の運営費は、5年間で総額6,000万円ほどの経費が削減される見込みとなっております。

平成16年度には、中川根町立保育所運営委員会の公立保育園1園化という答申に沿って協議し、現在では本川根地区、中川根地区に公立保育園がそれぞれ1園運営されております。大人の目線ではなく、子供の目線に立っての答申であり、休園等による子育て力の後退はないものと思っており、保育士の指導も少ない園児だと異年齢クラスとなり、小さな子供にかかわる時間が多くなってしまいますが、子供が多いことによってすべての同年齢クラスの編成ができ、目が行き届く指導ができるようになったこと、また子供たちも地域を超えた友だちがふえ、今まで知らなかった地域への関心も持つようになったとの報告も聞いております。また、延長保育、休日保育も実施し、利用者の期待にこたえるよう取り組んでいるところであります。

しかしながら、家庭や地域において、人や自然とかがかわる経験が少なくなったり、子供にふさわしい生活時間や生活リズムがつかれないことなど、子供の生活が変化する一方で、不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の増加などが指摘されております。

このような問題点を踏まえ、平成21年度からの保育指針が示されました。保育所の役割や保育士の専門性について明確にしながら、子供のすこやかな成長のためには、家庭や地域社会との連携、協力が欠かせないこと、子供の人権擁護、虐待防止の観点からも保育所の役割が大きいこと、子供の自発、自主的な活動を重視するとともに、子供の生活の連続性、発達
の連続性、遊びや学びの連続性と関連性を大切にすることが規定されており、今後このガイドラインを踏まえ、保育所が社会的責任を果たしていくとともに、保育の内容の充実や子供の保育、教育を担う保育士の専門性を高めていき、町民の期待にこたえていきたいと考えております。

次に、年をとっても安心して暮らせるまちづくり、安否確認、見守りネットワークの拡充についてですが、現在、議員御指摘のとおり、地域のいろいろな方の御協力をいただき、高齢者の方々の安心感を担っていただいております。その例として、赤十字、いわゆる日赤奉仕団による75歳以上のひとり暮らしの方への2カ月に一度の訪問、いきいきクラブの友愛訪問、民生・児童委員の方々の訪問活動、また週に一度役場からの回覧板なども安否確認などに役立っているのではないかと考えております。

町の施策として、緊急通報システムを、また配食サービスでは安否確認も同時にお願いしておりますが、高齢者の方々の安心を得るためにはまだまだと思っております。これも行政だけの力ではできず、例えば郵便事業者、宅配事業、新聞配達業者など各家を訪問する業者

とのネットワークなど、地域の皆様のお力をいただきながらシステムを構築し、安心して住み続けられる地域にしていきたいと考えております。

何と云っても、地域住民の普段のおつき合いが一番のネットワークだと思いますので、今後は社会福祉協議会とも協働し、地域でのネットワークづくりも進めていきたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、こうしたさまざまな取り組みも効果を発すると思いますが、緊急の場合、どう地域でのネットワークと連絡をとるか、そこが大きな課題と私は考えております。緊急の場合あるいは動けなくなった場合、どう地域の方がその状況を把握し、訪問等の行動が起こせるか、ここをしっかりと検討していきたいと考えております。

次に、大鉄の利用補助であります。大井川鉄道などの公共交通に関する法体系をかんがみると、一企業としての当然のことと思いますが、公共交通事業は採算性確保が前提であるという認識により組み立てられ、公共交通事業者の管理が公共交通政策であるという考え方が根底にありました。しかしながら、現実は大都市圏を除く大半の地域で公共交通事業者の内部補助による路線網維持が困難となっていることは、近年発生している公共交通事業者の経営破綻から明らかな事実として挙げられます。

川根本町を含む沿線の自治体、現在は島田市でありますけれども、これまでも大井川鉄道に対し厳しい財政状況の中、長期間の協議を重ねた結果、鉄道利用者の安全性確保第一を基本的なスタンスとし、鉄道運輸局または県交通政策室の指導に基づき、緊急的な整備を必要とする危険箇所における安全設備等について、財政的な支援をしてまいりました。

また、大井川鉄道及び周辺自治体で組織する島田・川根地域活性化協議会等においても、地域住民を対象とした、鉄道を利用した沿線公共施設の利用促進を兼ねた、大井川鉄道の割引切符を発行する事業などにも取り組んでおります。

今後、これらの背景や経緯を含め、地域交通の再生という観点から、鉄道、バスなど町内すべての公共交通を包括した地域住民の足の確保、観光振興など、地域における多様なニーズに対応した地域・事業者でつくり上げる地域交通を協議検討するための法定協議会の設置を検討したいと考えております。また、この協議会には、公共交通事業者である大井川鉄道はもとより、沿線の自治体、企業、地域住民、利用者が参画し、地域が支える形へと移行するものであります。まずは、関係者の協力、理解等合意形成が必要でありますので、現在、進めているところであります。

さまざまな提案がございましたけれども、財政状況等にかんがみ、今後ベストとは言えないまでも、よりよい選択ができればと考えております。

次に、後期高齢者医療制度の影響についてであります。

まず最初の質問、従来世帯として御負担いただいていた国保税と比較した場合、世帯全体で見たときの総負担額の変化はいかなるものかという質問だと思っております。

に関してですが、6月議会にも7事例ほどの世帯で負担額を比較して試算した資料を配

付させていただきました。本来ならば何世帯、何人というふうにいただいた御質問に対し、明らかな数字でお答えさせていただきたいと考えましたが、変化を比較していくためには、個々の世帯ごとに1件ずつ比較試算の作業が必要となってしまいます。そこで、後期高齢者医療制度の被保険者の皆様に御負担いただく平成20年度保険料の状況をもとに、総体的に説明させていただきたいと思います。

平成19年度所得等が確定したことで、8月当初、改めて被保険者の皆様には平成20年度後期高齢者医療保険料額の決定通知書及び保険料納付方法について通知させていただいたところです。後期高齢者医療保険料にも、国保税と同じように所得の低い人への軽減措置があり、これは世帯の総所得金額の水準に合わせて、均等割額に7割、5割、2割の軽減がされるものです。

平成20年度は6月12日の政府決定、平成20年度の保険料軽減特別対策によって、均等割7割軽減者は一律8.5割に、さらに軽減が拡大されました。また、同じく保険料特別軽減対策によって、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者の方については、所得割額も新たに5割軽減されました。

3月31日時点での被用者保険の被扶養者であった人は、77歳になるまで2年間、所得割は一切賦課されず、均等割が5割軽減されるという軽減措置があります。特に、平成20年度は4月から9月の半年間は保険料が全く賦課されず、10月から3月までの半年間は均等割額が9割軽減されます。このことで、3月31日時点、被用者保険の被扶養者であった方は、世帯の総所得金額にかかわらず、どの方も一律年間保険料が当町は1,600円、岡部町以外の他県内市町は1,800円となりました。

平成19年の皆様の所得が確定した上で、以上のような保険料軽減措置に基づき、川根本町被保険者の皆様の平成20年度後期高齢者医療保険料が決定いたしました。全被保険者2,120人、8.5割軽減対象者775人、率にして36.6%、5割軽減対象者311人、率にして14.7%、2割軽減対象者205人、9.7%、軽減なし対象者829人、39.1%となり、均等割に軽減がかかる方は、全被保険者の60.9%に当たります。

3月31日時点で被用者保険被扶養者であったことで、保険料額が年間1,600円に決定された人は333人と把握し、全体の15.7%に当たります。

2,120人全員の方の年間保険料額を金額の段階ごとに検証してみました。所得割基礎額が控除後ゼロになることで、所得割は賦課されず、均等割額が8.5%軽減となる方は、年間保険料は4,800円となり、被用者保険被扶養者であった方に次いで、保険料負担が少ない方になります。この方は600人いらっしゃいました。1,600円の方、4,800円の方の合計は933人となり、全体の44%に当たります。

御自分の所得基礎額はゼロ円のため、所得割額は賦課されないが、世帯の総所得の関係から均等割に軽減のかからない方は、保険料額が年間3万2,300円になり、この方たちは422人いらっしゃいました。全体の20%に当たります。1,600円から3万5,000円までの方は、全体

の77.4%になります。

このように、保険料額状況から見ますと、所得の低い方または所得の低い世帯の方に対しては、当町におきましても大変に保険料額の負担が従来よりも軽くなされたのではないかと推測します。ただし、ある程度の所得をお持ちになられてくると、このような軽減の対象とならないことで負担が増となられる方もあります。

国保税から見ましても、6月議会におきまして、新たな制度創設によって、国保世帯の皆様が国保税負担が急激に増加しないような緩和措置を配慮した税率等で決定いただきました。

町全体への影響ですが、財政面からの影響を検証するには国保特会と一般会計の両面から増減を見ることとなります。国保特会におきましては、今回の医療制度改正により、全体的に見て財源的に若干負担は軽くなったと考えております。

次に、大きな3番であります。茶農家の実態と暮らしをどう守るかであります。

茶業は町の基幹産業であり、生産される川根茶は生産者のたゆまぬ努力により、地域ブランドとしての地位を維持してきましたが、近年、他県との産地間競争、茶流通の変化、地域全体の課題である過疎、高齢化に伴う農業従事者の高齢化と耕作放棄地の増加等がふえる状況にあります。

また、生産量であります。平成20年度共同茶工場生産量について、一番茶の荒茶数量実績は27万6,500kgと思われませんが、なおこのような厳しい状況を踏まえ、より具体的な状況把握のため、農業経営活性化にかかる農家アンケートを現在実施しております。その結果を踏まえ、検討を重ね、より具体的な支援方策を立て、活力ある農業振興による川根本町づくりを目指してまいります。

有機・無農薬栽培についての御質問ですが、当町で行われている茶栽培は、県の施肥・防除基準に従った施肥及び農薬防除が行われており、栽培履歴、いわゆるトレーサビリティの徹底により、クリーンで安心、安全な銘茶産地づくりを進めております。

有機・無農薬栽培につきましても、町内にも特別栽培農産物表示ガイドラインに基づく栽培として、いわゆる有機栽培の認証を得て茶栽培を行っている方もおられることから、今後とも同様の茶栽培に取り組む意向がある場合には、静岡県環境保全型農業推進方針に従った指導を県と一体となって取り組んでいきたいと考えております。

なお、県では環境影響を低減する環境保全型農業の面的な拡大を効率的に図るため、エコファーマー認定推進を図っており、町内に現在66名の方が認定されており、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図っております。

以上、鈴木議員の質問にお答えさせていただきました。

なお、冒頭の発言で総括的な部分で、町がやってやるというような姿勢があるのではないかと御指摘でありますけれども、私は就任当初から町民とともにまちづくりを進めていく、その考えは現在も変わっておりません。ただ、持続的な町政あるいはまちづくりをするためには、どのようなことが必要なのか、持続性あるいはこれからのまちづくりを進めるた

めには、住民と行政が協働してまちづくりをしていかなければならない、そのためには何が
必要なのか、そういったことを念頭に置きながら行政を進めております。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。再質問させていただきます。

乳幼児医療費補助の拡充について、先ほど休憩のとき町長のお顔を見まして、短い言葉を
交わしたんですけども、ああ、もうこれはこれまでと同じ答弁しかないと感じました。本
当に残念で仕方がないことですが、そのとおりの答弁がされたわけで、現状の制度を
維持していきたいということで、本当に私が根拠をもって提案していることには何一つ答え
られないという、本当に無責任というかそういう答弁だったと思います。

最初に、6月議会でも指摘したことですが、乳幼児医療費補助が18年度から今年度まで3
年連続で1,200万円の予算をとっているけれども、19年度は18年度より200万円余も支出が減
っている、この理由はなぜだと思えますかという点でお答えがありませんでしたので、お願
いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議員御承知のとおり、予算というのは、特にこうした民生関係の予算
と言うのは、ある程度の枠で取っておりますので、結果的に決算では残が出るということは、
その他の部分でもあろうかと考えております。

また、乳幼児医療費の総額が減っている現象はということでありまして、それはさ
まざま年度別の状況等、あるいは病気の流行等がありますので一概には言えませんけれども、
一つ言えることはやはり対象児童の減少が一つの要因ではないかというふうに考えておりま
す。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 繰り返してもう3回目のこのことについての質問なんですけれども、
町長はさまざまな病気の流行とか対象児童の減少などと言われましたけれども、この一番大
きな要因は、6月議会にも申し上げましたけれども、国が子供の医療費の本人負担を3割か
ら2割に引き下げている部分の対象年齢を小学校入学の児童まで拡大した、そのために町の
支出が減ったということで、担当者からも160万円ぐらいは減りますという話がありました。
現に、200万円ぐら減っているわけですが、町長はこのことをお認めにならないん
ですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） そのことに関しては、もう既に議会で答弁していると思えますけれど
も、平成18年度に比べ19年度は200万減っているという状況の中で、そうした制度的な改変
もあったというふうに認識しております。また、この金額というのは先ほど言っているよう
に、さまざま年度ごとに動きますので、さまざまな要因があるだろうという、このことにつ
いては認識しております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） もう一点答弁が漏れていますけれども、今年度の支出額は前年同期と比べてどのような状況になるのでしょうか。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えいたします。

平成19年度と20年度の9月までの支払分ですが、平成19年度につきましては約377万7,000円、それから20年度につきましては270万6,000円ということで、約100万円ほどの減額となっております。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 今の同期で100万円ほど減るということですので、これから暮れに入って風邪なんかもはやると思いますけれども、それでも昨年は500万近い不用を出しています。ですから、町長はこれまで何度もそういう制度の改変もこたえていると言われましたけれども、私は町長が最初の時には知らなかった。6月議会でもきちんと町長の口から聞いたという記憶はないんですけれども、ここでそういうことは予想していませんでしたので、この国の制度によって町の支出額が減った分、少なくとも何歳分が拡充ができるんじゃないでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 乳幼児医療のここの部分だけを今回はお話になっておりますけれども、さまざまな分野で町としてこれから支出というのはふえていくというふうに思っております。現在の体制の中では、例えば県の制度改正によって余った分というのは、これに対する負担が減ったわけですので、新たな政策を展開する、あるいはそういったものにも使えるというふうに考えておりますが、現時点ではそれはそれで他のほうに回して使うというふうに考えております。実際そうしております。

今後また後から質問があろうかと思えますけれども、放課後児童クラブ等についてもやはり経費がかかる話でございますので、そういった総合的に子育て支援というのを考えていく、その財源としていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 本当に子育て支援に対して財源が必要だと、ここで浮いた分はほかのことに回すから使えないんだと、同じことを繰り返されますけれども、先ほどの原田議員とのやりとりを思い出しておかしくなってしまうけれども、町長は行政が町民の上にあるとは決して考えていない、町民とともに進めていくと言われますけれども、そういう考え自体が、町長が考えていることが一番で、町民から700名近い署名が出ても、そんなのは全く無視だという姿勢のあらわれではありませんか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これも一般論で大変申しわけないですけども、私のところにはさまざまな要望とかが上がってきますし、また要望を受けてさまざまな課といろいろな協議をして、どうやって住民の暮らしを守っていくのか、あるいは地域の活性化を図っていくか検討しております。その中で、限られた財源というのを配分していく、その配分の仕方とか、あるいは優先順位というのは、当然住民の要望とか、あるいは議会の判断とかさまざまありますけれども、私の中でもそうしたものの配分というのを考えながら、町の行政をやらせていただいている。もちろんその判断材料というのは、住民の要望あるいは議会での審議、そして課内での協議、さまざまありますけれども、総体的に全体を見据えながら予算配分あるいは事業の執行を考えている、その中でこうした事業を行っているというふうに、私は考えております。ですから、これが不要で、これがどうしても重要でこれだけという、やっぱりすべてのものに対してさまざまな形で目配りをしていく、その中で予算をつけるものについては優先順位をつけていく、そういうふうに考えて執行しております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 新町の議員になったばかりのとき、これまでずっと繰り返し言ってきて、前にも言ったことがあると思うんですけども、ぜんそくのお子さんを持つお母さんから、1カ月に何回も発作が出ると、医療費で生活費が狂ってしまって、ついついお医者さんに行くのをおくらせて、結局ひどくし、子供に申しわけなく思うと涙ぐんで訴えられたこともあります。このことも、この議会で言ったと思います。私もぜんそくがひどい子を持っていたので、本当に子供の苦しそうな様子と医療にかかるお金の心配を思い出して共感しました。また、小学校に入ったとたん3割負担になって、虫歯の治療を続けさせられないという訴えもありました。自営業の親の借金返済のために、同居の息子の所得を名目だけふやして借金返済に充てていた子育て中の若い御夫婦が、児童手当だけでなく医療費補助まで所得制限にあって対象外とされ、本当に苦しい子育てをした、なぜうちの町だけ所得制限をやるのかという、こういう訴えもありました。これらはほんの一部の例ですけども、子育てにかかるお金、とりわけ何の予告もなく具合が悪くなる子供の医療費補助は、子供のすこやかな成長を願う立場からも、月末でも、お金がないときでも、少し我慢してと医者に行くのをおくらせてひどくするようなことがないためにも、最優先でやるべきことではありませんか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それぞれ家庭にも事情があり、さまざまな課題があろうかと思っております。そうしたものを、今の病気の例ではありませんけれども、家庭の中で解決がつく問題、あるいは地域のネットワークで解決する問題、そして行政がやるべきもの、あるいは県の施策、あるいは国の施策でやるもの、それぞれがあって住民の暮らしが守られていこうというふうに思っております。課題をすべてこうした財政負担で解決していこうという、そのことに関しては限界があるだろうと考えておりますし、現在では少子化の中で、保育行

政あるいは子供の見守りそういったことにもお金を投資していっていかなければならないし、あるいは教育に関してもお金をかけていかなければならない。医療費の無料化というのも全体の中で議論していかなければならない。あるいは川根本町の状況の中で議論していかなければならないというふうに考えております。現時点で、無料化だけがたった一つの解決策なのか。それもやはりもう少し議論が必要ではないかというふうに私は思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最初に、町の人口の推移、出生数とか総合計画に照らして、目標を達成できるかどうかということでは伺いましたけれども、総合計画に載っているグラフからの推計なので正確ではないかもしれませんが、平成2年のゼロから9歳の全人口に対する割合は12.1%、20から40歳までの人口に対する割合で見ると51.2%でしたが、17年には全人口の8.1%、20から40歳に対する割合は40%に下がっています。つまり、20歳から40歳は平成2年から17年までに58.1%に減少したのに、ゼロ歳から9歳までは45.45%という、13%も多い、人口減少よりも多い減少率となっています。町長は先ほど出生率は3.9%で上がっていると言われましたけれども、本当に少ない人数をもとに3.9%になったと言われておりますけれども、実際に生まれているお子さんの数は35人で、これで10年後の総合計画の目標7,300人の町民人口を維持することができると町長はお考えですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 町の基礎体力というか、そういったものを考えるときに、総人口というのは経済面でも、社会あるいは経済さまざまな面で重要なポイントになっておりますので、この総人口を確保できるようさまざまな施策を講じながら、その実現を目指しているところであります。先ほど言った若者定住住宅というのも、箱物行政という御批判もありますけれども、そういったものはやはりこうしたものには必要なものとしてやっておりますし、産業政策、そうしたいろいろなものを含めて、ここに住んでいただく、そういったものを進めていきたいと。また、人口減少をカバーするものとして、交流人口をふやして経済的な減少をカバーしていく、そういったことも定住と交流というのを念頭に置きながら、総合計画の目標が達成できるよう、さまざまな施策を行っている、そのための財源確保のためにも、行財政改革を行っているという状況であります。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 人口が減っている以上に出生数が下がっているという状況なんです。これは、とりもなおさず子供を産みやすい町、子育てしやすい町への行政の積極的な取り組みが不足しているのではないかと、私は考えるんですけれども、町長は今の状態で出生数をふやすことができるとお考えですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 少子化というのは日本で言えば全国的な状況でありますし、さまざまな要素があるのかと思っております。その中で、現時点でできるものを積み重ねていく、そ

ういったことで子育てに対する要望にこたえる、あるいは子育てに対する不安をなくしていく、そういったことが必要だろうというふうに考えております。現時点の出生率の低下というのは、さまざまな社会状況あるいは家庭環境の変化の中であれわれ、一概にこれが原因だというものはないだろうと、複合的なものだろうというふうに私は思っております。したがって、その対策についても、決定打というものはないわけでありますので、お母さん、お父さん方が安心して産めるような環境をつくっていくという、それに尽きるというふうに思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 安心して産めるために、妊産婦健診補助を14回にしました。それはとても評価されることだと思います。でも、その先にお母さんたちは子供を産もうかどうか、つくろうかどうかというところで、本当に子育てしやすい町かどうかということが一番大きな問題になっていると思うんです。

つい先日、新聞記事がありましたので、町長の本当にかたくなな考え方に照らしてどうなのか、ちょっと報告します。

人口が1万4,000人の新潟県聖籠町というところですけども、合併しない方向を選んで、少子高齢化の中でも将来にわたり発展できるよう子育て支援に力を入れ、昨年4月から3歳児から5歳児までの通常保育料を無料にし、中学校卒業までの医療費を補助し、「三つ子の魂百まで」ということわざもあるが、幼児の段階で健全に育ててくれれば、学校に上がった大人になっても立派に仲間入りできることにつながる、将来のためしっかりした人材育成が必要だ。保育を必要とする世帯は、家庭生活が始まったばかりで所得はそれほど高くない人が多いということで、保育料も無料にしたということですけども、ここでは中学卒業までの乳幼児医療費は当然のように無料に、所得制限なしでしています。1回530円の負担で引き上げています。子育て環境整備のための具体的な要求をしていくと、すぐその予算はどこから持ってくるんだという議論になるけれども、しかし、次世代を担う子供たちを健全に育てていくには、財源をどうするという前に、自治体が何を優先させるかが大事だと、町長さんの談話が載っていました。本当にこういう姿勢こそ、私はこの町の人口を、若い人たちを励まして、子供を1人でも2人でも多く産んで健全に育てていただく、そういう弾みになるのではないかなと思うんですけども、町長はそういう弾みを本当に外してしまって、ほかに要望もたくさんあるんだ、その中から選ぶには乳幼児医療費だけが子育ての方策ではないとか、同じ言葉を繰り返していますけれども、今この町が近隣の自治体におくれている状況でも、町長は若い人たちの応援ができているとお考えですか。それでいいと思っておりますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） さまざまな住民の要望にこたえて、その中で一つ一つそうしたものを実現してきたというふうに私は考えております。乳幼児医療の無料化だけにポイントを当てて議論するのはいかがなものかというふうに私は考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） だけにポイントを当てていないということは、もう皆さん聞いていておわかりだと思いますけれども、そこがまず一点突破したらどうでしょうかということ、これまで繰り返し述べてきたことです。そんなに財源があるものでもない、ブロードバンドに比べれば本当にわずかなお金です。それをブロードバンドは財政シミュレーションに影響しない、12億目標を掲げて影響しないなど本当に笑いたくなくなってしまうような、先ほどのやりとりを聞いていましたけれども、なぜ子供を育てる若い人たちの応援を、この町を守るために本気で取り組もうとされないのか。先ほどの新聞記事、新潟県聖籠町の町長の考え、町長はおかしいと思われませんか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現時点で聖籠町の情報を持っておりませんので、何もコメントはできませんけれども、あえて議員の発言から推測すると、やはり当然行政としては持続性に責任を持たなければなりませんので、やるべきことに関してもその財源とか、あるいは将来のものを見据えた上で、政策を打っていかねばならん。きっと私はそれに見合うだけの財源の確保とか、あるいはそうしたものがあっての町長の判断だと思いますけれども、あるいは町全体の優先順位、あるいは財源が確定した中でやられていることだと思いますので、それはその町の話であって、我々の中で、川根本町は川根本町の状況の中で、そうしたものを構築していかねばならんというふうに思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） では、町長は乳幼児医療費の補助を引き上げてほしい、拡充してほしいという願いは、小さなものだとお考えですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） そういった要望があることは署名からもわかりますし、また近隣のそういうやっている町の事例を議員は挙げられますけれども、29なり30団体が小学校までという、未就学児童というそういう実情というものも、やはり全体的なそういったものも踏まえた上で考えていかねばならないというふうに思っております。最先端の町から言えば、確かにうちの町というのはおくられているだろう。また、何回も言いますが、医療の部分以外に町としてやっていかねばならない部分が、社会状況あるいは家庭環境の変化に出てきたという、そういった部分にもやはり施策を打っていかねばならない。そして、本当に無料化というのがどうしても必要なのかということも、まだまだ議論が必要だろうというふうに思っております。決して子育てをしている家庭に対して何もしていないわけではなく、保育園の統合はしましたけれども、その分サービスの拡大をしておりますし、そうしたさまざまな制度の充実も図ってきております。あるいは、産んでこれから育てるための対応として、支援センターというのも拡充していこうというような方針でやっておりますので、その中で、ここがなければどうしても突破できない、あるいはこれがほかの町よりも大幅に

おかれている状況、例えば3歳未満とかという状況ならあるでしょうが、一定の水準には達している中での、さらに町として少子化対策として事業を打っていかうという状況でありますので、その全体性を考えていくことが必要ではないかと、私は思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 先ほど町長は、国が3割から2割に子供の医療費の父母負担を引き下げたということで、町でお金が100万くらいですか、前には160万くらいということで町の支出が安くなると、そういうものはほかに回すんだと言われましたね。だけれども、19年度の決算審査でも1,230万円の予算の半分ぐらいを不用にしていますし、今年度も多分同じ対象年齢だと、それくらいの不用が出るんじゃないかと思えますけれども、その部分も結局不用にして使わないで、ほかに回すんだというお考えですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 具体的なお金のやりとりというよりも、町全体の財政の中で当然不用があれば、それを次の施策に打つ、あるいは町全体の予算を編成するときに生かしていける財源を確保できると考えておりますので、余ったお金200万がどうという話をしているわけではございません。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ここでは、そのことを問題にしているんですけども、町長がそういうのは聞く耳ないと、ほかのことに使うんだという姿勢だということはここで明らかになったということで、お知らせをしていかなければいけないと思っています。

そこで、医療費補助が小学校入学までという自治体が県内で23くらいあるから、平均の水準なんだと言われますけれども、じゃ所得制限をやっている自治体はどれくらいありますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 所得制限ありは4団体、36がなしで、4歳以上という限定ですけども5団体、含めて所得制限というものがあるのは5団体であります。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） では、なぜそこは平均的な状況に努力しようと思わないんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これは政治姿勢みたいなところに問われる話かもしれませんが、やはり負担と給付というのはあるだろう。そして負担する側もお金がない方の負担のあり方と、一定の所得がある方の負担のあり方ではおのずから違うだろうというふうに思っておりますので、そういう意味では基本的な、ざくっと言わせていただくと所得のある方にはやはりそれを負担していただくというのが基本だろうと。もちろん、それにはさまざまな控除するものも加味した上での所得でありますけれども、そういったことが必要だろうと。基本的に戦後の高度経済発展のときには、日本というのはすべての問題を国や県や町が、いわゆる自治体が片づけていくんだ、やっていくんだというような雰囲気をつくってしまった。でも

それは経済成長があって財源が裏づけられたからできた話で、やはりこういう低成長あるいはこうした状況の中では、そういった雰囲気、流れというのは変えていかなければ、どこでもやっていけないだろうというふうには私は、それをしっかり状況というのを、町民に情報公開しながらしていくのが、それぞれ行政の役目というか、その中に私の役目も入っているだろうというふうには考えております。やはり応分の負担はしていかなければ、町の暮らしは守っていけない、制度は維持できないということをしっかりと、この新しい時代に入った、21世紀この冒頭の時期に伝えていくのが必要だろうと、私は思って、これは私の考えとしてやらせていただいております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 所得制限を廃止するのに34万円ぐらいあればできるという見通しが立っています。そのことを求めなければこの町が成り立っていかないという、今の町長の発言、本当に何回聞いてもあきれてしまうわけですがけれども、一向にその考えを変えようとしない町長の姿勢は、本当に子育て世代のお父さん、お母さんたちに元気を出して、頑張っで子供をすこやかに育ててくださいと言えないものだということが明らかになったということを示して、次の質問に移ります。

放課後学童クラブを中央小で試行するというふうにした、中央小と決めた理由は何ですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） まず、現時点では放課後でありますので、学校の施設を利用するのが一番いいだろうということ。それから当然子供の状況等を考えていけば、ある程度コンパクトにまとまった地域がやりやすいだろう。そして学校の協力体制の確保、そういったこともろもろ加味して、中央小という形にいたしました。あと、スクールバスを利用しないわけでありまして、試行とするにはお迎えの状況等も加味して、中央小というのがベストだろう。さまざまな理由で中央小にさせていただきました。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 中央小だけで10人の希望者が確保できたんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言ったようにおおむね10名ということで、確保というかそういう枠を設けて対応していきたいと考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町の真ん中ということで見れば第一小が真ん中ですし、保育に欠けない子供まで学童保育に迎えなくても、保育に本当の欠けて困っている共働きのお母さんたち、本川根のほうにもいらっしゃると思うんです、切実な要求の方々が。そういう方の利用ができるようにというふうには考えなかったんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 大ざっぱな数字ですけれども、こうした放課後児童クラブを必要とするアンケートが約15%でありました。そうした中で、数は少なくとも今後の家庭環境、家庭状況あるいは子供が少ない状況を考えると、こうした小学校へ入って低年齢児の、いわゆる1年生から3年生の対応は、町としてもしていかなければならないだろうということで、今年度試行するわけで、そのためには、当町の場合は登下校がスクールバスという広範囲なエリアで通学をしておりますので、子供の移動とかさまざまなことも課題になってくる。それを検討するために、とりあえず中央小というところで始めさせていただきました。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 送迎は父母ということを決めてあるんですから、車でお母さんたちあるいはお父さんが迎えに来れば、ほかの学校だって、例えば一番真ん中でやれば送迎には問題ないんじゃないですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） お迎えはそうでも、じゃ学校からどうしてそこへ運ぶかというような部分で、もちろん学校でやる場合、どこの学校でもいいわけですけれども、今回は試行としてやらせていただくということで、特にここでなければというようなことでやったわけではございません。いずれ、来年度からはそうした全町対応したことを検討していかなければならんと考えておりますので、試行として中央小を選んだということであります。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ということは、来年度からは全小学校区で実施する計画だということでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 当然、全町民を対象にしたということを考えておりますけれども、既にそれだけでも、通常これだけのスタッフを各学校に張りつけるというのは、経費の面でもあるいは指導者の面でもさまざまな課題がありますので、何力所かに集約するというのが必要ではないかというふうに考えております。特に、年間を通じてやる場合には、夏休み等、長期休暇の対応等も考えれば、現時点では新しい施設をつくるというのは想定外でありますので、学校を利用させていただく。そうすると何力所かに集約する。その場合には学校から子供をどういうふうにそこへ連れていくのか。長期休暇の場合はどのようにその体制を考えるのか。さまざまな検討をしながら適切な全町体制というのを組んでいきたいというふうに、多分相当経費も、人材もかかる、でもこれはやっていかなければならないというふうに、私は認識しております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ことし試行的にやるところで、1日200円という経費、利用料を考えたということですが、これをそのまま続ける見通しでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 当然、利用料は今後ともいただきます。今回の場合は200円という想定はおやつ代の実費等を想定しておりますけれども、そうした部分にかかるものに関しては、実費をいただくという方向で、今後とも当然進めてまいります。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 来年度から全町の子供たち、低学年を対象にやるということで、これは働くお母さん方にとっても、子供をひとりぼっちにさせたくないと思っているお母さん方にとっても大きな朗報ではないかと期待します。それと、利用料についても、200円が高いか安いかわかりませんが、お母さんたちの気持ちはわかりませんが、妥当なところかというふうに考えています。ぜひ、前向きにすべての待機児童をなくすような形で、希望者が入れるようにしていただきたいと思います。

そして、乳幼児医療費のことで町長、ちょっと勘違いしているところが、先ほど発言にありましたので、私は無料にしてほしいということは、本当は自己負担なしでやっているところも多いものですから、言いたいわけですが、本当に無料はいやだといううちの町の方針があるものだから、1回500円、4回までの負担、自己負担ということはずっと認めてきています。それでも町長は負担と給付のバランスとか何とか言われるんでしょうか。十分に、お母さんたちはしっかりと負担をしているじゃないですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今の発言に対してコメントは差し控えます。やはり、給付と負担、負担というのは必要だろうというふうに考えております。

それから、今現在検討しておりますので、来年度全町をエリアとしたことに関しては、さまざまな課題がまだありますので、その検討を踏まえて来年度の体制を決めていきたいというふうに考えております。

また、利用料に関しても、今度は全町を対象にした場合、さまざまな経費等も考えてきますので、利用する人としらない人ということもしっかり考えながら、保育をする、その経費等については、公費で負担する分と利用者からいただく分というのはしっかり提示していきたいと考えております。現在の200円というのは、現在おやつをいただくという形で200円でございますので、今後それは十分検討しながら、また議会あるいはそうした委員会で検討していただきながら、全町体制をする場合にはこういうお金がかかるんだ、そういった合意を得た上で、そういった展開をしていきたいというふうに考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 聖籠町の町長さんのことを、町長は情報がないからコメントできないと言われましたけれども、ぜひ情報を調べて、聖籠町にならって、ほかにもあります、大玉村なども14の子育て支援策をやって、子供の生まれる数がふえている、人口もふえている。そういうところもあります。下條村もそうだと思います。そういう他市町の取り組み、本当に子育て支援というのは、若いお母さんたち、お父さんたち世代にとって、本当に一番

期待するものだということを、ぜひもう一度認識を新たにさせていただいて、12月議会に向けて、もう一度バトルをやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） これで、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

10番、板谷信君、発言を許します。板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、通告に従って質問をしたいと思います。

川根本町合併から3年が経過しようとしています。これまでの総括とこれからの行財政運営のあり方について、町長の考えをただしたいと思います。

1つ目、財政健全化法は町の負担する負債について、新たな情報を与えてくれます。また、行政改革は財政難の中で全国的に進められる行政の無駄の削減ということでもあります。

まず、財政健全化法による4指標は、我が町の財政が早期健全化基準を下回り、健全であることを示しています。実質公債費比率及び将来負担比率では、県下のすべての市町が早期健全化基準以下の中で、当町はさらに低い比率のほうに位置します。

次に、行政改革について、当町では行政改革推進委員会及び行政改革推進室を中心に、活発な議論が行われています。その結果、今まで当たり前とっていた事業を基本からもう一度考えてみるという意識の改革は芽生えつつあるように思います。これらの新しい2つの情報を活用して、新しい行財政運営に転換していく必要があると考えます。

しかし、行財政運営の適切な内容と意思決定に当たっての住民参加という方法を実現するためには、もう一つの情報が必要であると考えます。財政健全化法の中心的な指標である将来負担比率は、現在町が負っている負債を将来にわたってどれだけ実質的に負担していかなければならないかを示すものです。ここでは、将来にわたって大きく町の負担となる、またなり続ける人件費や物件費のような経常的経費を対象にしていません。日常的な行政サービスを行うのに、どれだけの経費がかかるかを知り、それを効率的に行って、経費を節約していくための客観的な情報が必要となります。それが新地方公会計制度です。

行政改革についても、今進めている行政改革推進委員会の最終目標は、行政評価システムの構築にあるように思います。それは、委員会のような特別の組織ではなく、住民がみずから町の行う事業を評価し、次の事業につなげていくシステムをつくり上げることです。しかし、このシステムを実効あるものにするには、決定的に情報の質が重要となります。この点でも、新地方公会計制度の客観的情報は不可欠です。

以上、述べたこれらの情報をいかに利用し、当町の行財政運営を進めていくか、町長の考えを伺います。

2つ目、1つ目での認識を踏まえて、今後どのような行政サービスに優先順位をつけるのかの内容の問題となります。端的に言えば既成概念の脱却であります。今まで行ってきた旧中川根ならお茶、旧日本川根なら観光というように、偏った行政のやり方が、本当に当地域の過疎化を防ぐことにつながってきたか。また、限られた財源の中で、本来行政が果たさなければならぬ役割は何なのか。何の魅力で、人をここ川根本町に引き止めるのか。より多くの住民にかかわる行財政運営の新たな方向というものが検討されなければならないと思いますが、町長の考えを伺います。

3つ目、19年度決算を終え、来年度の予算編成を間近に控えた今、3つの点について伺います。

まず、役場組織の簡素合理化をどのように進めるかについて。これは、職員の数の問題ではなく、組織の簡明化、わかりやすさの問題です。論理的には職員の数の減少に並行して検討していくという話ではないということです。

また、しばしば、課の横断的運営が言われるが、当町において今必要なのは、課の集約により権限も集約し、指揮命令を簡潔にし、責任を明確にすることではないかと思われま

次に、旧両町に残る制度のすり合わせをどのように進めるかについて。合併後、3年たっても旧両町の違いが残っているもの、整理されていないものがあります。ここでは、町からの自治会等への管理委託が統一されていないのではないかと、地域限定の基金を1つの町の中でいつまでも残すのは不合理ではないかと、の2点について、今後の対応を伺います。

最後に、町債と基金の管理運営をどのように行っていくかについて。2000年に制定された過疎地域自立促進措置法の有効期限が1年と迫っています。新たな過疎法の制定、それに伴う過疎債の取り扱いについてと、合併後10年間に限りとする合併特例債の利用の見通しについて伺います。

これら2つの地方債を中心とし、健全財政を維持しながら、住民への行政サービスを果たすために、どのような地方債の活用を考えているか伺います。

基金の管理運営については、さきにも述べましたが、20もある基金を目的に従って集約すべきではないか。現在、建設が進められている総合支所建設のための基金は、建設完了後速やかに財政調整基金または減債基金へ組み替えるべきではないか。以上の点について、町長の考えを伺います。

議長（森 照信君） ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、板谷議員の質問にお答えいたします。大きく3つあると思いますので、順を追って説明いたします。

まず、行財政運営の転換についての御指摘であります。今回の9月議会において、財政健

全化法に基づき、平成19年度決算における我が町の健全化判断比率を報告させていただきました。本町の比率につきましては、4指標とも早期健全化基準に達してはおりません。

先日、新聞でも公表されました県内市町の状況についてですが、早期健全化基準に達している市町はありませんでした。参考までに、近隣の状況ですが、実質公債費比率は吉田町16.2%、大井川町9.4%、島田市14.9%、藤枝市16.8%、森町14.7%であります。将来負担比率は、吉田町123.5%、大井川町4.8%、島田市125.1%、藤枝市144.4%、森町76.7%となっております。いずれの市町もこれらの指標からは健全であると言えます。

しかし、毎年示しております経常収支比率につきましては、平成19年度決算では97.1%と経常的一般財源はかなり厳しい状況であります。経常収支比率の改善につきましては、退職者の補充を抑えるとともに、行財政改革において事業の見直し等により、経常的経費の節減を図っているところです。この点につきましては、継続した取り組みにより経費の節減に努めてまいります。

また、今回の判断比率の一つであります将来負担比率を見ましても、起債残高が高いにもかかわらず、低い結果が出ております。これは今まで事業を実施するに当たり、補助金や有利な起債を活用してきたことのあらわれであり、今後につきましても、毎年度償還金額や実質公債費比率と将来負担比率を考慮し、事業を展開していけるのではないかと考えております。

なお、議員からも監査報告の意見書で指摘されているように、今後整備していきます公会計制度によるバランスシート、行政コスト計算書等にも、この健全化指標とあわせて、今後の本町の行財政運営に必要な情報でありますので、これを見据え、各諸施策を展開しております。

現在、行政改革を行っておりますし、経費の削減等も行っておりますし、また行政の効率化もさまざまな面で図っております。しかし、この根底となります本来行政がやるべきなのか、あるいは行政以外が担うべきなのか、そうした視点でも各種事業、政策を見直していくことが次の段階、あるいは同時並行に必要なかというふうに考えております。現在、行政改革推進委員会に町内の6施設の検討をお願いしておりますが、単なる経費の見直しではなく、本来のあり方、そしてだれが担うべきか、どのような運営がいいのか、そうした抜本的な検討も加えていただきたいよう、委員会でも申し述べてまいりました。今後、だれが担うべきかということも頭に置きながら、考えていきたいと思っております。

また、同時にこうした山間地域においては、行政が担うべきではないと指摘されても、では一体だれが担うべきか、そうした担い手も確保していかなければ、必要ではないという事業以外、事業の継続が難しい面もあろうかと思っております。そうした幅広い検討を加えながら、よりよい行政運営を目指していきたいと考えております。

次に、少し議員の御指摘と論点がずれるかもしれませんが、議員から御指摘があったお茶と観光を例にとりながら、今後の活性化策について述べさせていただきます。

川根本町の特徴と言えば、お茶と温泉の町ということになっております。特に先人が培ってきた川根茶は、この地域では偉大な財産であり、住民の半数以上の方が何らかの形で茶業とのかかわりがあり、いろいろな面で地域に波及効果をもたらしているものと思います。

現在、高齢化が進む中で、農業特に茶業は大きな課題を抱えているのが現状です。これらを具体的に把握するため、現在、農業経営活性化にかかわる農家アンケートも実施しております。

また、高齢化が進む当町にとっては、観光資源を利用して、来年3月に開港する静岡空港、また今後期待される新東名高速道路の開通により、都市住民との交流や定住促進を図ることが、地域を活性化するものと思います。

このような観点から、現在の取り組みが基幹産業であります茶業と観光を主体しているのが現状ですが、決して基幹産業以外を忘れていたことではありません。今後は、農業と観光あるいは商工業との連携により、町の総合計画にあるお茶と温泉、人が行きかい、にぎわいのあるふるさとづくりを目標に、より効果的な各種施策を講じていきたいと考えております。総合計画を着実に推進することが、産業のみならずまちづくりを総合的、戦略的に進めるものと考えています。例えば、農業集落を維持することは、生産活動を通じた国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等さまざまな役割を果たし、また住民にとって精神的な支えともなっております。

しかしながら、当町は基盤整備不足や高齢化が進む中で、このまま放置対策を講じなければ、農地崩壊等が加速されます。このように地域産業の基幹をなす農業の衰退は、地域の活性化を阻害するだけでなく、農地が保有しているさまざまな多面的な機能の低下や、生活環境や景観といった公的財産の低下にもつながるものと危惧されるものであります。町としても基盤整備はもちろんのこと、茶園の改植等、農業経営支援策や担い手不足が深刻化する中で、認定農業者を確保することによる農地集積、農地流動化の促進を図ることなど、地域基幹産業である農業振興を通じて、地域の活性化に努め、農地を初めとする地域環境の保持に努めているところであります。まず、アンケートの結果も受け、集落機能の維持、地域の活性化のための農地の有効活用を図っていきたいと考えております。

また、観光面では、今年度の観光にかかわる商工費の当初予算額は2億3,854万円で、前年度より9,300万円の増額であります。一般会計予算では3.92%で、前年比マイナス0.16%で、過去4年間の構成比4%台より減額の状況であります。これらの予算による観光関係事業は、観光誘客が主な目的でもあり、即、短期間で数字で示されるものは少ないですが、町内の商工農業者あるいは企業へもたらす波及効果は大きいものと考えております。こうした農業、そして観光、地域の商工業を連携したグリーンツーリズム等の展開が、今後の町の大きなかぎになると考え、さまざまな調査事業あるいは団体の支援を行っているところであります。

大きく分けて3つ目であります。役場の組織の簡素合理化という御指摘であります。

効率的かつ効果的な行政運営を図るには、簡素で合理性と機能性を持った役場組織の見直しが必要であることは、私も認識しております。また、見直しには、定員適正化計画に基づいた町職員の適正配置を進めるとともに、職員数に対応した組織体制への移行が肝要であります。

現状の教育委員会を含めた課構成は、14課1室1局で、平成17年の合併以来の体制であります。しかしながら、職員数は合併時185人から、平成20年4月時点で172人に、平成21年4月時点では163人になることが見込まれ、減少の一途をたどっております。

参考までに、類似団体と職員数を比較した場合、平成20年4月時点で46人の超過となり、将来的な適正職員は130人規模と見込んでおります。

このように、職員数も縮減が進み、効率的で効果的な行政運営を維持するには、行政需要に応じた組織改編と職員の事務能力の向上に努めなければなりません。また、行政改革集中改革プランでも、取り組み項目に効率的かつ効果的な組織の整備が盛り込まれ、具体的な取り組みとして、課の統廃合による組織再編が、平成20年度中の検討と平成21年度からの実施とされております。この集中改革プランの着実な実施の観点からも、平成21年度の組織再編に向けて取り組んでいきたいと思っております。現在、担当職員に、具体的な検討案の作成作業を命じており、12月議会には課設置条例の改正案を提案し、平成21年4月からの組織再編ができればと考えております。

基本的な組織再編の方向としては、大幅な課の削減も考えており、簡素で合理性と機能性を持った組織への転換をイメージしておりますが、このことが住民へのサービス低下につながるよう、細心の注意と配慮に努めていきたいと考えております。今後、素案ができた段階で、議会にもお示ししていきたいと考えております。

少し予定した答弁と違っておりますけれども、制度のすり合わせでありますけれども、合併後に調整する事務事業は124件であります。平成19年度末の状況は、方針決定120、調整中の件数1件、未調整が3件であります。

また、未調整の3件のうち、町歌に関する事、町民憲章に関する事、そして図書ネット事業となっておりますが、このうち図書ネット事業に関しては、本川根小学校でのボランティア体制、本川根中学校での図書の十進分類化など、このシステムへ移行の基盤が整えられたことから、平成21年4月稼働へのシステム整備を進めております。

また、調整中の1件、公有財産管理台帳に関する事では、台帳を統一する必要があるため、当面は現行のとおり存続させ、合併後に再編するとなっていたもので、平成21年度公有財産管理システム導入に向け、平成21年度当初予算計上を目標に検討中であります。

町歌、町民憲章に関しては、さまざまな条例等の制定を踏まえ、町民全体の合意形成を図りつつ、制定の機運が高まるのを見極めて、今後の制定に向けて動いていきたいと考えております。

また、基金のことも出ておりましたけれども、後ほどまたそれについてはお答えさせてい

たきます。

また、その他水道事業等そうした未整備のものについては、順次取り組みをしていきたいと考えております。

町の町債につきましては、平成19年度末現在高で約70億8,400万となっております。しかし、さきに述べました健全化判断比率であります将来負担比率では、本町63.3%で、早期健全化基準350%を大きく下回っております。これは、交付税措置のある有利な起債の活用を第一に考えた結果であります。特に、交付税措置の大きい過疎対策事業債、合併特例事業債の19年度末残高は、それぞれ21億8,100万円、10億5,800万円で45.7%を占めています。今後の見通しであります。過疎債のように交付税措置の高い起債については、将来の町の負担を考えますと、生活基盤整備等の建設事業には欠かせない財源でありますので、この起債を中心に、町債については考えております。さきに配付させていただきました財政シミュレーションでも、毎年2億円を見込んでおります。

また、合併特例債事業につきましては、現在建設中であります地域振興センター及び今後予定されています防災設備等への活用を考えております。合併特例債の借り入れ可能額につきましては、地域振興基金については既に借り入れしておりますので、事業につきましては、借り入れ可能額が39億6,100万円に対し、19年度までの借入額が3,830万円ですので、残り39億2,270万円となります。平成26年度までの期限でありますので、新町建設計画に基づき、有効に活用していきたいと考えております。ただし、毎年の町債償還額が、経常収支比率を高くしている最大の要因でありますので、一概に毎年度の予算に余裕があるわけではありません。しかし、先ほど述べましたとおり、町債は今後の事業実施には不可欠な財源であるため、引き続き有利な起債の活用にも努めてまいります。

総合支所建設基金につきましては、平成19年度末現在高が約3億8,659万円で、平成20年度に繰り入れ予定額は約1億847万円で、平成20年度末基金残高は約2億7,800万円の予定であります。平成21年度での周辺整備の財源に一部を充当しても、平成21年度末基金残高は2億円を超えるものと考えられますので、平成21年度末で川根本町役場総合庁舎建設基金条例を廃止し、財政調整基金に繰り入れようと考えております。

また、長島ダム関係の基金の今後のあり方であります。長島ダム関係基金につきましては、長島ダム水源地域土地等開発基金、長島ダム水源地域振興基金、長島ダム水源地域環境及び水資源の保全等基金の3つの基金があり、それぞれ設立目的により条例に定められております。平成19年度湯彩香公園遊歩道整備工事を実施し、今年度予定しておりますニュー久保山施設等の解体工事の実施をもちまして、大きな工事は完了となります。現在、長島ダム水源地域環境及び水資源の保全等基金については、大井川長島ダム流域連携協議会の負担金として充当しておりますが、平成20年度の負担額587万2,000円で試算していきますと、平成24年度で不足を来す状況にあります。今後は、長島ダム水源地域にかかわる目的は異なりますが3つの基金を一本化して、遊歩道整備工事における過疎債の償還、基金充当施設等の維持管

理及び水資源の保全等に充当していきたいと考えております。

全般的な話でありますけれども、平成21年度歳入の見通しは地方財政計画が策定されていない現在、不透明な要素があり、歳入の基本となる町税収入においても税源移譲により多少の伸びがあったものの、その分交付税へ算入されることから、大きな増減は期待できない状況にあります。

また、地方交付税についても、アメリカのサブプライムローン問題、さらにリーマンの破綻等に追い打ちをかけた混乱は、世界の経済を巻き込み、日本経済にも悪影響が懸念され、大きな期待はできず減少が予想され、一般財源総額としても引き続き減少することも見込まれます。

歳出面においては、高齢化により増加が著しい福祉関係経費の増加が見込まれます。行財政改革の推進により、事務事業や補助金の見直しによる経常経費などの削減など収支不足に対する圧縮を図ったところですが、翌年度も収支不足による財源確保のために、どうしても基金の取り崩しを避けることができないと推測されます。

そのようなことから、基金運営は、年内取り崩しが予想されるものについては、短期の定期預金及び割引短期国債で、そうでないものについては運用益を財源に充てる果実運用型の国債、地方債等で運用する現運営方式を継続したいと考えております。ちなみに、現在の運用状況は基金総額の55%を定期預金、45%を債券で保有しております。なお、割引短期国債は全体の8%を占めております。

以上、全体的な状況と今後の基金のあり方について答弁させていただきました。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、たくさん質問しましたので、一つずつ確認していきたいと思えます。

まず最初に、行財政運営のやり方について、ここのところ何回もしつこいほど質問しているんですけども、その中でしつこく質問してきてよかったと思うところは、町長との質疑応答がだんだん合ってきたという部分があって、前回のとき思ったんですけども、我が町の財政苦しいよとか、苦しくないよとかという感覚的なものでなくて、しっかりとした客観的な見方という部分のところだんだん共通認識が深まってきたと、そんな気がします。その前の前のときは、このような話をしたときに町長のほうから、我が町は借りるものは何でも借りるだとか、基金を全部使ってしまうようなことはしませんというような、乱暴な答弁があったので、こういう形での議論でこれからのいいのかというような気がしたんですけども、前回、かなり歩み寄れたという部分で、今回それを踏まえて前に進んだ議論をしていきたいと、そんなふうに思います。

町長の答弁の中にもあったんですけども、1番目のところでは、私たちの町の実力の部分で、また問題点、課題の部分で、財政健全化法から見ている負債の部分、地方債の部分、お金を借りている部分については、県下においてもそんなに問題がないんだと。ただそれで

安心できるということではなくて、やはり反面、経常収支比率の部分、このところはかなり悪い状態にいる。この部分がなぜ重要かと言うと、借金は借りなければふえませんが、経常的経費というのは毎年確実に財政に負担をかけてくる。この部分が今までと同じように経常収支比率を改善できないと、やはり町財政としては苦しいじゃないかと。そこから辺の部分のところが認識が一緒になってきたという部分においては、ありがたいとそんなふうに思っています。ということから、このところは余り突っ込んで話をする気はないんですけれども、ただ行財政改革推進室の活動とかで出ている住民参加の中での行政改革という点においては、やはり先ほど述べたように新しい情報、新公会計制度の情報、このものが必要不可欠なものだというふうに考えますので、この点について、もう一度町長の認識をお聞きします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これから、公会計制度の4つの指標も含めて、そういったことをしっかり、わかりやすく住民に知らせながら、この町の状況というのを把握していただき、一緒にまちづくりを進めていきたい。我々も行政をあくまでも数字そのものよりも数字の動き、昨年よりことし、ことしより来年とそういった動きに注目しながら、より効果的あるいは必要なところに施策を打っていく、そういう行財政運営をしていく。もちろん行政改革は継続的にやっていきますけれども、あの指標も一つとして受けとめながら、積極的にやるべきところはぎりぎりまでやっていく、あるいは抑えるところはぎりぎりまで抑える、そういう財政運営をしていきたいと思っておりますので、あの指標を早期にまず職員のものとし、そして同時に住民にもどんどん情報提供をしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 今まで、ある程度手探りでやってきた部分のところ、ここへ来ていろいろな形の情報が入ってきている。それが行財政健全化法であったり、行政改革推進委員会のやっている行政改革であったり、それから地方公会計制度、そんなものが次々と新しい情報というのでできてきて、それに従って当然のように新しい形の行財政運営を進めていかなければならないという点があると思います。その点についてこれからもしっかりとした形で進めていかなければならないと、そんなふうに思います。

続いて、2番目の点についてなんですけれども、ここについてはとにかく町が行う仕事としては、やはり行財政としては公平でなければならないじゃないかという当たり前の感覚があります。と言うのは、あえて言うのは公平じゃないじゃないかと、そんな部分が見受けられるような気がします。

一つ、これはなかなか川根本町の議員として言うのは勇気がいるんですけれども、やはり今まであったものもそのとおり考えていくのでは進歩がないんであって、やはりしっかり検証した中で、次の方法を考えていく点においては、旧中川根で言えば茶業、旧本川根で言えば観光、これが本当に今まで過疎化をとめるというのが、この町にとって最大の命題だとし

たら、その点において十分な効果があったのか、この点については検証しなければならないじゃないかと、そんなふうに思いますので、この点について重ねて町長の考えを伺います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 少し、論点がずれるかもしれませんが、農業と観光に特化してすぎないか、あるいはそれが本当にそれで公平性が確保できるのかというふうな御指摘だというふうに思って答弁させていただきます。

近年の所得をざらっと見てみますと、総所得を100とすれば4分の3が、いろいろな形にありますけれども給与所得であります。1割弱、12%が雑所得でありますので、ここは年金とかそういったものが推測されると思います。そしてその後来るのがやはり営業であり、農業であるということを考えると、もちろん給与所得の内訳も分類しなければなりませんけれども、決して農業が所得構成とか内容から見ても少ない数字ではない、あるいは営業においても観光の部分が大きなウエートを占める部分がありますので、決してその2つが少ない数字じゃないという認識をまず持っております。

それから、冒頭言いましたように、この地域の特徴を生かしていかなければ、これからのいろいろな意味での活性化とか、経済の活性化あるいは社会基盤の安定的な維持というのはできないだろうというふうに思っています。そうするとやはりこの地域に何があると言うと、やはりお茶を中心としたそうした農業であり、南アルプスマウンテンパーク構想と指摘される、あるいは大井川鉄道、大井川、そうした観光関連の事業ではないか、そんなふうに思っております。そこに基礎的な基盤整備を町が行っていくということは、大変重要なことだし、現在までもやってきたというふうに思っております。

ただし、これからは単純にお茶で言えばお茶の生産、単純に観光で言えば宿泊客をふやすというようなそういうものではない、やはりそこが複合的に絡まってきて、この地域のよさをみんなに理解してもらい、そして活用してもらうことで我々の暮らしが成り立っていく、そういう方向に行かなければならないだろうというふうに思っております。そういう意味では、今後のいわゆるグリーンツーリズム的な事業展開というのが必要ではないか。その中にいろいろな形で町民が、経済的にも精神的にも利益を生む構造というものを私は構築できるであろうというふうに思っております。もし、議員が言われる単純にただ一つの分野だけに重点して支援するという、そういう時代は私も終わっていると思います。やはり複合的に町全体が活性化する方向に重点投資をしていかなければ、支援策も持たないし、町民の理解は得られないんだと思っておりますので、とは言うものの、基本的にはうちの町で何があるかという、そういった部分はしっかり行政としても維持していきたいと思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 苦しい答弁にはなるなという形なんですけれども、また僕もわざわざ言いにくいところを突いているというつもりではなくて、現状をしっかりと見た中で新しい次の形が出てくるんじゃないかという部分で、まず町長のほうから個人町民税の職種別の割

合というものを出示してもらったんですけれども、給与所得者が七十何%の所得を占めていて、そして営業者が6.7%、そして農業所得というので、いろいろな分け方はあるけれども、1%にも満たないという所得になっているという、これはいろいろな理由があるから、この部分はそうじゃないんだというような表現もしてしまうと、肯定とか否定ではなくてそういうふうに数字をとらえてしまうと、次の手が打っていけるのかという部分があります。この点について、もう一度町長の認識を、本当に納税者にとって公平に行政が行われているのか。いろいろな理由があると、その理由は理由でいろいろな目的でやっているのはあるけれども、ただその前の基礎の部分のところで、やはり納税者という点に絞って考えれば、そこに公平でない部分、お金の使われ方の部分、がないのかという点についてもう一回町長に考え方をお伺いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 住民の暮らしを守るために、さまざまな施策をさまざまな財源を確保しながら行っている、そういう意味では住民さまざまな職業形態あるいは年齢階層ありますけれども、そうしたものにサービスを提供しているというふうに考えております。町として、どういう特徴づけを行っていくかというときに、そうしたところに、うちの場合で言えば農業とか、あるいは観光に投資している部分もあるという、それが全く所得割合と比例しているかと言うと、比例はしていないでしょうけれども、さまざまな波及効果とか全体的なことを考えれば、現時点では町民に納得していただける数字で来ているんだろうというふうに思っております。

今後、またいろいろなものが変わってきたときに、全く今と同じような状況でいけば、当然全体的に行政改革等で役割分担等がしっかり示され、町民にもいろいろな意味での協力、負担をお願いする中では、より適正な負担とか行政でやるべきことをするという、そこを明確にして説明していかなければ、これからずっと町民の協力あるいは協働のまちづくりが維持できるとは思っておりませんので、そこは情報提供をしっかりとしていきたい。あるいは見直すべきところがあれば、見直していきたいと考えております。

今回の補助金の見直し、あるいはさまざまな行政改革の中で、私は聖域はないですということは、お茶についても観光についても、いろいろな部分についても見直すべきところは見直すというふうに指示しておりますので、そういう意味では同じところで行政改革や見直しがスタートしているというふうに、私は認識しております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 今、町長の答弁の中で、このようなお金の使われ方が大体において住民に理解されているというような認識を持っているという話でしたが、その後やはり情報公開という部分、つまり話が必ず基本のところに戻るんですけれども、きっちりとした情報公開した中で、住民に判断を仰ぐという部分が必要になってくる。その中で、今町長がこのようなお金の使われ方が、おおむね住民の了解を得ているというような認識を持った根拠

のようなものがあつたら、教えていただきたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） まず1点目は、そうしたさまざまな要望活動、住民との直接の対話の中で、予算の執行に対して御意見をいただいていますけれども、やはりお茶に対して、あるいは観光に対して御意見も多いし、またこういった子育て、あるいは高齢者、さまざまな意見がいろいろ出てくる。特に、この部分だけ非常に批判が多いというような声は、もっとという声はあるけれども、あそこにはやるべきではないというようなそういう声というのは、情報不足かもしれませんけれども、出ていないだろうというふうに私としては認識していません。

それともう一点は、当然それぞれの予算、決算については町民の代表である議会の中で、いろいろ御意見がありますけれども、その中で可決され執行されているという状況を踏まえれば、現在のというのは大方の町民の方の御理解は得た中で、ただし今後、見直すべきところは見直していかなければならんし、収入の変化あるいは情勢の変化の中で、集中投資とかあるいは少し投資を控えるという部分は出てくるだろうと考えております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 答弁を聞いていると、総論のところではそれなりの答弁をいただけるんですけども、実際には今やっているやり方をみじんも動かさないというような感じがしてならないんですけれども、例えば、農業一つにしても、今農業の集約化というような形で、いろいろな形で自立できる農家というのを育てようとしている。それが多分、この町の農業政策の基本じゃないかと思うんですけども、もう一つ基礎にある、ここに住んでいる人たちの生活を守っていくという部分において、本当に農業の集約化、農地の集約化というのがより多くの住民たちの生活を維持していくということにつながっていくというふうに、町長は考えているのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ここで言う、いわゆる幅広い意味での地場産業を育成、確保していくことが、例えば集落機能の維持あるいは生活文化、そういったものを維持する上でも、あるいは人口を確保していく上でも重要なポイントだろうというふうに考えております。例えば、ここで言う観光による事業の定着、安定、そして農業でいけば今御指摘のように、核のある農家が幾つかで、それがその地域で頑張り、そして周辺の方々と連携しながら農地を守り、茶業を振興していく、そういったことでそれぞれの地域に拠点となる家庭ができ、そして組織ができ、人がいるという、そういうことは私はこの地域全体に大きな影響を持っているだろうというふうに思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） このところは、きょう一番でもないけれども、言いたいと思ったところなんですけれども、この川根本町の農業を守っていくと、その部分はわかります。

それに投資するという部分はわかるんですけども、それではそういう大きな農家が自立してできたときに、全体のこの地域のお茶の生産能力というのはそんなに変わるものじゃないとするならば、そこに当然余ってくる人材というものができてくる。その部分をきっちりしていかないと、ただしっかり押しも押されもしない農家が何軒かはできるかも知れないけれども、それによって農業から離れてしまう部分の小さい農家、その部分が出てくると、結局は町長が人口の増加につながるとか、確保につながるとか言いましたけれども、逆の効果しか出てこないじゃないかと、そんなふうに思えるんですけども、この点についてお聞きします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 集積といっても、企業化とか超大型の農業組織をつくるということじゃなくて、現在、それぞれの地域でやっている方々の基盤整備をしながら、より経営能力のある、あるいは企業的な経営に近づいた組織体をつくっていこうということでありますので、それは逆にそういう方が機械化するなり組織化することで、高齢化等によって手入れができなくなった農地を管理していただく、そういった意味で地域全体の農業基盤の確保にもつながってくるだろうというふうに思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 多分、町長言っても余り自信がないじゃないかというような気もするんですが、ここの部分のところで、次のほうに展開したいと思ったのは、農業政策が悪いとかじゃなくて、もっと効率的にやるべきだと。それから、観光の部分もチャンスがあるならそのチャンスを生かすべきだと。多分観光の部分はもうちょっと大きい自治体になったときに進んでくる話じゃないかぐらいにしか思っていないんですけども、それでもできることをやる、このことは大事なことじゃないかと思っているんですけども、ただ僕が言いたいのはその部分を越えて、やはり行政というのはより多くの住民の人にとって、かかわっていく行政でなければならないという点においては、もう少し積極的に定住政策、これを進めていくべきじゃないか。今やっていないということはないんですけども、さらにこれを進めていくべきじゃないかと、そんなふうに考えるんですけども、町長の考え方を教えてください。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの認定農業者に対する支援でもそうですけれども、それが1つとか2つとか、あるいは10とかじゃなくて、100近い数を目標にやっているわけありますので、そういう拠点が各地域にできることが大事だということだというふうに御理解を願いたいと思っております。

また、そうしたことも含めて、基盤となる生活基盤あるいは収入基盤をつくるのが、これからの定住につながっていく。そうしたまま現状の地域資源を生かした雇用あるいは収入と言ってもいいかもしれませんが、そういった場をつくっていくことが大事なことだというこ

とで、さまざまな総合的な行政としての仕事をしているというふうに認識しております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） ちょっと意見がすれ違うようになってきたもので、これ以上はしませんけれども、多分今までのやり方でやっていたら過疎化はとまらない、そういう意識は持っています。だから、一刻も早くしっかりとした定住政策に切りかえて、より多くの人がこのに住みたいと思えるような行政にかえていく必要があるじゃないかと思いますが、これはここまでにしたいと思います。

それからあと10分ですので、3番目の点に行きたいと思います。

3番目は役場の組織の簡素化という部分なんですけれども、ここの部分で先ほどの町長の答弁の中で、12月定例会をめぐりにどういうふうに役場の組織を変えていくかという部分を、ひな形みたいなものを出して行って、議論にしていきたいというような話でした。これは期待しております。

このところで、特に私が役場組織の合理化を言ったのは、今現在余りにも課が多すぎるということがあります。具体的には川根本町、室と議会を入れて16という中で、川根本町と同じように2町合併をした西伊豆町では12課あります。1町で頑張っているというような矢祭町、これは6課です。このように、ちょっと川根本町としては課が多すぎるじゃないかと。課が多すぎるというのは課長が大勢いて、偉い職員が大勢いるから安心だということにはならないというふうに思います。というのは、余りにも課が多くなると、かえって意思決定もおくれるし、まただれが責任を負っているのかという部分も不明瞭になってくるという点において、課はなるべく少ない形の中で、そしてその課の仕事については課長がすべての権限を持っているんだというような形で、課長のリーダーシップを十分発揮できるというような組織にしていけないと、住民の負託に十分こたえる、早く能率的にこたえる役場になっていえないのじゃないかと、そんなふうに思って聞いております。この点について、町長の考えをお伺いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 基本的には議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。命令系統をしっかりとすること、あるいは責任を明確化すること、そういったことがより効率的な行政運営、あるいは住民の福祉向上のための行政に必要なことだろうというふうに思っております。

それからもう一点、課の再編に関しては、今までのいわゆる課の構成では対応できないいろいろな部分が出てきた、例えば交流人口の増大とか、あるいは先ほどの定住促進とか、そういった新たな需要を課横断的に今はやっていますけれども、その点なかなか連携がうまくいかないということで、そうした新しい課題にも対応できるような組織にもしていかなければならないというふうに考えておりますので、それも含めて内部検討し、また御議論もいただきながら条例改正へ持っていければというふうに考えております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 最初の答弁のところでは、課のことを理解してくれたかというふうな気がしたんですけども、後で述べた部分の横断的という部分、課を越えたという部分、連携ですね、ここの部分はまずそれぞれの課の守備範囲がしっかりして、そして課長を中心としてしっかりとした責任体制がとれた中で初めて出てくる連携という形になってくると思います。先に連携ありきだと、まさにみんなががやがややっているのに、だれの責任だかわからないと。そうなってくると結局いろいろなことを言っている間に、町長が考えている方向に進んでいくという形では、内部組織としてもチェック機能が働いていないじゃないかとそんなふうに思います。まず一人一人の課長のしっかりとした位置と責任をはっきりした中で、連携というなら連携という方法もとっていただきたいと、そんなふうに思います。

そして、最後の質問になりますけれども、両町の制度のすり合わせというのは、連絡が取れなくてまことに申しわけなかったんですけども、その中で主に言いたいのは、地域限定の基金について言いたいと思ったところがあります。中川根と本川根と3年前に合併したんですけども、そのとき基金が20ぐらい、今もあります。その中で、かなりの部分が地域限定基金という形で、旧本川根のところでないといけないという基金がたくさんあるということで、何のために一つの町になったのかという部分が、顕著にあらわれているんじゃないかというような気がします。前に質問したときも町長はいろいろな経過があってということでしたけれども、1年目ならそれも言えたんでしょうけれども、3年たってもここの部分がなかなか変えられない。先ほど、ダムの方は3つは1つにする方向もあるというような話だったんですけども、ここのところをもう少し、どういうふうに基金を変えていくのか、組みかえをしていくのか、この点についてお聞きします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 基金に関しては、さまざまな経過があって創設したわけでありますので、その経過というのを十分尊重しながら、その運用を図っていきたいというふうに思っております。直近の例では、千頭砂利が解散したときの株の払い戻しというか、それで基金をつくった、やはりあれは砂利対策ということで、大井川の環境改善で砂利に出資した金の払戻金でありますので、そうした趣旨に、大井川の環境改善に役立てようということをつくった、それぞれ経緯がありますので、やはりダムの場合には直接私はダムの建設交渉には携わっておりませんが、いろいろな話を見聞きする、あるいはダム対策協議会での議論の中で、さまざまな地域の方々、特に旧本川根町の北部地区の方々の御苦労があって、現在の長島ダムができ、そしてさまざまな恩恵を受けているわけでありますので、そうした経過を十分配慮しながら、基金の運用、活用はそうした目的に合った形でやっていきたいというふうに考えております。先ほど言いましたように、施設の維持管理、そうしたことに對して使っていくことは、十分多くの町民に理解が得られるだろうというふうに思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番(板谷 信君) 多分、一般論としてはそれでも間違っていないんじゃないかとは思いますが、ただ、一つの町に地域限定の基金があるということと、それとこういう経過でできた基金で、こういうことに使っているからなかなかこれはほかの基金とは一緒にできないんだという話でしたけれども、じゃ、それを中心に行った事業が、お金がすべてその基金の中から出ているのかというふうに考えたときに、多分そうではなくて、それを主要な財源としながらも、起債を起したり一般財源を入れたり、そうした中でその基金を運用してきたという部分があって、そうだとするならば、そこに使われた起債だとか一般財源とかという部分は、当然全体の部分でありますので、そういつて考えたときには、ある段階においては、今までの経過はわかるけれども、だんだん集約していくべきじゃないかと、そういう性質のものじゃないかと思うんですけれども、この点について町長のお考えを伺います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 未来永劫まで基金が存続するという状況ではないと思いますので、いずれ全体で考えていくことになると思いますけれども、現時点ではそうした基金を使って維持管理をしていく、あるいは起債の償還をしていくというのが最も皆さんに、いろいろな立場の方に納得しやすい方向ではないかというふうに考えております。いずれにしろ、ほぼ施設整備というのは終わっておりますので、今度は維持管理であります。それにその基金を充当していきたいと考えております。3つある基金を1つにしたほうが運用しやすいかもしれませんし、そのままの中で項目別に支出していくのであれば、そういう方法もあるかと思っておりますけれども、現時点ではそうしたはっきり用途がわかっているのに充当していけば、多くの方の御理解が得られるのではないかと考えております。

議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) 基金をどういうふうにするというのは、町長の一番の権限の部分だとは思いますが、今の話の中で、地域限定の基金も施設がある程度整った中で、今度は維持管理の部分に使っていくというような話だったんですけれども、町にとって必要な施設であるならば、基金から出して維持管理費を払うという考え方はおかしいんじゃないかと思っております。必要なものであるならば一般会計、一般財源の中できっちりと支払っていく。その部分を基金があるからという形でそれを使っていくという考え方は、基金の使い方としてもやはり余りいい形じゃないじゃないか。やはり今ある施設をどういうふうに使っていくか、またこの施設がなぜ必要なのかというものを、しっかり検索した中で、町の財政運営していく中においては、やはり特別の目的の基金を施設の維持管理に使うという部分は、ちょっと使い方として間違っているんじゃないかと思うんですけれども、町長のお考えを伺います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 現在の予算編成をしていながら、当然自由になる財源と言うのは少な

いわけで、その中でさまざまなやりくりをしている。基金をいただいて、そしてその基金で施設整備あるいは環境整備を行ってきた、その枠の中でそれを回していくということが、大変こうした厳しい状況の中では、多くの方に御理解いただける財政運用ではないかと、私は考えております。そこに一般財源を投入していくと、そもそもこの施設が必要かどうか、あるいはさまざまな立場の方の御意見が出てくるという、現時点ではもう施設はあって維持管理をしていかなければいけないし、逆にそれを活用していかなければならんですけれども、先ほど言ったように多くの方に理解いただける運用方法としては、基金の中で特別会計的な扱いで回していく、そういったことが非常にわかりやすく、理解いただけるんじゃないかというふうに私は考えております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） この部分、町長の話の聞いていると、特定な目的の基金があるから、この部分は維持管理に使えるんだと。もしそうしなくなると、一般財源みたいなところで措置するというふうになると、この施設いらないというようなことを言われる危険性があると。これはものすごい重要な問題であって、そうではなくて、すべからく町の施設はしっかり必要だという認識の中で、維持管理していくべき部分であって、この部分、ちょっと全体の了解を得られそうもないから、関係の基金を残して維持管理をしていくんだという考え方は、ちょっと考え方として間違っているんじゃないかというふうに思うんですけれども、時間もありませんから、これを最後の質問としたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 間違っているかどうかというのは、それぞれあるかと思えますけれども、私はそうした一つの基金の中で全体を見ていくというのが、こういった厳しい財政状況の中では一つのやり方だろうというふうに私は認識しております。もちろんあの施設が不用とかということを行っているわけではありませんけれども、その基金の中で運用していくように考えていくというのも、一つの行政運営のやり方だろうというふうにして、私はそう考えてやっております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 最後になりますけれども、きょう予定としては真ん中の部分の定住政策の部分、つまりより多くの住民にとって大切な事業を進めていくべきだという部分を中心に論じたいと思っていたんですけれども、この部分について具体的な部分までは入れなかったんですが、具体的にはとにかく先ほどの他の議員の発言の中にもあったように、子育て支援だとか生活者のための支援というものが大事じゃないかと、もう一つは定住政策の中で考えられるのは、住むところ、こういう点について空き家対策についても若干触れたいと思ったんですけれども、これに触れてしまうと中田さんに怒られますので、中田議員にこの点についてお渡しして、私の質問を終わります。

議長（森 照信君） これで板谷信君の一般質問を終わります。

3番、中田隆幸君、発言を許します。中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） いよいよ最後の質問をさせていただきます。

それこそ合併して早3年を迎えております。町内の小中学校において、旧本川根町におきましては2学期制、また旧中川根におきましては3学期制で行っております。教育制度の中で、今後もこの2制度を併用していくのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、もう一点は、将来を見込んだ中で、学校統合の考え方についてお伺いしたいと思います。

もう一点は、現在町内に空き家がどのくらいあるのか、その中で完全放棄家屋がどのくらいあるのか、また今後空き家対策をどのようにしていくのかをお伺いしたいと思います。

この2点をひとつお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） ただいまの中田隆幸君の質問に対し、教育長並びに町長の答弁を求めます。教育長、澤村迪男君。

教育長（澤村迪男君） 中田議員から2点についての御質問がありましたので、順次回答したいと思います。

1点目は、町内の小中学校において旧本川根は2学期制で、旧中川根は3学期制で実施している、今後もこの2制度でいくのかというものであります。

結論に至るまでに、少々状況等を述べることをお許し願います。

まず、学期とは何かですが、学校では1年間の教育計画を立てるときに、1年間の区切りでは期間が長すぎるので、学年を幾つかの期間に区切ります。それが学期であります。

区切りに当たっては、まず児童生徒に対する教育上の配慮として1つ目、教育内容の区切り、2つ目、学習活動の区切り、3つ目として児童生徒はもちろん、教職員にとっても気分一新して教育効果を高めるための区切りなどがあります。

次に、季節の推移や社会活動、行政上への配慮として、1つ目、寒暑などによる長期休業日との関連、2つ目、地域社会の行事等との関連、3つ目、用務の繁閑等。

さて、日本では明治5年に学制が公布され、学校制度が発達しましたが、当時何学期だったかは寡聞にして存じません。明治19年に会計年度が4月始期になったのをきっかけに、学校も4月入学となったようです。そのころになると、夏休み、冬休み、春休みがあったので、3学期制が主流だったと考えられます。以来、120年にわたって、戦後の混乱期に一部例外的に3学期制以外の学期が取り入れられた地区もあったようですが、ほぼ3学期制であります。

外国に目を転じますと、学期の始期が1月の国、2月の国とそれぞれ雑多で、12月だけありませんけれども、12月以外のどの月にもどこかの国に始期があるようです。学期も、アメリカのように9月に始まり7月までを一つの区切りで行っているところもあれば、2学期制のドイツ、3学期制のイギリス、4学期制のオーストラリア、5学期制のフランス、もちろん州とか地域によって多少の違いはあるかと思いますが、というように雑多でありま

す。

そこで、一見横道にそれるようですが、関連がありますので、学期制と通信簿、通信票とか成績表とかあらわれとか、呼び名はそれぞれですけれども、についてちょっと触れます。

通信簿と学期制とは直接関係なく、通信簿には何ら法的根拠もありません。校長の裁量ですので、3学期制の学校で通信簿は2回とか、2学期制の学校で通信簿が4回というところもあります。

さて、2学期制にも3学期制にもそれぞれの利点もあれば欠点もあります。完全学校週5日制が実施され始めたころから、2学期制への移行がふえ始めました。静岡県内では、平成16年度小学校で22%、中学校で20%でしたが、現在県内の政令市を除いた市町で小学校40%、中学校で31%にふえています。しかし、最近のふえかたを静岡教育事務所に聞いたところ、新たに2学期制に移行するところはほとんどないとの回答でした。また、ある校長の話によりますと、2学期制にしたが3学期制にすべく検討を始めた学校もあるというように聞いております。

さて、川根本町の学期を定めてある学校管理規則では、2学期制と3学期制を選択できることになっています。つまり、「学期は次に掲げる学期制から校長及び教育委員会が協議して決める」とあります。ですから、過去の経緯もあり、旧本川根町の2校が2学期制で、旧中川根町の4校が3学期制をとっているにすぎないのであります。現状で、特に問題があるとも聞いていませんし、どちらに決定的に有利であるということもないようですし、2学期制と3学期制でいまだ揺れている状況もありますので、現状のまま推進したいというふうに考えております。

1点目は以上であります。

2点目の、将来を見込んだ学校統合は考えているかとの御質問です。

現在、本町では4小学校で355名が、2中学校で228名が学んでいます。本町の過去を振り返ってみますと、昭和30年には20小中学校に4,077名の子供が学んでいました。昭和40年には17の小中学校に3,431名、昭和50年には10の小中学校に2,194名、昭和60年には8つの小中学校に1,327名、平成5年には7つの小中学校に1,013名の子供が学び、現在に至っております。

国の財政当局は、子供の数が減少している中で、学校数や教職員数が余り減らないので、文部科学省に対する風当たりが大変強いと聞いています。しかし、文部科学省では、一層教職員の数をふやそうとしています。そのあたりの考え方が財務当局と直接教育を担当している部署の認識の相違ではないかと思えます。学校教育法施行規則では、「小学校の学級数は12学級以上、18学級以下を標準とする、ただし地域の実態、その他による特別の事情があるときはこの限りではない」と規定しています。中学校は準用規定があります。しかし、この規定を満たしている学校は半数に満たないようです。

一方、「公立小中学校の統合について」として、「小規模学校には教職員と児童生徒との

人間的ふれあいや個別指導の面で、小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し、充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること」と、文部省初等中等局長・管理局長連名の通知も出ているところであります。このことは、小中学校の置かれた地域性、地区の広がり、地域に存在することの意義などを踏まえると、標準規模に適応できないところがいかに多いかを物語っているのではないかと思います。

現在の本町の小中学校では、議員も御承知であると思いますが、小規模ながらも子供の頑張りのもと、校長を中心とした教職員集団の指導よろしきを得て、どこに出しても恥ずかしくない学校になっています。このよさをいつまでもという思いもあります。が、先ほど申し述べた過去のことや、施設設備の管理等、財政面でも厳しい状況にある中で、現在の校数が最適だとは言い切れないところがあります。

これらのことを勘案するとき、学校の統合は将来避けて通れない課題であるとの認識を持ちます。この小さな町の義務教育をどうするのか、将来を託す子供にどのような教育を保障していくのか、最良の教育環境はいかにあったらいいのか、町民の皆様でじっくりと考えていただく必要があるかと考えます。

以上であります。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私のほうから、空き家対策について答弁させていただきます。

御質問の空き家対策につきましては、平成20年9月現在、川根本町での正確な空き家の数は確認できておりません。正確な数字ではありませんが、昭和55年の世帯数3,638世帯であり、現在の世帯数が9月1日現在で3,059世帯となっていますので、単純な計算はできませんが、それ以前の数と合わせましても、町内には600以上の空き家あるいは空き家と呼ばれるものが存在している可能性があります。

町外の皆様からの定住のための空き家情報の提供についての問い合わせにつきましては、数カ月に一度程度ありますが、その際には町内の不動産業者に問い合わせをいただいている状況であります。こうした町外者等の定住対策におきましては、活性化対策の一環として、行政が空き家の情報を集め、提供していくべきかと考えがちですが、行政が見ず知らずの方に空き家をあっせんするということは、さまざまなトラブルを生じることにもなりかねず、また事業として不動産を扱っている民間の方々が存在している以上、民間活力の推進という観点からも、住居としての物件を紹介することは必ずしも適当とは考えられません。さらに、近年の個人情報の取り扱い上、行政では定住を希望する方々の的確な情報収集にも限界があるということも挙げられます。

しかし、今年度策定される川根本町住宅計画におきましても、今後の町営住宅等の建設計画における空き家情報の必要性が盛り込まれますし、また空き家は地域における防犯、防災上の問題点など数多く抱えております。こうしたことを踏まえ、今後主として町の住宅政策

や防犯、防災上の観点から、季節的な空き家や完全放棄空き家等の情報などについても、町職員、自治会等の協力を得ながら情報の把握に努め、加えて空き家の適切な利活用の方策についても、検討を進めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（森 照信君） 中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） それでは、再質問をさせていただきます。

学校2学期制、3学期制は、ある校長先生のところへ行きましたらいろいろ教えていただきましたけれども、別にこういうふうにしなさいという感覚ではなく、やはり教育委員会といたしましても、先生方また教員の方に相談をしてやっているのかどうかはちょっとそこだけはお伺いしたいと思います。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 協議して決めるということですので、相談したり話し合いをして決めております。

議長（森 照信君） 中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） 結局、学校2制度になりますと、いい点、悪い点もかなりあると思いますので、これはそれこそ教育委員も今度決まると思いますので、やっぱり教育委員、また教育総務課、また携わる先生方と十分に検討して、子供の教育をやっていただきたい。教育というのは百年先を見てやるとよく言いますので、この点もしっかり考えてやっていただければうれしいと思います。

2点目の統合につきましては、本日町長から言われましたけれども、保育園の今までの制度を2園にしたことによって、6,000万円も経費が浮いてきたと、こういうことを答弁されておりますので、町長のほうにお伺いしたいんですが、将来こういう感覚はあるのかなのか、それだけお伺いしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在の児童の状況、生徒数を見ますと、若干変動はありますけれども、平成5年度に生まれた現在の中学校3年生ですけれども、転入も含めて80名いらっしゃいます。そして、昨年、平成19年度に生まれた子供が、転入も含めてその年代の子供が43名であります。若干の変動はありますけれども、減ってきているという状況を考えれば、当然学校施設の統合というのも視野に入れていかなければならないというふうに思っております。

教育長の話にあったように、プラスとマイナスの面両方あると。それからもう一つは経費的な面でもプラスはありますけれども、学校がそれぞれの地域のコミュニティー、あるいはさまざまな形の核になっているという部分もございます。そういったさまざまな面を踏まえて、現時点ではもちろん財政的なこともありますけれども、その他の経常経費の見直しをやっていると。そして今後、減少が学級数等にあらわれてきますので、そのときに町民あるいはPTA、地域そういった方を巻き込んだ形で、どういった方向がいいのかということを議

論した上で、行政としても判断をしていきたいと考えております。小規模校のプラス、そして小規模であるゆえの教育効果、そういったこともさまざまな面を、この統廃合には考えていく必要があるかと思っております。基本的には教育長の認識と同じであります。

議長（森 照信君） 中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） 統合につきましては、非常に難題がたくさんあると思いますので、この点につきましても、またいろいろな方と相談しながら真剣に考えていただいて、行財政のほうにもお金が浮くようにしていただければありがたいと思います。

その次の、空き家対策のことにつきまして、再質問させていただきます。

消防署からこの前いただきました中に、町内の81軒の空き家を査察したと、こういうのがありまして、うちの近所でも空き家が危ないから壊しなさいと、こういうことが来ておりまして、壊した家屋がございます。これにはやはりお金があれば壊すこともできますけれども、お金がない人が空き家を壊せと言われた場合、町のほうで補助金とかそういうことは考えておられるのかどうかを質問させていただきたいと思います。

議長（森 照信君） 企画環境課長。

企画環境課長（羽根田泰一君） ただいまの空き家を壊す補助金という質疑でありますけれども、現在は考えておりません。

議長（森 照信君） 中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） 平成12年3月に、今の本川根農協の支所の山のところですが、ここに空き家がありまして、ここで不法侵入者といいますが、その人がろうそくを燃して、1軒焼けたという事例がございます。この問題は大きな問題だと私は思っております。例えば、山の中にそういう人が住んでいて火を燃した場合、これは大きな災害になると。だから消防署がやったと思いますが、町自体でどこの担当課がそういうところを調べて歩いているのかをお伺いしたいと思います。

議長（森 照信君） 企画環境課長。

企画環境課長（羽根田泰一君） どこの課が調べているかということなんですけれども、大変古い話になって、個人的なことになりますけれども、旧本川根のときに、私、昭和62年に全部を一度調べたことがあります。ただ、その後、先ほどの町長の答弁にありましたように、以前はよくこちらへ移住して住んでくれるということであっせんもしたわけなんですけれども、どうもトラブルとか、最後行政が責任持てないということで、最近是不動産業者に委託してありますけれども、今中田議員が言われるのは、移住ではなくて転居してしまった残った家屋をどうするかという質問ですけれども、大変恐縮ですけれども、私のほうは行政サイドでは生かすほうの担当でやっております、ほかの部局へ振っても大変失礼だと思うんですけれども、今の質問は防犯上ということによろしいですか。そうすると、多分ほかの課でもやっていないと思いますが、私の答弁が間違ったら許してもらいたいと思います。

以上です。

議長（森 照信君） 中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） 防犯のことも、もう一点は空き家の対策ですが、防犯のことを先に言わせていただきました。と言いますのは、旧本川根のほうには、山の中に廃墟と化した建物がかかりございます。こういったものをそのままにしておいて、やはり持ち主に一度は相談に行くとか、文書で出すとか、こういう方法をやっていただきたいと思います、その点いかがなものでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほど、住宅計画に対する民間空き家の活用というようなことを申し上げましたが、もちろん活用ということが大事でありますし、その以前の問題として、いわゆる人が住んでいない住居、廃屋も含めて、そういった状況というのをしっかり把握して、防災上からもその状態を把握し、所有者の責任を明確化していく、あるいは所有者が完全に不明の場合どうするか、さまざまな対応策というのを講じていかなければならないというふうに思っております。

もう一点、空き家になる時点、はっきりまだ今まで住んでいて、これから転居する、そういったところをしっかりと行政としても把握して、所有者の対応をしっかりと指導するということが今後必要になってくるんじゃないか。現在の廃屋あるいは空き家等については、やはり実態調査というのをしていかなければ、活用の面でも、議員御指摘の防犯上でも、今後大きな課題が生じると思われますので、検討してまいりたいと思っております。

議長（森 照信君） 中田隆幸君。

3番（中田隆幸君） こういう空き家になりますと、固定資産の納税とかいろいろかかってくると思いますので、ぜひとも調べていただいて、防犯のためにも、また近所のためにも、荒廃農地の問題もでございます。周りが荒れて茶原が大きくなったとか、そういうところに荒廃した家屋があるわけですので、ぜひともこれは早速調べていただいて、町民のために、やはり空き家があるというのは、地域全体が寂しく思うところでございますので、ぜひやっていただきたいと、こういうふうに思います。大変なことだと思いますが、今からはこういった空き家がどんどんふえてくるのではないかと、こう思っております。限界集落もできてきますので、その辺を十分承知しながら、大変な問題ですが、やっていただければと思っております。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

議長（森 照信君） 以上で一般質問を終わります。

ここで2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
御静粛をお願いいたします。

日程第2 議案第47号訂正の件

議長（森 照信君） 日程第2、議案第47号訂正の件を議題にします。

町長から、議案第47号訂正の理由を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第47号、再提出理由について。

9月8日に提出いたしました議案第47号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例については、改正案の中に適切でない文言がありましたこと、また改正の趣旨に不十分な内容でありましたことから、新たに再整理させていただき、よりわかりやすい表現で提出いたしたく、会議規則第20条の規定により、再提出をさせていただきたくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号訂正の件を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時46分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3 議案第47号 川根本町集落センター等負担金徴収条例の
一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第3、議案第47号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第47号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。

旧条例では、大規模修繕とそうでない修繕はメニューに基づいて補助率（負担率）が定められていましたが、今回の改正は、修繕のメニュー方式ではなく、修繕にかかる金額を基礎とし、大規模修繕、大規模でないものの区別に改正したいものです。

今までの大規模修繕は、1、屋根の全面改修、全面塗装、2、浄化槽の修繕、3、外壁、内装の張りかえ、4、床板の8割以上の張りかえ、5、耐震補強。また、大規模でない修繕は、1、建物の増改築、2、利便性向上を目的とした工事、3、浄化槽など処理能力向上を目的とした取りかえ、4、台所、トイレなどの改修となっていました。小規模であっても多額な事業費になる場合もありますので、それらを踏まえ、町が実施する事業費が150万円以上（税込み）の修繕については、町が負担する事業の3分の1を、町が実施する事業費が10万円以上150万円未満、これも税込みですが、の修繕については、町が負担する事業費の2分の1を地区からの負担金とする内容に改正し、あわせて建物保険料相当額の負担については、経過措置を記載してありましたが、改正に合わせて経過措置の文言を削除したものであります。

この改正は、川根本町コミュニティー施設整備事業補助金交付要綱との整合性を図るため、第3条におきまして、町の実施する事業をより具体的に明記し、第3表を加え、別表第2において負担金の額の改正をしたいものです。

以上が改正の説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 全部で7点ほど質問いたします。

まず、1点目は修繕費用に対する地区負担金が10分の1から3分の1にふえる修繕はどんなものか。2点目、1種類、1カ所で150万円以上なのか。何種類か、何カ所かまとめた額で見るとどうか。何種類でも何カ所でもいいのかどうかということです。3点目、地区負担を10分の1から3分の1に3倍以上になる場合もあるわけですが、引き上げなければならない理由、根拠は何か。4点目、初日に提出して取り下げたものは、4月1日から適用するとしていて、不利益遡及の禁止に当たると指摘したことで取り下げられました。今回、交付の日から施行すると変えて提出し直したわけですが、4月からこれまでの間に地区集会所の修繕はしていないのか、もしやったものがあれば、改正前の10分の1負担で徴収するのかについて。5点目、全額地区負担とした別表第3の小規模な修繕の中に、ふすまや障子、ドア取りかえがありますが、古くなって全面的に、あるいは一部屋全部を取りかえる場合は、10万円以上になる場合もあると思われれます。それでも全額地区負担となるのかどうか。6点目、畳がえは10万円以下なら全額地区負担で、10万円以上なら2分の1の負担にな

るのか、そうする理由は何かについてお答えを求めます。7点目、負担がふえることへの町民の合意をいつ、どのように確認したのか。

以上、7点について質問いたします。

議長（森 照信君） 企画環境課長。

企画環境課長（羽根田泰一君） ただいまの鈴木議員の質疑についてお答えします。

1つ目の、修繕費用に対する地区負担金が10分の1から3分の1にふえる修繕はどんなものかということの質疑ですけれども、これについては、屋根の修繕と全面塗装、あと浄化槽の修繕、外壁、内装の張りかえ、床板の8割以上の張りかえ、耐震補強を考えております。

2つ目の1種類、1カ所で150万円以上か、何種類、何カ所かまとめた額で見ると、何種類でも何カ所でもいいのかという質疑ですけれども、これについては、修繕を施すときに、別表3に掲げるもの以外は、1種類でも多数の修繕をまとめても10万円以上であれば、この条例に適用させることができます。

3つ目の地区負担を10分の1から3分の1に引き上げなければならない理由、根拠は何かということなんですけれども、これについては、10分の1の地区負担でよかったメニューが、そう大きな費用がかからないものであり、費用がかかるものが2分の1ということで、各地区において使い勝手が悪いという声も聞こえてまいりました。費用がかかるものを2分の1から3分の2にしたことにより、負担が軽減されたというのが、今回の改正のポイントだと思っております。

4つ目の、不利益遡及ですか、初日に提出してということで、これについては毎年要望により修繕の予算化をしておりますが、今年度は10分の1の負担のメニューになる修繕は入っておりません。4月からの修繕で、今やっているのはトイレの改修、藤川地区が1件ありまして、これが改正前の2分の1の適用と、改正後も補助率は変わっておりません。

5つ目の別表第3の小規模な修繕の中に、ふすまとか障子、ドアの取りかえがあるということで、古くなって全面的、あるいは一部屋全部取りかえる場合は10万円以上になると思うが、それでも全額地区負担となるのかということなんですけれども、これについてはふすま、障子、ドアの修繕に限定しておりまして、例えば現状のままで一部の修繕、補強とか、ノブの取りかえとかは対象としませんが、新品に取りかえるとか、木枠の窓であった部屋全体をアルミサッシにかえるなどという取りかえ等しますので、すべての地区の負担で対応するものでなく、町も負担をするということになっております。

6つ目の畳がえは10万以下なら全額地区負担で、10万以上なら2分の1の負担になるのかという質疑ですけれども、これについては、あくまで10万円を基準としますので、それ以上の修繕費は2分の1の負担となり、別表3に掲げる小規模修繕がほとんど10万円以下であろうということと、地区で修繕をする数万円の修繕が、例えば34地区でほとんど毎年のように発生し、補助の申請をしたり、町で実施時に負担金の徴収をするなど、効率が悪いということとを考慮しまして、一定の修繕を地区において負担なども考慮して、町に要望していただ

ば、ある程度の修繕は効率よくできるのではないかと考えております。これが10万円以下ということについては。

最後の町民の合意はいつ、どのように確認したのかということですが、これについては、さかのぼりますけれども、議会サイドにおいては3月10日において、予算委員会で来年の負担の考えを要綱改正案で説明し、また区長連絡会、これは20年4月11日に開催しておりますけれども、そこで資料をもって各区長に説明して了解していただいたものと考えております。

以上ですが。

議長（森 照信君） 再質疑ありますか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ただいまの答弁では、別表第3に載っている小規模な修繕、こういうものもまとめて10万円以上になれば、例えば量が多い、畳も枚数が多いとか、ガラスもまとめて10万円以上になった場合は、2分の1の負担になるんだと、同じ事業名でも。そういうふうな答えだったと思うんですけれども、だったらなぜ10万円以下は、要するに金額で言うと10万円以下は地区の負担で、それ以上は2分の1の負担になるということではないんですか。こういう事業名、修繕のメニューを示す必要はないんじゃないでしょうか。金額で切っていけば、全く明らかなわかりやすいものになるのではないかと考えるんですけれども。

それと、1番目の質問ですが、今まで10分の1から3分の1にふえる修繕の中で、耐震補強というのもその対象になっているということなんですけれども、耐震補強をやる集会所、いわゆる調査をしたりしてもうわかっているんでしょうか、耐震度が低いということがわかっている集会所があるんでしょうか。

議長（森 照信君） 企画環境課長。

企画環境課長（羽根田泰一君） 今、最初の別表3のものは金額に入れておりません。

そして耐震補強でございますけれども、これについてはほとんどの集会所が多分耐震補強の対象にはなっていないと考えております。

以上ですが。

議長（森 照信君） 再々質疑ありますか。

（「答えが違います」の声あり）

議長（森 照信君） 企画環境課長。

企画環境課長（羽根田泰一君） 失礼しました。

川根本町地区集会所の一覧を見ますと、旧中川根地区が17あって、旧本川根地区が21ありますけれども、56年以前のものについては耐震補強ができていないということで訂正します。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） では、たくさんあるのかどうかわかりませんが、56年以前に建てられた集会所は耐震補強をしなければならぬわけですね、大勢の人たちが集まる場所だから。それは、地区の人たちにやるかやらないか、任せてしまうということですか。

もう一つ、別表3は金額に関係なく、こういうメニューのものは地区の全額負担だということですか。

議長（森 照信君） 企画環境課長。

企画環境課長（羽根田泰一君） 1つ目の耐震補強についてですけれども、これは3分の1の対応になりますので、地区の方に3分の1出してもらおうということになっております。

議長（森 照信君） もう一度。

鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 金額に関係なく、小規模な修繕、別表3は金額に関係ないと言われたじゃないですか、2回目の質問の答弁で。

企画環境課長（羽根田泰一君） 失礼しました。

先ほどの別表3のことですけれども、ちょっとニュアンスの違いで、別表3に掲げるもの以外と私言いませんでしたか、以外は。掲げるもの以外は、1種類でも多数の修繕をまとめて10万円以上であればと。別表3に入っているもの以外と。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。3回目になりましたけれども、特に発言を許します。

11番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。私は、1回目の質問でちゃんと修繕の種類を聞いたんです。この表の中にある修繕を聞いたんです。それがまとまって10万以上になった場合は、2分の1負担になるのかというのを聞いたら、そうなるんだと言われたじゃないですか。

議長（森 照信君） 企画環境課長。

企画環境課長（羽根田泰一君） 訂正します。先ほど私、別表3に掲げるもの以外と書いてあるのを、掲げるものと読み間違えましたので、よろしくお願いします。

議長（森 照信君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの冒頭の説明の中で負担率を、私、補助率と間違えて発言いたしましたので、補助率を負担率に訂正願います。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。まず、原案に反対者の発言を許します。

11番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場で討論を行います。

合併前、旧中川根町では町が建てた地区集会所の建物維持の地区負担はありませんでした。合併で本川根町に合わせて町が所有する集会所でも、維持修繕費などを地区負担にしたことで、これまで地元住民から使用料を取らなくてもいい地区も、ほとんど有料になったと聞いています。建物保険料も全額地区負担にするとのことで、18年度は2分の1負担、19年度から全額地区負担になりました。

今回、条文整理のような形で、この建物保険料の部分は出されましたけれども、このように住民や地区への負担増を行う場合は、住民の声をきちんと聞いて、納得を得てから行うのが住民自治を進める行政の常識のほうです。

今回の修繕負担金はさらなる負担増で、19年度から大規模修繕は対象事業を定めて10分の1負担とし、それ以外は小規模修繕との考えで2分の1の負担としていたものを、修繕内容で負担額に矛盾が生じるとのことで、150万円という金額で負担率を変えよとの提案ですが、150万円以上を10分の1から3分の1の負担に引き上げ、150万円未満10万円以上をこれまで同様2分の1負担にするとのことですが、150万円以上ではこれまでの対象修繕は3倍以上の負担となる。また、150万円以下の修繕の負担率が高いために、わざわざ150万円を超える修繕にすることも考えられ、町は無駄な支出がふえるという矛盾が生じかねないもので、行財政改革にも逆行すると思われる。

電気、ガス、水道など住民が使うことでかかる経費を地区が出すのは仕方のないことですが、自然と老朽化する建物の修繕や町有財産の建物保険料まで地区に押しつけるのは、建物を責任もって良好な状態に保つべき町の責任放棄であり、無責任極まりないことだと思います。

川根本町コミュニティ防災センター条例の第1条に、自主防組織の活動拠点及び非常時における避難場所とするとともに、コミュニティ活動を推進するために設置すると書かれていて、地域振興センター条例の第1条にも、町内地域の産業、教育、文化の発展向上及び生活改善、保健福祉の増進など、地域づくりの拠点として設置すると書かれています。まさに、行政が最優先に行うべき課題の遂行に充てよとの目的で、行政によって建てられた施設であり、どちらも施設は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じ、最も効率的な運用をしなければならないとしており、次の条には管理に関し、必要な事項は規則で定めよとして、規則には使用の許可は町長となっており、維持に要する費用で地区が負担するものは、それでも今までは最小限の負担にとどめていました。

今回、この理念を振り捨てて、負担割合を3倍以上に引き上げることに、一体どれだけの町民の賛成が得られるかさえ確認していないことは、住民の上に行政があるとの姿勢としか言えないものです。区長会で承認されたということですが、真に住民の合意を得たのでない、今回の負担増の条例改正には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 私は、この議案について、賛成の立場から討論したいと思いますが、行きがかり上という部分もありますが。

今度の改正については、さっきのときの私の一般質問にもあるんですけども、とにかく一つの町になって、そうしたら実質的にも公平にやっていかなければならないという部分があって、これは旧中川根町のほうに適用される条例なんですけれども、負担金ということで、これに対応する部分が旧本川根町のほうでは、補助金要項がありまして、これと内容を実質

的に合わせたいと、それによって公平を図りたいということで、この改正がなされているということです。

また、先ほど課長のほうからも答弁もありましたように、区長会のほうにも話してあるということですので、この条例そのものについて問題はないと思います。

このような点から、私はこの条例について賛成をいたします

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから、議案第47号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第47号、川根本町集落センター等負担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 認定第 1 号 平成 19 年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 2 号 平成 19 年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 3 号 平成 19 年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 4 号 平成 19 年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 5 号 平成 19 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 6 号 平成 19 年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 7 号 平成 19 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（森 照信君） 日程第 4、認定第 1 号、平成19年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第10、認定第 7 号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会

計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、杉本道生君。
決算特別委員長（杉本道生君） それでは、本定例会において、平成19年度川根本町会計決算認定について、決算特別委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

9月8日の本会議終了後、正副委員長の選出を行い、審査日程、審査要領等について協議をいたしました。

審査は、9月9日、10日、11、12、16と5日間にわたり実施いたしました。

9日午前中、総務課財政担当者から、総括説明と健全化判断比率についての説明を受けた後、午後から平成19年度一般会計及び特別会計6件の決算審査について、それぞれの所管課長、局長等の説明を受け、審議を行ってきました。また、17日には現地調査を実施し、町道栗代線、八橋小道、資料館やまびこ等を視察いたしました。

視察終了後、午後1時から認定第1号から認定第7号までの委員会採決を行いました。

採決の結果、次のとおり決定しましたので報告します。

認定第1号、平成19年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第2号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第3号、平成19年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第4号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第5号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第6号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第7号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

次に、審査の経過状況の中での意見、質問、要望等につきましては、全体を報告すべきではありますが、皆様のお手元に資料を配付してありますので、その中から幾つかを抜粋して報告させていただきます。

9月9日、総務課、管理課。

歳出2款1項1目、ヨーロッパ研修のレポートを見ることができるかの質問に、県で作成した冊子が回覧された。環境ドイツ、福祉スウェーデンの視察で、経費のほとんどは財団法人静岡県市町村振興協会助成金で、町では1人当たり約8万円のみ支出しているとの説明があった。視察の目的や場所は県で計画しており、その中で各自視察場所を選ぶ。視察可能人数は県から指定があるとの説明があった。

2款1項5目財産管理費。13節委託料について、分筆測量を科目設置で60万円計上したが、

町有地の売却案件があったので、不動産鑑定評価を行ったとの説明があった。

9款1項2目非常備消防費。3節職員手当等の技術手当については、ポンプ車等を所有している分団への車両の種類、台数により支払っているとの説明があった。ポンプ車の買いかえで古いポンプはどうしたのかの質問に、売却し財産売払収入に入っているとの説明があった。

続いて出納室。

歳出。2款1項4目会計管理費。12節指定金融機関派出手数料105万円について、1日どれくらいの利用があるのかの質問に、午前10時前、昼休み1時間、そして午後3時以降に出納室で受ける分は約2割であるとの説明があった。ATMの機械がなくなり、かなり不便になったとの意見があった。

議会事務局。

歳出。1款1項1目、議会だより速報版を新聞折り込みができない地区は、平栗、坂京、洗富46軒分を区長宅へ届け、小幡5軒分は郵送しているとの説明があった。

9月10日、企画環境課、企画観光課。

歳出。2款2項1目企画総務費。お茶関連の補助金が幾つも出ているが、1つにまとめたらどうか。また、産業課との連携に力を入れるべきではないかとの質問に、企画環境課は宣伝、産業課は基盤整備に力を入れているとの回答があった。

2款2項3目まちづくり事業費。日本ふるさと会議負担金80万円について質問があり、山梨県早川町の提案で、品川にアンテナショップがあるが、現在は区画整理にかかり、ビル解体でとまっている。場所を探しているが、再開しても80万円では入れないと思うとの説明があった。

2款2項8目路線バス運行事業費。バス対策委員会の意向をどれくらい取り入れるのか。北部地区へバスを走らせるのか、デマンド方式を取り入れる考えはないかとの質問に、委員会4回くらいの中で考えていきたい。タクシー、デマンドも頭に入れて検討していく。北部へ乗り入れるのは事実であるので、委員会への説明ができるような形で進めていきたいとの説明があった。

7款1項4目音戯の郷運営費。入館者数についての質問があり、町内、町外全体で3万2,008人であるとの説明があった。光熱水費がかかりすぎていないかの意見があった。主に電気使用料であるとの説明があった。

建設課、事業課。

歳出。6款1項9目、19節負担金、補助及び交付金、県営中山間地域総合整備事業調査負担金は、中川根地区の上長尾から北部地域で実施し、200万円の2分の1の負担であるとの説明があった。事業を始めると、事務費が25%、工事費15%の負担率となるとの説明があった。

8款3項2目、13節小規模施設修繕業務委託料は当初200万円とってあるが、7万1,000円

しか支出がないのはなぜかの問いに、地区からの要望がなかったとの説明があった。

8款4項2目住宅建設費。16節原材料費について、若者定住促進住宅に使用する杉板で、事前に購入し、防腐、防災処理した。2つの製材所へ交代で発注している。町有林を使っているとの説明があった。

9月11日、生涯学習課。

歳出。10款4項1目社会教育総務費。13節中学生海外英語研修事業委託料について、20名の参加があった。ことしは定員割れになっているが、その原因は何かとの質問に、ことしから定員18名に変更し、15名の応募があった。部活や生徒数の減少があるとの説明があった。ことし個人負担6万7,000円で、経済的理由もあるのではないかとの質問に、もし経済的理由で行かないようなことがあれば、支払方法については対応できるとの回答があった。

放課後学童クラブは10月から試行的に実施するとの説明があったが、人材確保はできたのかとの質問に、健康増進課の担当であるが、指導員3名を確保でき、常時は2名で見る。利用児童に応じて指導員をふやすなどの対応を考えているとの説明があった。

10款4項4目資料館運営費。運営についてどのようなことを検討したのかとの質問に、電気系統に故障が多いため、ハロゲン灯から蛍光灯に職員の手でかえ、照明スイッチ修繕工事を行った。電気料が安くなり、セコム防犯監視員も節約のためにやめた。経費節減を考えて、職員でできることはやっているとの説明があった。

また、資料館3,200円、音戯の郷1,200円、茶茗館600円、入館者1人に3,200円も町が出すのは何とかしなければならないとの意見もあった。

教育総務課。

歳出。10款1項3目、奨学生選考委員会委員報酬3万3,000円の支出がないことについて質問があり、年1回開催の予算を計上してあるが、新規の申請がなく開催しなかった。大学生1人、高校生1人が継続しているとの回答があった。

10款2項2目教育振興費。遠距離通学費補助金について、崎平地区が補助対象から外れていることについての質問があり、2.5km以上が補助対象で、駅を起点にしているため、対象外になっているとの説明があった。これに対し、対象にすべきとの意見もあり、検討課題としていくとの回答があった。

10款3項2目、遠距離通学費補助金の不用について質問があり、井川線、大鉄を使っている生徒は全額実費補助なので、児童生徒の増減による変動が大きいとの説明があった。補助の内訳は4km以上で、自転車は年3万円強、徒歩は1万円以内、電車は全額補助との説明があった。

税務課。

2款3項1目税務総務費。歳入。不納欠損について質問があり、すべて法人で6社の倒産によるとの説明があった。個人町民税は税源移譲でふえたが、企業の法人住民税は下がったとの説明があった。

9月12日、町民課、住民課。

歳出。2款4項1目、住基カード発行数は旧中川根64件、旧本川根59件、計123件は、合併に伴い旧町分は使用できない。現在での有効件数は89件である。19年度発行は39件との説明があった。カード発行の経費はどこから出ているかの質問に、需用費の消耗品費1,532円掛ける39件分を出しているとの説明があった。

3款1項7目老人医療費。医療諸費は平成18年度より1億3,000万円増となっている。16、17、18年度と減っていたのに、平成19年度に激増したのは、原因として重症化ではないかとの意見があった。

産業課、事業課。

歳出。6款1項5目茶業推進対策費。全国品評会上位入賞者報奨金についての質問があり、1等のみとの説明があった。1等、2等は高値で買ってもらえるが、3等以下の出品者への助成はあるかとの質問に、出品者へは肥料代として10万円出している。その他被覆や摘採など全面的に役場職員が応援に出ているとの回答があった。さらにもっと支援を強めて、出品者の負担を軽くして、出品できるようにするべきではないかとの意見に、一定の限度を踏まえながらいろいろな応援をやっていきたいとの回答があった。

6款1項6目農林業センター運営費。農林業センターの利用状況について質問があり、18年度653人、19年度1,008利用との報告があり、販売利用実績について資料が配付された。

6款2項2目林業振興費。19節森林組合おおいがわ活動事業補助金について質問があり、全体で500万円ぐらいの事業を盛り込み、2市2町で実施しているとの回答があった。

また、561万3,000円の使途について質問があり、組合員の指導、労務対策費の補助であるとの説明があった。

9月16日、健康増進課、保健福祉課。

歳出。3款1項1目、母子家庭受給者証についての質問があり、41世帯に発行しているとの説明があった。

3款1項3目老人福祉費。在宅高齢者配食サービスについての質問があり、利用者は中川根地域58名、延べ6,306名、本川根地域59名、延べ5,792名の利用があるとの回答があった。

3款2項2目児童福祉施設費。保育園の職員数について質問があり、町立3園で正規職員24人、臨時職員11人、徳山聖母保育園は正規職員6人、臨時職員1人、調理師1人であるとの説明があった。

4款1項3目予防費。僻地患者輸送車運行委託料について、どこへ委託しているのかの質問に、シルバー人材センターであるとの回答があった。

9月10日、特別会計、温泉事業。

歳入。1款1項1目温泉使用料。滞納状況について質問があり、現年度分20万8,000円、過年度分53万3,000円であるとの説明があった。

簡易水道事業。

歳出。2款1項2目本川根区域水道維持管理費。坂京へ水を運んだのはなぜかとの質問に、湯水期に井戸の中の水位が低くなり、下が水量不足となったためとの説明があった。

国民健康保険。

歳出。1款1項1目、繰越明許の399万円は入れてあるのかとの質問に、決算書には13節委託料として入れてあるとの説明があった。

老人保健。

歳出。1款1項3目、レセプト5万4,581件分で、国保連合会へ4万4,968件、支払基金へ医療・歯科5,998件、調剤3,562件、調剤審査53件であるとの説明があった。

9月16日、介護保険事業。

歳出。2款3項1目高額介護サービス費。高額介護サービス費について、件数を幾ら以上に対して給付しているのかとの質問に、施設に入所している人の部屋代、食費の負担を軽減するため、負担限度額以上の使用料を補助しているとの説明があり、低所得者の負担限度額表が配付された。

最後に、いやしの里診療所事業。

歳出。1款1項1目、2節給料について、看護師の等級はとの質問があり、3級32号であるとの回答があった。

以上、抜粋して幾つかを報告いたしました。

また、決算特別委員会の審査に当たり、関係各部署よりわかりやすい説明を受け、スムーズに委員会を進行することができました。関係課長の御配慮により、心より感謝をいたします。また、委員の皆様からも活発な意見、要望等が寄せられ、大変有意義な審査が行われ、無事決算特別委員会の審査を終了することができました。重ねてお礼を申し上げます。

これで、平成19年度川根本町会計決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

すみません、訂正箇所がありますので、最初の総務課、管理課、2款1項1目の一般管理費で、「県で作成した……経費のほとんどは宝くじの助成で」となっておりますが、「財団法人静岡県市町村振興協会助成金で、」に変更していただきたいと思います。

それと7ページの「放課後学童クラブは10月から思考的に実施するとの説明がある」というところですが、「思考」を「試行」にしていただきたいと思います。

以上です。

議長（森 照信君） これで、決算特別委員長報告を終わります。

これから、認定第1号、平成19年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成19年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成19年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、認定第2号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成19年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 11番、鈴木多津枝です。原案に反対の立場から討論をいたします。

先ほどは委員長報告の間違いを隣の議員から指摘されまして、内輪話をしているうちに、認定第1号の一般会計決算認定に反対討論をするのを見逃してしまいました。本当に不覚だったと思いますけれども、今度はしっかりと老人保健特別会計決算に反対の立場で討論を行います。

戦争で九死に一生を得て、戦後も必死に働き、社会を支えてこられたのに、安心した老後

をと思った矢先に、なぜこんな姥捨て山のようなひどい目に遭うのか、実施から半年たった今も、後期高齢者医療制度への怒りは、日々拡大しています。その上、10月15日には4度目の年金からの保険料天引きが行われ、新たに625万人が天引きの対象に加わり、最大1,500万人から天引きが実施されます。物価は高騰しているのに年金は据え置かれたままという、厳しい生活を強いられているお年寄りからも、容赦なく保険料を差し引く非情な制度です。廃止を求める世論は、党派の違いを超えて広がり、全国の3分の1以上の議会が廃止、見直しを求める意見書を可決しています。35の都道府県医師会が制度に異議を唱え、高齢者の不服審査請求も全国各地で広がっています。

こうした国民の怒りの前に、麻生自民党幹事長（当時）や舛添厚労相らが、制度の抜本的見直しに言及し、75歳という年齢で区分する仕組みは廃止または見直す考えを示すなど、制度の破綻が明らかになりました。

そういう中で、必要な制度とか持続、継続可能な制度などと頭から持ち上げて推進してきた町長を初めとする当町行政の姿勢の無責任さは厳しい反省が求められることを指摘せざるを得ません。その準備を着々と進めてきた大もとが、この老人保健特別会計であるのは明らかです。対象年齢を毎年1歳ずつ引き上げて、75歳以上にしたとたん、後期高齢者医療制度が始まり、老人保健対象者がそっくり移行されました。早晚この会計は消滅すると言われていきます。

それだけではなく、高齢者の医療費抑制が言い続けられ、診療報酬に差をつけた差別医療も着々と進められ、長期療養入院者にも病院からの締め出しが半強制的に始まりました。地域や家庭に受け入れ体制もできていないにもかかわらずです。一般会計の決算審査で、当町の年金受給者の月平均受給額が報告されましたが、国民年金で月約5万5,000円、厚生年金でも約6万7,000円と低く、働き盛りの給与が低い人がいかに多い町であるかという事実には愕然としたのは、私だけではなかったと思います。

この会計は、毎回述べているように、国の老人保健制度を町が実施するための特別会計であり、町としての裁量の余地はほとんどないもので、この会計自体に高齢者への負担が出てくるものでもありませんが、この会計の外では、この会計への医療費拠出金を抑えるためのさまざまな高齢者医療費抑制や、高齢者一部負担の引き上げが繰り返されており、19年度においてはその究極とも言うべき後期高齢者医療制度への移行を進めていたことを考えると、当初予算同様、黙って賛成するわけにはいかないものです。

当会計の当初予算に賛成討論をされた久野議員は、その討論の中で、「昭和36年の国民皆保険以来、我が国はだれもが安心して医療を受けることを実現し、その医療提供体制は、安心して生活を送るための重要な基盤となり、世界最長の平均寿命や高い保健医療制度を保ってきた。平成20年4月から行われようとしている後期高齢者医療制度は、急激な高齢化に伴う医療費増大に対し、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、わかりやすい制度とするもので、将来にわたり持続可能な制度を確保し、給付と負担の均衡を図り、だれもが安心して

医療を受けられる環境整備に不可欠な改革」などと述べられていました。

しかし、後期高齢者医療制度は、始まって半年もたない現在、進めてきた与党の新党首や厚生大臣自身の口から、廃止、見直しの方針が打ち出される前例のない欠陥制度で、たびたびシステム改修や宣伝広告に貴重な税金をつぎ込んできた政府や当町の行政、議会の責任も重大です。住民に身近な行政に、保健指導体制の強化、充実という町の意識改革がない限り、我慢強いお年寄りの重症化を防ぐ方法はないと思います。資料の中の給付状況というページを見ても、19年度は18年度より入院外は件数も金額も減り、1件当たり給付額も減りましたが、入院では金額も件数も大幅にふえ、1件当たりの給付額も38万円から44万円に激増し、1人当たり医療諸費でも51万円から59万円に8万円もふえています。また、高齢者本人の一部負担金も、1人平均4万9,845円から、5万5,251円にふえています。明らかに我慢に我慢をして、重くなってから医者に診てもらっている、受診抑制の実態が明らかです。軽いうちに、気軽にお医者さんに行ける体制づくりや、自己負担の軽減策、保健師や介護支援、在宅介護などの充実を求めてきましたが、高齢者医療に際限ない負担増で、世界に類のないこのような差別医療を持ち込んだ後期高齢者医療制度への移行を着々と進めてきた、当老人医療特別会計決算には、賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 私は、認定第3号について、反対討論を忘れなかったものですから、賛成討論をやらせていただきます。この老人保健特別会計に限って賛成討論をさせていただきます。

老人保健特別会計の決算を見るに、平成19年度は医療諸費が12億6,600万強、昨年に比べて1億3,000万強の伸びという形になっています。この会計は、この医療諸費に対して、支払基金、国、県、町の出し分を、それぞれに負担を計算してやるものであります。このような計算がきちりとできている、会計ができているということを認めまして、賛成の討論といたします。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成19年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、認定第3号、平成19年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につい

ては、認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、認定第4号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、認定第5号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、認定第6号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第7号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、認定第7号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第11 認定第8号 平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防
組合歳入歳出決算認定について

議長（森 照信君） 日程第11、認定第8号、平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防組合歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、鈴木多津枝君。
第1常任委員長（鈴木多津枝君） それでは、第3回定例会で第1常任委員会に付託されま

した事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

9月8日の本会議におきまして、認定第8号、平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防組合歳入歳出決算認定について付託を受け、16日午後2時より、大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

第1常任委員7名のほか、第2常任委員の出席を認めるとともに、質問、発言も許すこととし、開会しました。

この決算審査は、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散により、平成20年3月31日をもって出納を閉鎖した打ち切り決算について、関係市町の議会で認定を行うものであります。

1款、2款、3款及び5款の組合管理費とごみ処理関係については町民課長、4款の消防関係については総務課長からそれぞれ説明を受け、審査を行いました。

このような中で、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、それぞれの節区分において、大きな不用額が出ているがとの質問に、入札差金などもあるが、3月31日組合解散に伴う打ち切り決算のため、3月分が未払いとなっているもので、未収金、未払金差し引き合計の9,768万9,000円は島田市が清算する。なお、余剰金1億932万円は構成市町に案分し、戻される。内訳は、組合管理費分42万1,000円、公債費分13万1,000円、ごみ処理管理運営費分647万2,000円、消防費経費分368万9,000円で、川根本町分余剰金は合計で1,058万2,000円となるなどの説明がありました。

また、余剰金はいつ戻るとかの質問に、島田市の9月議会で承認され、10月中ごろ本町分が入る予定である。次の議会に補正を提出するとの説明がありました。

消防関係では、4款1項5目の初倉分遣所の自動車購入費3,692万6,000円に補助金は幾らかとの質問があり、国から1,027万3,000円補助されているとの説明がありました。

また、川根本町決算で白羽山の無線基地局の借地料として6,199円の支出があるがとの質問に、川根本町で支払っているが衛生消防組合より川根本町に雑入の項目に同額が入っているとの説明がありました。

以上のことが確認されました。

審査終了後、委員会採決を行いました。

委員会採決は、委員長を除く6人の委員の起立によって行い、その結果、全員賛成で認定です。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（森 照信君） これで第1常任委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、認定第8号、平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防組合歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第8号、平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防組合歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、認定第8号、平成19年度島田市・北榛原地区衛生消防組合歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第12 請願第1号 子育て支援を求める緊急署名に添った安心して子育てできる町づくりを行政に求める
請願

議長(森 照信君) 日程第12、請願第1号、子育て支援を求める緊急署名に添った安心して子育てできる町づくりを行政に求める請願。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり、第1常任委員会に付託しましたので、報告します。

日程第13 川根本町議会議員派遣の件

議長(森 照信君) 日程第13、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件とおり決定いたしました。

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（森 照信君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程など、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（森 照信君） 日程第15、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（森 照信君） お諮りします。

お手元にお配りしました議事日程（第2号の追加1）のとおり、教育委員会委員の任命について外3件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、教育委員会委員の任命について外3件を日程に追加し、追加日程とし議題とすることに決定しました。

4時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時10分

議長(森 照信君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第1 同意第3号 教育委員会委員の任命について

議長(森 照信君) 追加日程第1、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 同意第3号、教育委員会委員の任命についての提案理由の説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにより、学校教育や生涯学習など教育問題全般についての審議や意思を決定する執行機関として、教育委員会が設置されております。この教育委員会委員として、平成17年10月26日からの任期を務めていただいております太田侑孝氏が本年4月30日をもって退任されました。

つきましては、後任の委員として町立の保育園に長く勤務され、豊かな保育実績と広い視野を持った園長経験などから、地域の方々に厚い信頼を受けておられ、また教育、学術及び文化に関して見識を有し、委員としてふさわしい鈴木信子氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。
これから、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、同意第3号、教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

追加日程第2 議案第53号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議長(森 照信君) 追加日程第2、議案第53号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第53号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整理を行うものです。

内容的には地方自治法第230条及び第230条の2の改正により、議員の報酬の支払方法等が他の行政委員会の委員等の報酬支払方法等と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬規定にかかわるものを分離するとともに、名称を議員報酬に改められることに基づいて、関係する条例を整理するものです。

第1条は川根本町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、「報酬」を「議員報酬」に改めるものが主なものであります。

第2条は、川根本町特別職報酬等審議会条例の一部を改正するもので、第1条中「議員報酬等」を「川根本町議会の議員の議員報酬及びその他の非常勤特別職の報酬並びに町長及び副町長の給料(以下「報酬等」という)」に改め、第2条中「議会議員の報酬の額及びその他の非常勤特別職の報酬の額並びに町長及び副町長の給料」を「報酬等」に改めるものです。

この改正条例の施行は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に合わせ、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用するものです。

よろしく御審議いただき、御議決いただきますようお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第53号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第54号 川根本町消防団員等公務災害補償条例
の一部を改正する条例について

議長(森 照信君) 追加日程第3、議案第54号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第54号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、平成19年5月25日に公布され、平成20年10月1日から施行されることに伴い、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、第3条第2項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めようとするものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第55号 平成20年度川根本町一般会計補正予算（第4号）

議長（森 照信君） 追加日程第4、議案第55号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第55号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第4号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億904万2,000円としたいものです。

今回の補正は、8月に熊本県で開催された第62回全国茶品評会において、農林大臣賞並びに産地賞など、好成績を収めたにことによる報償金と、祝賀会等の経費を計上するものです。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般6ページからごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は150万円の増額です。これは、先ほど述べましたとおり、全国茶品評会において上位入賞された方への報償金の増額分と、その祝賀会開催経費等を主催する町茶業振興協議会へ補助するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般5ページをごらんください。

第18款第1項繰越金は150万円の増額です。前年度歳計剰余金を補正するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 歳出のほうですけれども、6款1項5目19節の負担金、補助及び交付金で、茶業振興協議会補助金の120万円増額ですけれども、この内訳で、全協で入賞茶の購入費として14万円が入っているという説明があったんですけれども、入賞のお茶をどのようにして購入されるのか。それから、入賞茶は入札で、よく聞くんだけれども1kg30万円ぐらいになったとかいう、御祝儀相場がつくと聞いているんですけれども、この金額でどれだけ購入して、どのように活用する考えかお伺いします。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 鈴木議員のただいまの質問ですが、14万の活用方法ということですが、各種のイベント1,000パック用として1kgぐらい購入を予定しております。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） それは入札で購入するんですか。どういうふうに入札があるのかわからないんですけれども、もしできたらそのところをどうやって購入するのか教えてください。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 直接、行政は入札に参加できませんので、入札に参加して落札した人から購入ということになります。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 参加して落札した人がだれだかわからないけれども、その落札した人から1kgぐらいを分けてもらうということで、入札では10kgを入札するんですか。14万だと、1kgなんてとても買えないんじゃないですか。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 落札した金額が幾らかわかりませんが、キロ十四、五万とすれば1kgぐらい買えると思います。

議長（森 照信君） これで鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号、平成20年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、平成20年度川根本町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

閉 会

議長(森 照信君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時22分